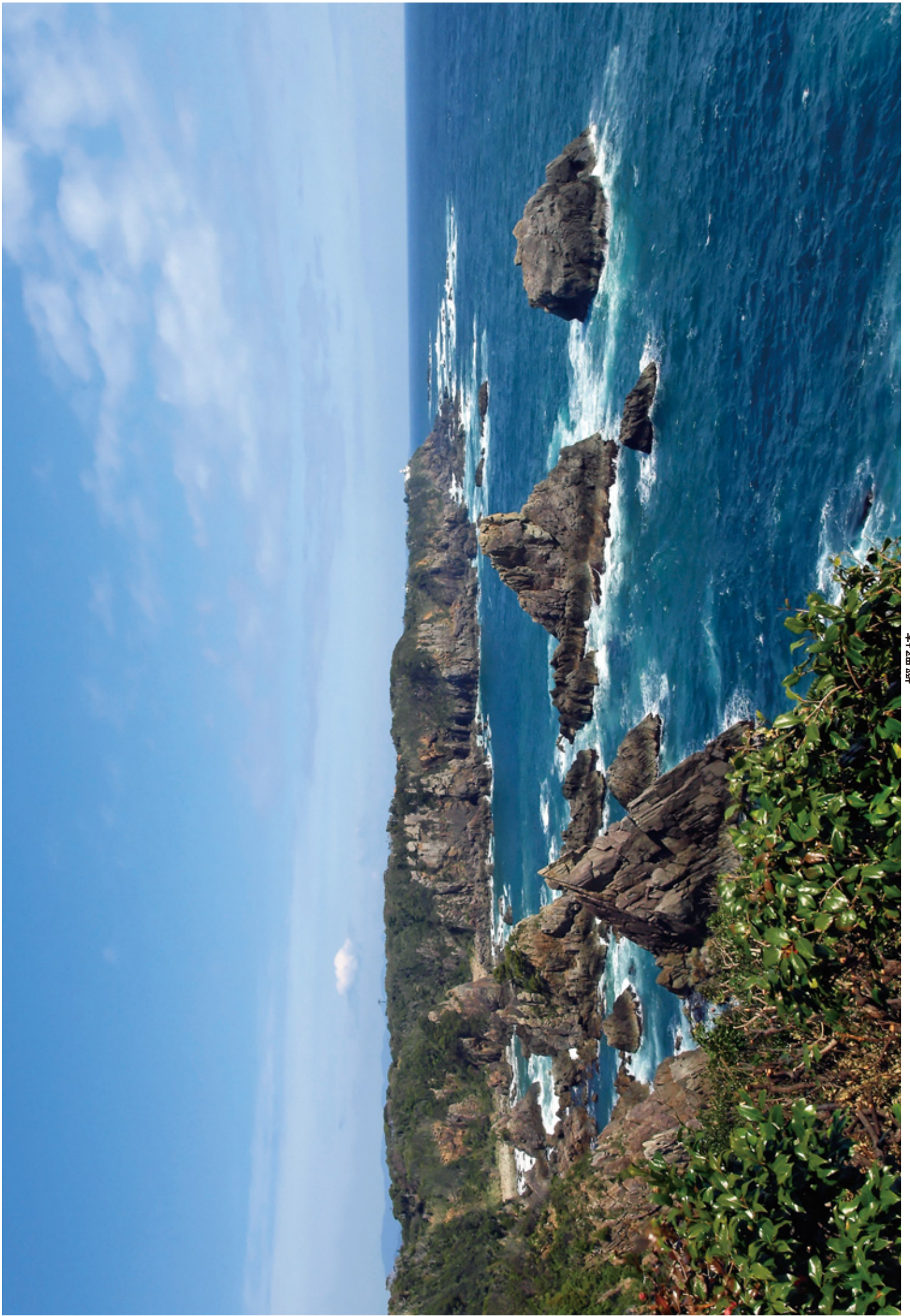


檜野崎灯台・官舎及びエルトゥールル号事件に関する
調査研究報告書

2013

和歌山県教育委員会





櫻野埼灯台



旧官舎



エルトゥールル号事件遭難者墓地



船甲羅

序

この報告書は、和歌山県東牟婁郡串本町の大島に所在する檜野埼灯台・旧官舎及びエルトゥール号事件関連遺跡群の調査研究成果をまとめたものです。

和歌山県教育委員会と串本町教育委員会は、平成 22 年度より、檜野埼灯台・旧官舎の建築史的価値及びこれらを含むエルトゥール号事件関連遺跡群の史跡的価値を明らかにするため、調査研究を実施してきました。

檜野埼灯台・旧官舎は、日本で初めて建造された西洋式灯台の 1 つであり、近代建築史の上で非常に重要なものであるとともに、エルトゥール号事件関連遺跡としても重要な意義をもつものであります。

エルトゥール号事件は、明治 23 年（1890）9 月 16 日に串本町檜野沖でオスマントルコ帝国の軍艦エルトゥール号が遭難したことで知られていますが、約 500 人の犠牲者を出しながらも 69 名の命が助かった背景には、まず第一に住民の献身的な対応があり、さらに整備されてそれほど時を経ていなかった地方行政と中央政府の迅速な対応に新聞社等のメディアの対応や日本赤十字社の対応があったと考えられます。

この事件は、その後の海難対応措置の教訓ともなった歴史的な事件として広く知られているところですが、事件の舞台となった串本町大島には、関連する遺跡が多く残されています。

今回の調査研究によって、檜野埼灯台・旧官舎をはじめとして、船甲羅やトルコ軍艦遭難者墓地、大龍寺・蓮生寺といった遺跡群は、エルトゥール号事件を今に語る重要な遺跡であることが浮き彫りになったといえるでしょう。

この調査研究の実施にあたり、地元檜野埼地区等の住民の皆様はじめ、駐日トルコ共和国大使館や、調査研究にたずさわっていただいた調査研究委員会の先生方等、ご協力いただきました全ての方々に御礼申し上げます。

和歌山県教育委員会

教育長 西 下 博 通

例 言

1. この報告書は、和歌山県教育委員会及び串本町教育委員会が実施した檜野埼灯台・官舎及びエルトゥールル号事件に関する調査研究報告書である。
2. 調査研究に当たっては、「檜野埼灯台・官舎及びエルトゥールル号事件に関する調査研究委員会」を設置して行った。委員会メンバーは下記のとおりである。

委員長 本多友常（和歌山大学 システム工学部 教授）

副委員長 潮崎勝之（串本町文化財保護審議会 委員長）

委員 三沢伸生（東洋大学 社会学部 教授）
小野健吉（国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部長）
岩谷知道（串本町檜野区 区長）

アドバイザー Erkan ORAL（トルコ共和国大使館武官・海軍大佐）
（平成 24 年 2 月～平成 24 年 8 月）
Tevfik KURNAZ（トルコ共和国大使館武官・陸軍大佐）
（平成 24 年 8 月～平成 25 年 3 月）
佐藤正知（文化庁文化財部記念物課 主任文化財調査官）

事務局 和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課
（平成 23 年度）
津井 宏之（課長）
黒石 哲夫（調査班 班長）
高橋 智也（調査班 副主査）
田中 修司（保存班 副主査）
（平成 24 年度）
川端 真理（課長）
仲 克幸（世界遺産班 班長）
高橋 智也（世界遺産班 副主査）
田中 修司（保存班 副主査）

串本町教育委員会

(平成 23 年度)

長谷川喜代孝 (教育次長)

谷口 淳 (生涯学習課 副課長)

(平成 24 年度)

平井 治司 (教育次長)

岡村 好一 (教育課 副課長)

田中 年成 (教育課 主事)

3. 表記に当たっては、地名を表す場合は「檜野崎」を用い、灯台の固有名詞を表す場合は「檜野崎」を用いている。

本文目次

序

例言

1. 串本町及び樫野崎の地理的環境と歴史的環境	1
(1) 串本町の地理と歴史	1
(2) 樫野崎の地理と歴史	3
2. 樫野崎灯台・官舎	5
(1) 建設と運用	6
(2) 歴史的意義	16
(3) 建造物的価値	17
3. エルトゥールル号事件と関連遺跡群	21
(1) 事件の概要とそれを示す記録	21
(2) 歴史的意義	30
(3) 歴史的建造物としての価値	31
4. 今後の展望	37
付編 1 全国の海難事件における救助事例に関する調査結果	42
付編 2 国指定史跡（外国人に関する史跡）一覧	50
付編 3 灯台及び附属建造物文化財指定・登録一覧	52
付編 4 史料	53

図 版 目 次

巻頭カラー写真

- 檜野崎
- 檜野崎灯台
- 旧官舎
- エルトゥールル号事件遭難者墓地
- 船甲羅

1. 串本町及び檜野崎の地理的環境と歴史的環境

(1) 串本町の地理と歴史

- 図 1 串本町の位置 2
- 図 2 串本町周辺図 2

(2) 檜野崎の地理と歴史

- 図 3 檜野崎周辺図 4

2. 檜野崎灯台・官舎

- 図 4 檜野崎灯台・官舎 配置図

(1) 建設と運用

- 写真 1 竣工当時の檜野崎灯台 7
- 写真 2 現況の灯台 7
- 図 5 檜野崎灯台の立面図・平面図 8
- 図 6 改修前の平面構成 平成 22 年 9
- 図 7 復原された平面構成 9
- 図 8 明治 36 年の「檜野崎燈台吏員退息所入口建増図」に描かれた平面図 10
- 写真 3 官舎全体が写る最も古い写真 大正 11 年消印 11
- 写真 4 改修された官舎 平成 23 年 11
- 図 9 檜野崎灯台官舎の平面図 12
- 図 10 檜野崎灯台官舎の立面図 13
- 写真 5 灯台の部分写真 14
- 写真 6 改修後の官舎の部分写真 15

3. エルトゥールル号事件と関連遺跡群

(1) 事件の概要とそれを示す記録

写真 7	エルトゥールル号	21
写真 8	オスマン・パンヤ	21
図 11	エルトゥールル号の航海経路	22
写真 9	船甲羅	23
写真 10	『沖日記』	24
写真 11	檜野崎灯台・旧官舎	24
表 1	オスマン帝国へ返還した沈没品一覧	26
写真 12	(左) 慰霊碑・(中) 追悼碑・(右) 新慰霊碑	27

(3) 史跡的価値

写真 13	船甲羅	31
写真 14	檜野崎灯台・官舎	32
写真 15	エルトゥールル号事件遭難者上陸地	32
写真 16	大龍寺	32
写真 17	蓮生寺	32
写真 18	エルトゥールル号事件遭難者墓地	33
図 12	エルトゥールル号事件関係遺跡群 位置図 (1:30000)	34
図 13	檜野崎周辺図 (1:3000)	35
図 14	エルトゥールル号事件遭難者墓地 平面図 (1:250)	36

1. 串本町及び檜野崎の地理的環境と歴史的環境

(1) 串本町の地理と歴史

和歌山県串本町は本州・紀伊半島の最南端に位置しており、東側に那智勝浦町、西側にすさみ町、北側に古座川町と接しており、南側には太平洋が広がっている。海岸線一帯はリアス式海岸が連なる美しい景観である。町の総面積は約 136km² で、北緯 33 度 26 分、東経 135 度 46 分に位置する。総面積のうち 80% 以上が山林及び丘陵地となっており、串本町の北部の山地は 300 ～ 500 m 級の急傾斜地が多いが、一方で標高 200 m 以下の面積が 8 割以上と、地形は比較的ゆるやかである。町の東部では古座川が流れて太平洋に注ぎこんでおり、沖合には和歌山県内最大の島である紀伊大島がある。また潮岬付近を中心に、東部の海岸は吉野熊野国立公園、西部の海岸は枯木灘県立自然公園に指定されており、雄大な自然美に恵まれている。年間平均気温は約 17℃、年間総降水雨量は平均 2400mm 程度となっている。夏季の最高気温は 33℃ を超え、冬季の平均気温も 6 ～ 8℃ 程度と温暖多雨な気候であるが、8 ～ 10 月にかけては台風銀座と呼ばれるほど台風が多く接近する。全国的にも大きな被害をもたらした四大台風（室戸台風、ジェーン台風、伊勢湾台風、第二室戸台風）なども串本を襲っている。平成 17 年 11 月には、沿岸海域が世界最北限のサンゴ群落として「ラムサール条約」に登録されており、田原湿原は環境省の「日本の湿地 500」に選ばれるなど、自然豊かな環境が整っている。串本町の東部海岸にある橋杭岩は、大島に向かって海中に一直線に並列する大小さまざまな柱状をした岩体群で、直立した石柱が延長 700 m におよび、橋杭のように見えることから橋杭岩と名付けられた。火山活動の前にたい積していた熊野層群の泥岩の地層を突き破り、地下からマグマが噴出し、その後侵食作用を受け、硬い岩脈だけが残り、橋杭岩となった。橋杭岩は地質学上において地殻変動・岩脈・海蝕などの諸現象を示す日本でも類例のないものとして非常に価値の高い岩群で国の名勝・天然記念物に指定されている。

串本町には熊野参詣道の大辺路が通る。江戸時代中期には熊野三山へ参詣するために大辺路を通る者が数多くいた。その中には、文人墨客といわれた文筆家や画家達を例としてあげることが出来る。また大辺路からは少しそれるが、紀州藩により整備されたみさき道は、橋杭岩や大島に行くための風光明媚で絶景の道である。串本町串本にある無量寺は、このみさき道に面する寺で、『紀伊続風土記』に「当村（串本村）大辺路往還なれども此道嶮しくして往来少なく旅人小名橋杭の方を往来す」や、『紀伊国名所図会』に「当村（串本村）大辺路往還なれども此道嶮して往来少く旅人は皆橋杭村に廻りて當村（串本村）を往来するもの甚だ稀なり」と云われるように、官道ではないものの、数多くの人々が熊野参詣の折り、橋杭岩、大島など風光明媚な風景を満喫するために、みさき道を通った。みさき道に面する無量寺には、円山応挙、長沢芦雪、狩野山雪、狩野探幽、伊藤若冲、白隠慧鶴らの作品が数多く残っている。

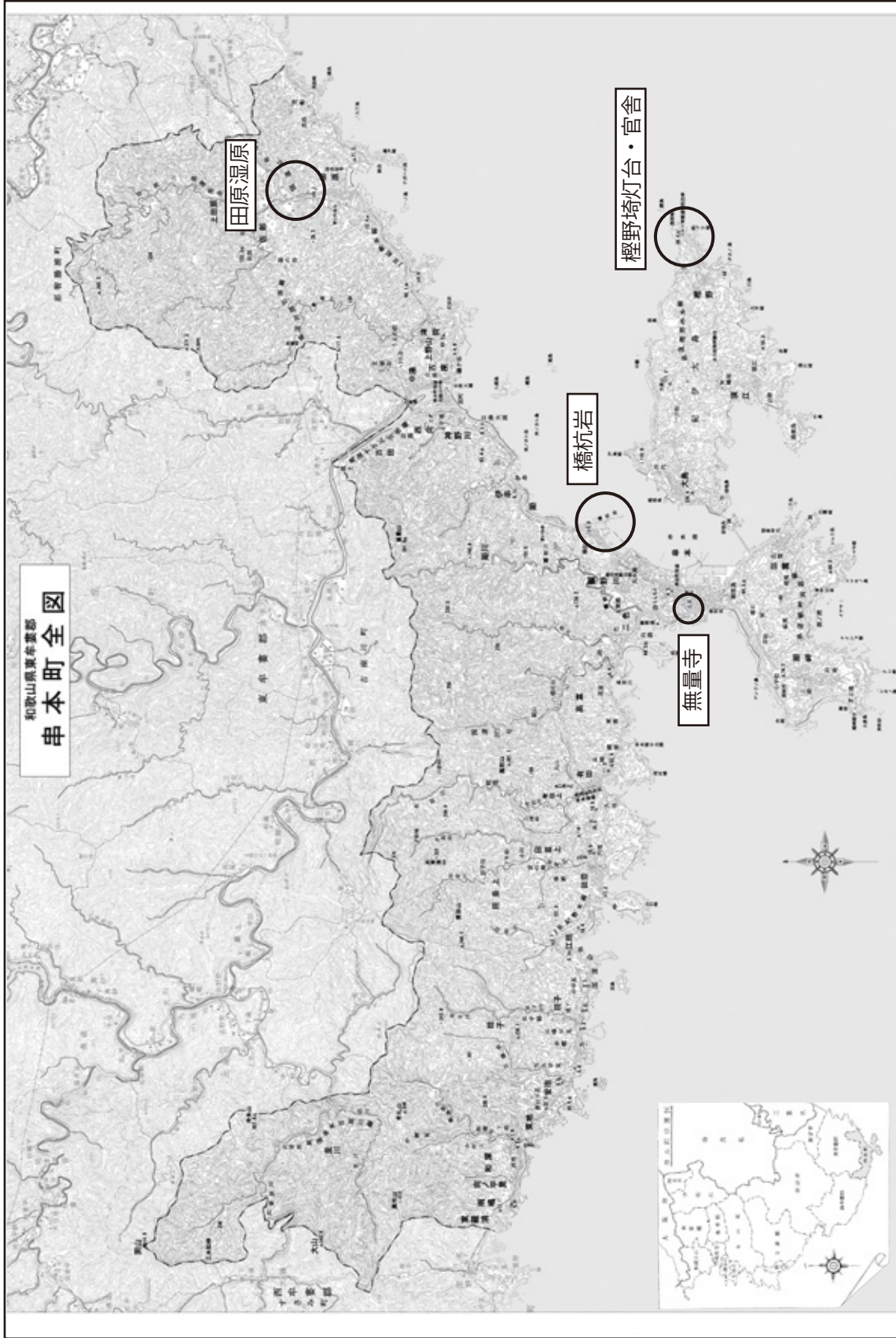


图 1 串本町の位置

图 2 串本町周辺図 (1:125000)

エルトゥール号事件があった明治23年(1890)に現在の串本町は串本村・冨二橋村・和深村・潮岬村・有田村・田並村(後の串本町)と、古座村・西向村・田原村・大島村(後の古座町)に分かれていた。なお、当時串本村は西牟婁郡、古座村は東牟婁郡に属していた。その後、明治30年(1897)串本村が町制を施行し、串本町は大正13年(1924)に冨二橋村と、昭和30年(1955)には有田村、潮岬村、田並村、和深村と合併、昭和33年(1958)には東牟婁郡大島村を編入合併。この他幾度もの合併を経て、平成17年(2005)4月1日、現在の東牟婁郡串本町が誕生している。

串本町では、エルトゥール号の事故からトルコとの交流、レディ・ワシントン号の来航から米国との関係、木曜島をはじめとする北豪州海域における白蝶貝採取産業等における就労など、世界と串本との交流は歴史的にも長い間行われている。

(2) 檜野崎の地理と歴史

和歌山県内最大の島である紀伊大島は、平成11年(1999)9月に串本大橋によって紀伊半島と地続きとなった。檜野崎は紀伊大島の東端に位置する。東西6.3km、南北3.2km、周囲26.0km、最高標高171.2m、面積は約9.93km²である。紀伊大島は、大島・檜野・須江の3つの地区があり、東端には海拔約38mの高台に檜野崎灯台がある。灯台構内にはイギリス人技師が持ち込んだとされる水仙が秋から冬にかけて咲き誇る。吉野熊野国立公園第2種特別地域に含まれている。檜野崎灯台の付近には魔女の髪梳き岩や海金剛、船甲羅とよばれる巨岩・暗礁が多く存在しており、航海の難所としても知られている。

『紀伊続風土記』によると、「土地の字に大檜野といふ所あり、古は大檜ありしより此名ありて今はその大を略して村名とせし」と記され、檜野の名はここに由来している。家数は38、人数169人と小さな集落であり、当時は古座組に属していた。寛政3年(1791)にボストン船籍の「レディ・ワシントン号」がラッコの毛皮を交易しようと、中国からの帰路で檜野崎に来港しており、これが日米初の修交となった。その際11日間停泊し、薪水を得て出発したことに伴って檜野崎に日米修好記念館が設置されている。檜野崎にある檜野崎灯台旧官舎は、国登録有形文化財に登録されており、灯台と旧官舎は、英国技師であるリチャード・ヘンリー・ブランTONの設計によって明治3年(1870)に建設された。檜野崎灯台は、日本最古の石造灯台としても有名で、今も灯をともしている。エルトゥール号事件当時の大島は西牟婁郡串本村ではなく東牟婁郡大島村に属していた。明治23年(1890)9月16日にトルコ軍艦「エルトゥール号」が、紀伊大島檜野崎灯台東方沖の船甲羅で座礁した。地元住民が乗組員を救助し、献身的な看護によって69名の乗組員は生還したが、約500名の乗組員の犠牲を出すこととなった。それに伴いトルコ軍艦遭難者慰霊碑とトルコ記念館を設置し、現在は串本町主催で慰霊祭が5年に一度行われている。

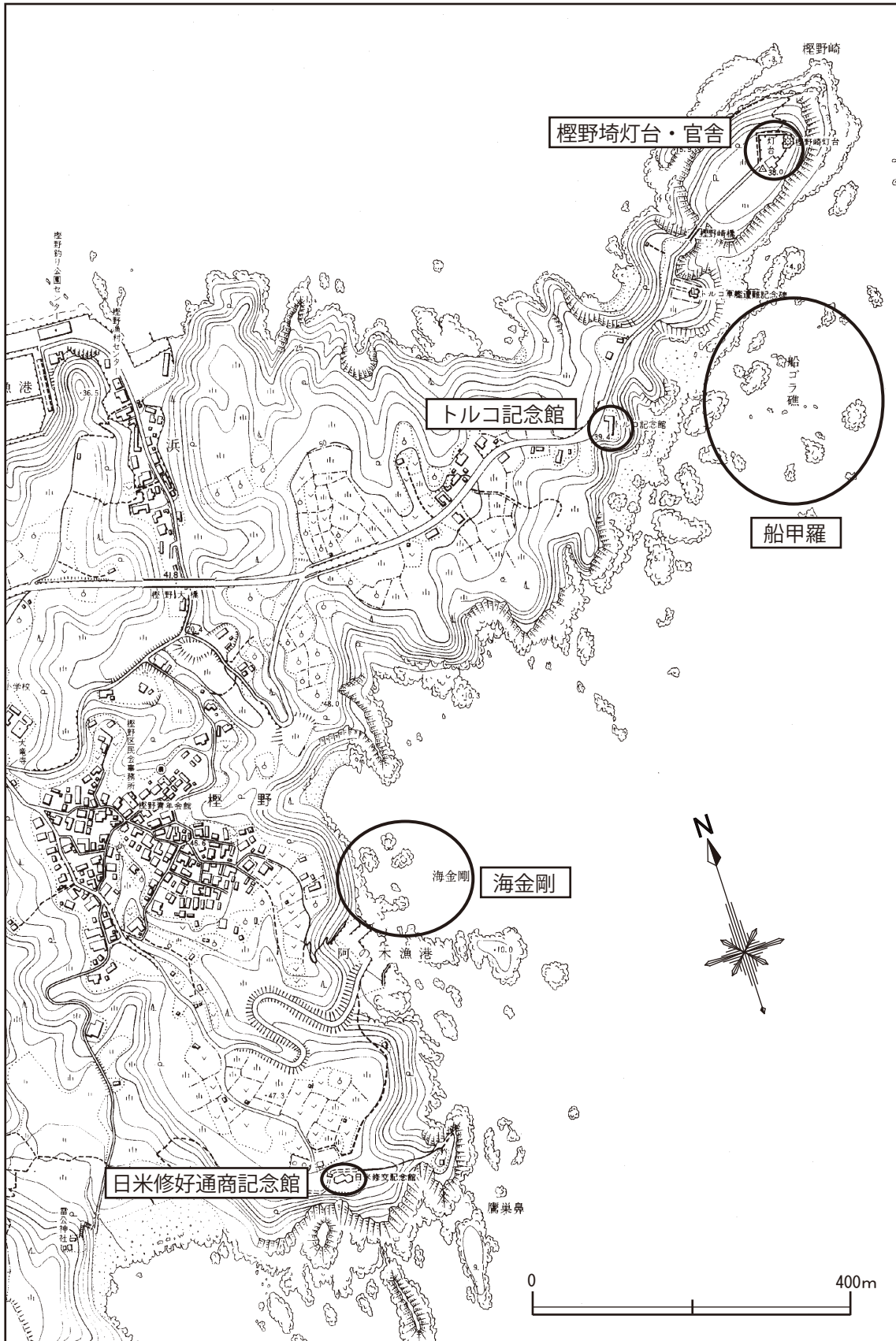


图3 榎野崎周边图 (1:7500)

2. 檜野埼灯台・官舎

檜野埼灯台・官舎¹⁾は、明治2年(1869)に着工し、翌明治3年(1870)に完成した。日本の洋式灯台・官舎の中でも最も古いもののひとつであり、これらは、歴史的建造物としての価値が高いと考えられる。設計及び指導監督は「日本の灯台の父」と讃えられるイギリス人技師リチャード・ヘンリー・ブラントン(Richard Henry Brunton 1841 - 1901)を首長とするイギリス人技術者・職人らによるものである。灯塔は、昭和29年(1954)の改修により灯台が嵩上げされているものの、それ以外は当時の姿をよく残している。

以下、檜野埼灯台・官舎について「(1) 建設と運用」「(2) 歴史的意義」「(3) 歴史的建造物としての価値」について検討する。

なお、本章では「灯台・官舎」の灯台とは頂部に灯ろうを備えた灯塔を指すものとする。

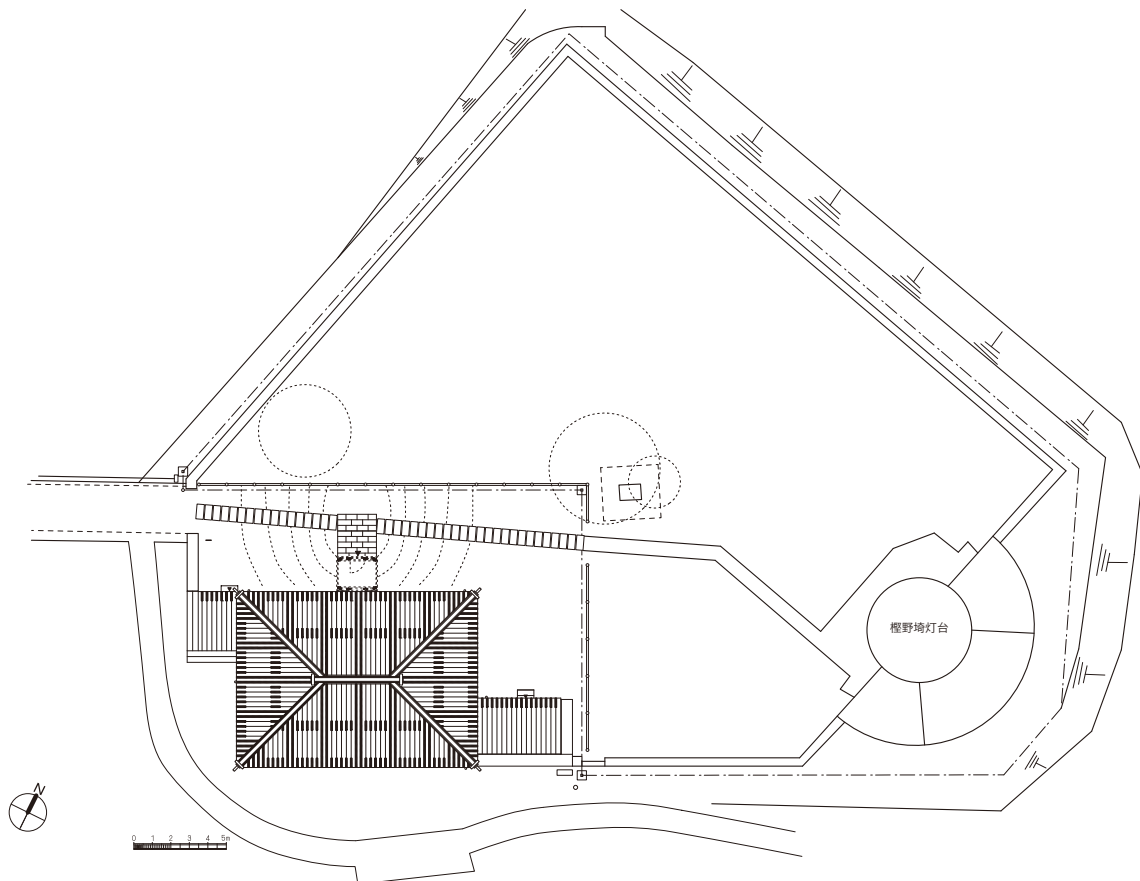


図4 檜野埼灯台・官舎 配置図

(本多環境・建築設計事務所作成)

(1) 建設と運用

檜野埼灯台・官舎の設置経緯

本灯台施設は和歌山県東牟婁郡串本町檜野、紀伊大島の東端に位置する。この施設を設置することとなった経緯を簡単にまとめておく。

安政年間に幕府はイギリス、フランス、アメリカ、オランダ、ロシアの五カ国と修好通商条約を締結し、横浜・長崎・函館（箱館）の三港を開いた。これによって外国船の寄港が増加し、横浜へ入港する大型外国船は年間 200 ～ 300 隻を数えたといわれている。これらの国々にとって、日本の沿岸要所における洋式灯台の設置は、航海の安全上の急務であった。

これら灯台の設置については下関事件に続いて江戸で調印された改税約書に基づき、実現を見ることとなる。下関事件とは、文久 3 年（1863）5 月、長州藩が関門海峡を通過しようとする外国艦船を砲撃の挙に出た事件である。この砲撃により、イギリス、フランス、アメリカ、オランダの 4 カ国連合艦隊は下関砲台を攻撃した。長州藩は惨敗し、和議を申し出、戦費の賠償等 5 カ条の協定を呑むこととなった。4 カ国は下関事件の賠償金は幕府が負担すべき事を要求し、300 万ドルを支払うという取り決め書に調印せざるを得なかった。4 カ国はこの取り決めの実行にあたり、賠償金の 3 分の 2 を放棄する代償として、兵庫の早期開港、関税の軽減、条約の勅許を要求した。幕府はこの要求を全て受け入れ、この改税約書いわゆる江戸条約第十一条により灯台設置が義務づけられた。以下が改税約書第十一条の条文である。

「日本政府ハ、外国交易ノタメ開キタル各港最寄船々ノ出入安全ノタメ燈明台、浮木、瀬印木等ヲ備フベシ。」

さらに慶応 2 年（1866）9 月、イギリス公使パークスより約定に基づき灯台建設の要求があり、さしあたって伊豆国伊豆岬、安房国平館、肥前国伊王島、相模国相模岬、観音崎および武蔵国本牧沖、北海道函館両灯船、計 7 カ所の設置場所が提示された。

これを受けた幕府は設置場所について同公使に各国の意見調整を依頼し、これに対し 11 月にイギリス公使は、灯台設置場所について次のように回答している。

「(前略) 西方ヨリ横浜ニ来レル船々の途中ニ在ル三ツノ難所ノ内ニヶ所ハ第一等ノ燈明台ヲ設クベキ事切要ナリ、其二箇ノ難所ト伝ヘルハ、九州島ノ最南端ナル「サタ」の岬、及紀州最南端タル潮見崎、又大島ニシテ、其他一箇ノ難所ハ、三本嶽即チ「レットヒールドロック」ナリ。(以下略)」

これによって 7 カ所の灯台設置場所を変更し、檜野埼及び潮岬ほか相模国剣埼、同観音崎、安房国野島崎、伊豆国神子元島、大隅国佐多岬、肥前国伊王島の 8 カ所と、武蔵国本牧、渡島国函館の 2 カ所に灯船の配置が決定された。

以上のような歴史的経緯により、檜野埼灯台が設置されることとなった。

檜野埼灯台・官舎の建設

これらの施設を設置することとなったものの当時の日本には洋式灯台の築造技術がなく、イギリス公使に技師の斡旋を依頼することとなった。その結果、灯台技師スティブソン兄弟 (D. & T. Stevenson) を通して、首長にリチャード・ヘンリー・ブラントン、助手にマクビン (C. A. Mcvean) とブランドル (A. W. Blundell) が選ばれ、この3名が日本の灯台設計、工事および灯台業務を指導することとなった。

潮岬と檜野埼では、イギリス人の大工であるラッセル (J. Russell) と石工のミッチェル (J. Mitchell) らが、日本人の職人を使い建設に当たった。同時期に工事の進められていた神子元島灯台の築造日誌に、紀州との行き来が記されており、工事期間中は約二ヶ月に一度、現場管理のため中央の役人やブラントンらが串本に訪れていたことがわかっている。

官舎の着工年月日は、明治2年3月1日 (太陽暦4月12日) 着手と檜野埼灯台財産原簿に書かれている。竣工年月日についても、明治3年7月4日 (太陽暦7月31日) 竣工と書かれており、灯台の初点灯より約1月ほど遅い完成となった。

竣工後の灯台業務は、建設当初は外国人技師らが常駐して業務にあたっていたが、日本人に業務を指導し、その後明治9年 (1876) 頃に灯台業務を日本人に移管した。

なお、檜野埼灯台・官舎は古座川町宇津木で採石された石材を利用しており、切り出された石材は船で古座川を下って古座まで運ばれ、海を渡り運ばれたと記録が残っている。²⁾

灯台・官舎の変遷

明治3年に建設された際の灯台は〔写真1〕のように、石造1階の上に直接灯ろうが載せられた型式で、江崎灯台 (明石海峡、明治4年) などと同型の灯台であった。その後昭和29年 (1954) に嵩上げされ、建設当初の高さ4.5 mから10.2 m (基礎から灯火まで) となったため形状は大きく改変された。この工事については、建設当時の古写真と現状を比較すると、1階部分や最上部の灯ろうの形状が同一であり、灯台の位置が変更されていないことから、旧来の1階部分と灯ろうの間に鉄筋コンクリートで円筒形の部分を挿入したものとみられる。さらに近年になり鉄骨造で観光用の外部階段が附設され現在に至っている。



写真1 竣工当時の檜野埼灯台
(『The Far East』20号, 1871年3月16日)



写真2 現在の灯台
(串本町撮影)

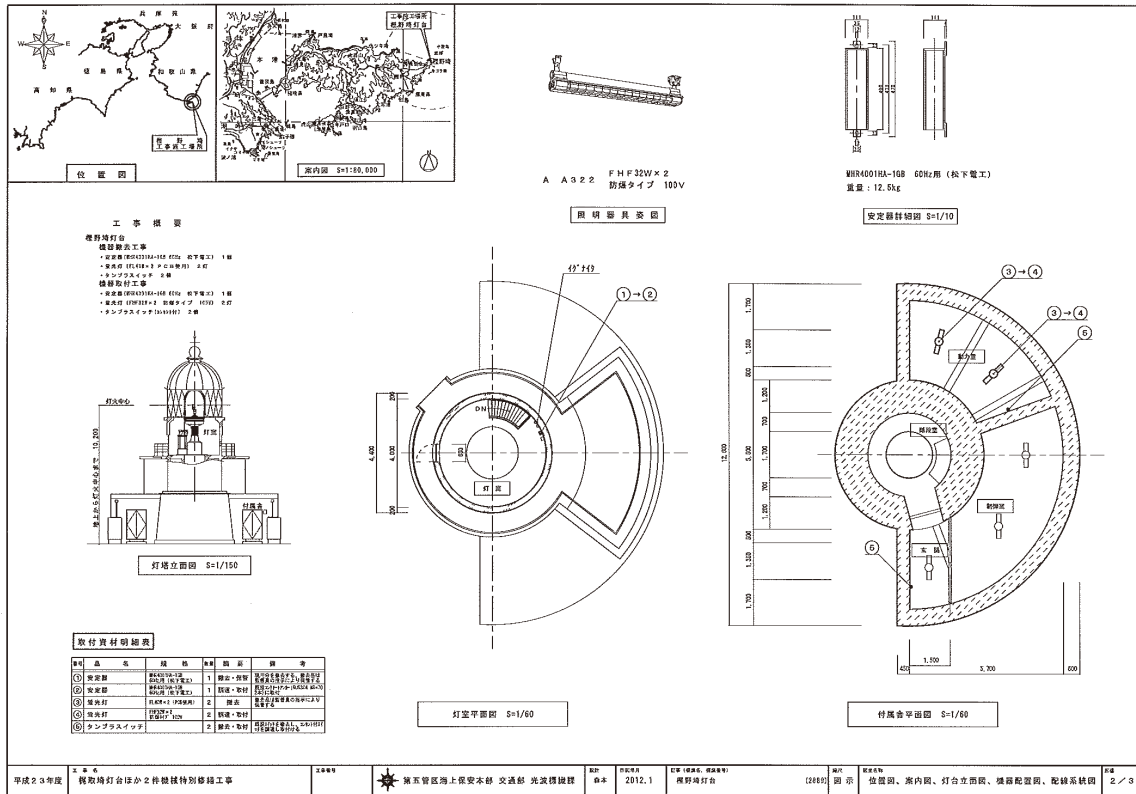


図5 檜野埼灯台の立面図・平面図（海上保安庁第五管区海上保安本部所蔵）

一方官舎は、基本的な外形は竣工当時の姿をよく遺してきた。外観は装飾的要素が見られない機能のみの形状である。これはブラントンが元々鉄道技術者であって装飾を重視する当時の建築家でないことにも起因している。我が国に装飾豊かな洋風建造物が出現するという象徴的な出来事が、正規の建築教育を受け実務経験を積んだ英国人ジョサイヤ・コンドルが来日し活動を開始したことである。³⁾

竣工後、灯台業務が日本人に移管され、また年月が経過するにともない改変が行われた。竣工当時から今回の改修工事着工前までの間取りの推移については、古図面、財産原簿、経歴簿等の文書資料や建物の痕跡から確認し、そのことは改修工事報告書に詳しく記されている。間取りの大きな改変は、昭和4年の天皇御幸のための準備時と、昭和12年に南側への炊事場・便所棟の増築時に、大きな改変がなされた。〔図6〕

屋根形状については、今回の改修工事で小屋組みの解体調査が行われ、現状の寄棟屋根以前は陸屋根であったことが判明し興味深い。しかし、いつ屋根形状が変更されたのかは明らかではない。

そのほか近年まで存在した正面風除け室や背面の増築部分については、現地調査や史料調査により、前者においては明治30年代に、後者については昭和10年代に付加されたことが明らかとなった。

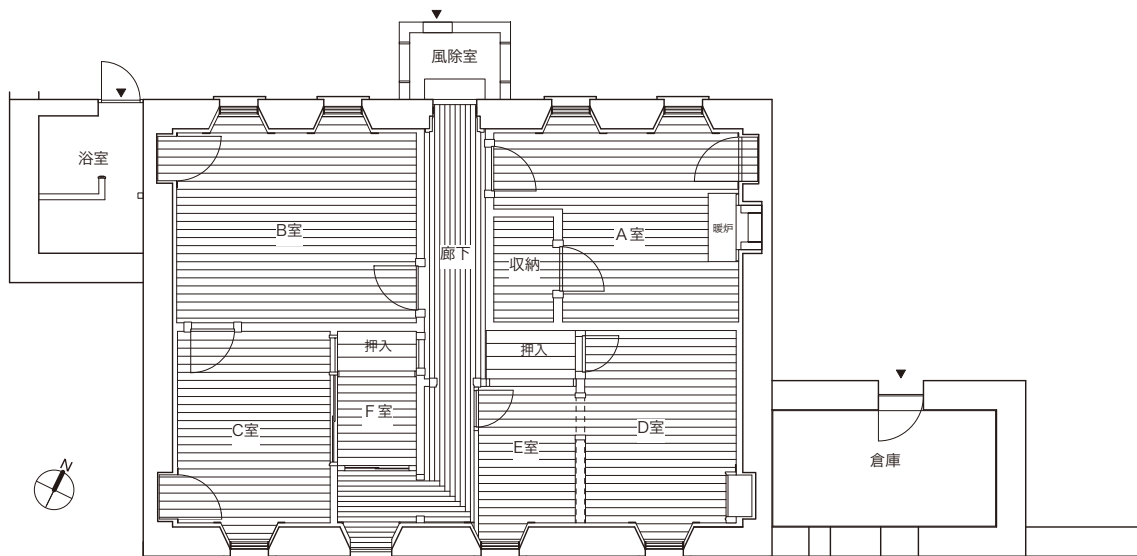


図6 改修前の平面構成 平成22年 (本多環境・建築設計事務所作成)

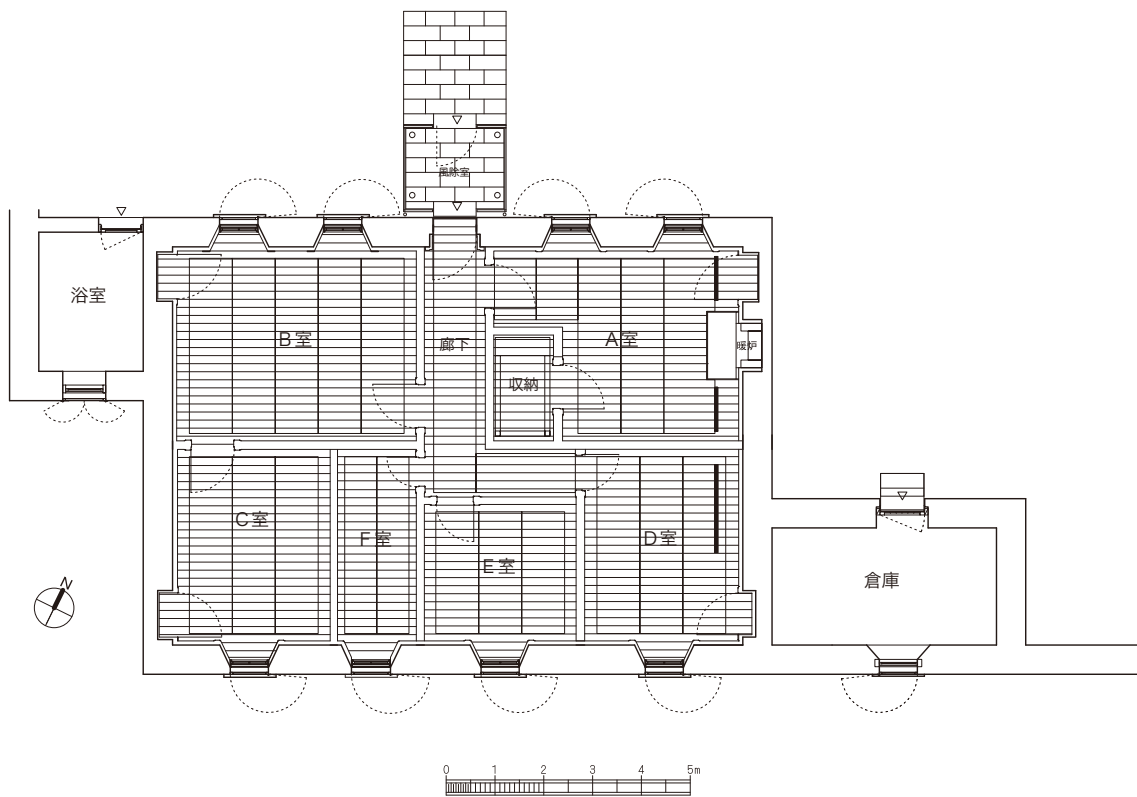


図7 復原された平面構成

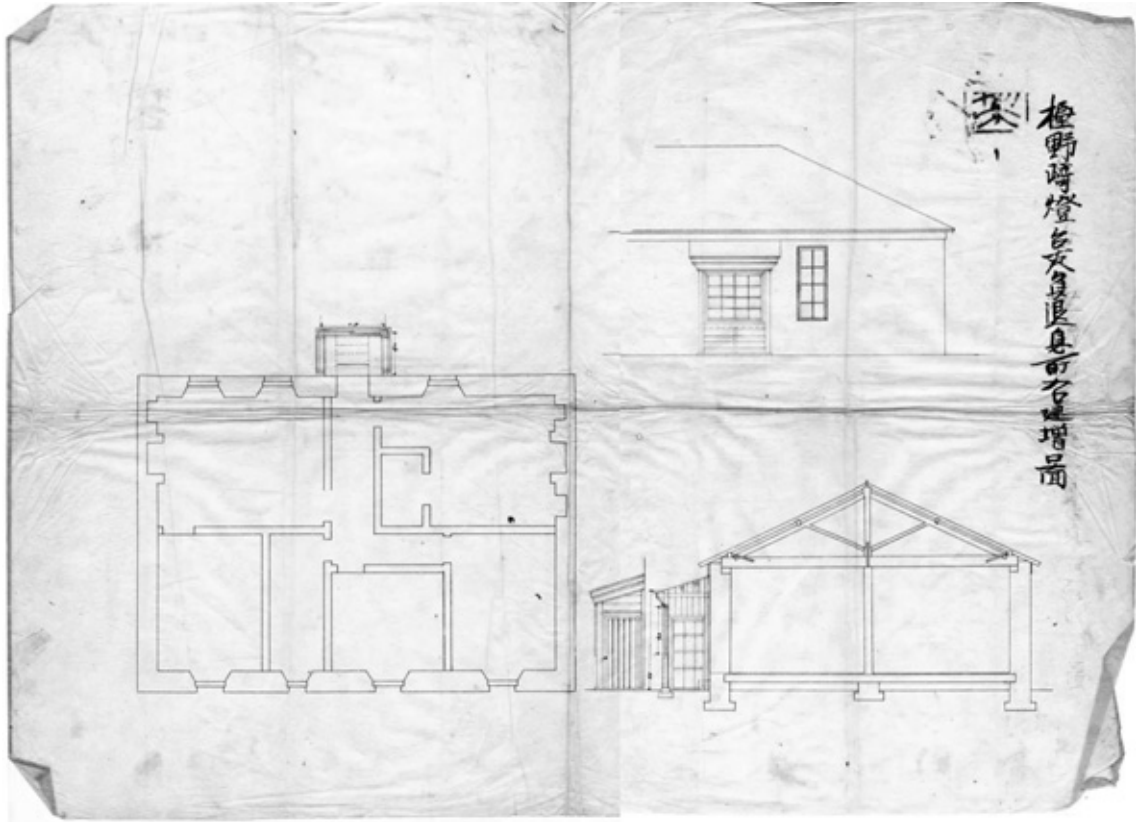


図8 明治36年の「櫻野崎灯台吏員退息所入口建増図」に描かれた平面図
(海上保安庁第五管区海上保安本部所蔵)

官舎の改修工事

平成22年(2010)度、串本町が国の臨時交付金事業として保存改修工事を行った。工事の設計監理は本多環境・建築設計事務所が受託し、事前調査、実施設計・工事監理・工事实施に伴う諸調査・記録作成・調査の報告書の編集を行った。また、これらの業務に際しては、和歌山県文化財センター、和歌山県文化遺産課の指導・協力を得て行った。

工事の方針は串本町・串本町文化財審議委員会・鳴海祥博(和歌山県文化財センター)・本多友常(和歌山大学システム工学部教授)による協議の上で決まった。工事の方針として、以下の5つが挙げられた。

- ① 歴史的文化遺産を後世に伝えるための保存を目的とした維持の修理
- ② 修理を通じて、当初の形式・技法、建築後の改変の解明
- ③ 残された痕跡を可能な限り温存する
- ④ 明らかになった事実だけを積み重ね、根拠のない想定による創作改装は行わない
- ⑤ 建物への影響を最小限の方法で構造補強を行い、耐震性の向上を図る

このような方針のもと、現地調査、史料調査結果に基づいて復原工事を行った。

工事前の官舎は昭和45年の灯台無人化以降、40数年間も放置されてきたため雨漏り等で木部の腐朽が進行し荒廃していた。天井の漆喰は殆んど落下し、壁の漆喰も下地からはく離や亀裂は少なくない状況であった。しかし、長期間にわたって使われなかったゆえに、漆喰壁や天井コーニス、床板、窓枠や建具など竣工当初からのものとみられる部分が残存していたことは幸いであった。このような状況の中で、残存しているものは残し、補修すれば残すことができるものは補修の上再利用し、欠損しているものは補填し、丁寧な作業を行っている。限られた工事費と工期のなかでのことであるので、例えばほとんど落下している天井には石膏ボードを使用するなどしており、維持のために最善の措置を施している。

竣工当時の間取りに関する報告としては、研究報告「檜野崎灯台旧官舎の復原平面について」⁴⁾があり、明治36年の「檜野崎燈台吏員退息所入口建増図」〔図8〕を根拠資料として復原平面を示している。この建増図は本官舎に関する現在入手し得た最古の平面である。この図では正面入って右の部屋の壁面に暖炉らしき凹部が記されているが、現地では確認できなかった。今回の改修工事ではこれらのことも考慮しつつ、竣工時の平面を再現している。

木部の木目塗りを復元する場合も、オリジナルの木目塗りをそのまま保存し、半田下地を施した上に、木目塗りしており、再調査できるよう施している。平面構成の変更に伴い長年隠されていた漆喰壁に木目塗りが施されていたことが発見され、このことは他に類例が見当たらないことから貴重なものと判断し、自立したガラス板で覆い保存している。

外観の復原に当たっては、今回の改修工事に伴い小屋組の解体調査が行われ、小屋組の部材等や石造壁頂部の状況から、トラスの寄せ棟屋根以前に陸屋根であったことが判明した。しかし、これについては明治3年の竣工以前に陸屋根からトラス屋根に変更されたのか、あるいは竣工後何年かしてトラス屋根に変更されたのか明かではない。外観の復原は古写真で全体の姿を確認できる最も古い姿、大正11年(1922)の姿〔写真3〕を基準としている。



写真3 官舎全体が写る最も古い写真
大正11年消印（中瀬古友夫氏所蔵）



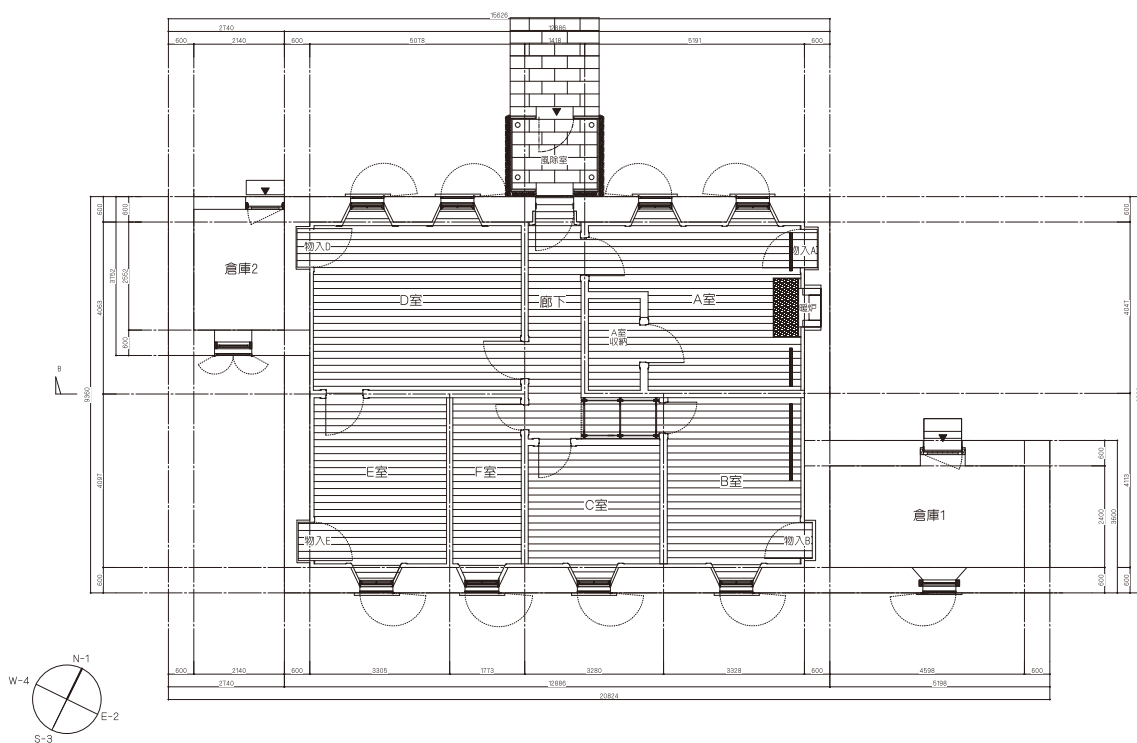
写真4 改修された官舎 平成23年
（串本町所蔵）

煙突については、図面史料から当初潮岬灯台官舎と同様、寄せ棟屋根に石造煙突が存在したと考えられていたが、今回の解体調査によって壁体に煙道はあるものの、煤がついていないことや、煙突が積み上げられていた痕跡は確認できなかったことから寄せ棟のトラス屋根になってからは煙突が存在した証左は得られず、復原されなかった。

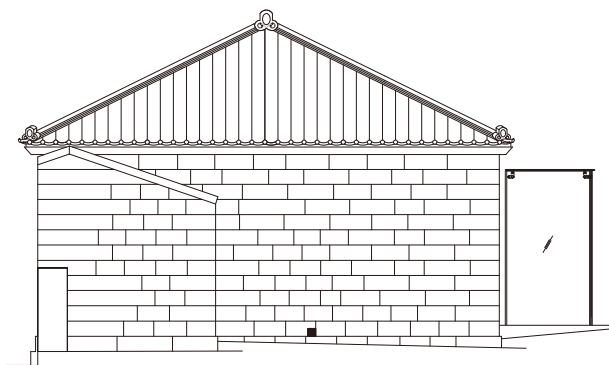
平面構成については史料調査の結果、竣工時から昭和4年の天皇行幸のための準備や、同12年まで大きな変化はないと確認されており、竣工時から昭和初期まで維持された平面形に復原された。なお、正面入り口の風除け室は明治36年に計画されているが、簡易なもので恒久的なものとは見られないことから復原せず、建物とは完全に切り離れた構造でガラス製の風除け室が新設された。

そのほか、本工事において構造補強も実施している。これは大地震発生の際に石壁頂部の崩壊が懸念されたため、石壁の頂部を中心に屋根との一体化を図ることを第一の目的とした。この工事においては石壁や屋根架構に大きな変更を加えないことを原則に、石壁の補強方法が検討された。その結果、石壁頂部や小屋裏を鋼製ワイヤーで斜張するとともに、小屋組みを鋼製プレートで補強した。

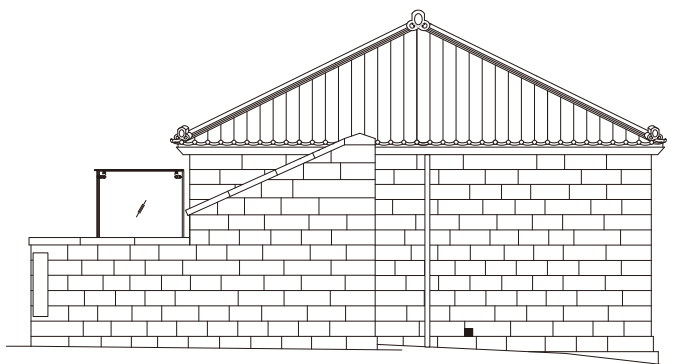
なお、工事期間は平成22年8月13日から翌年3月25日までであった。



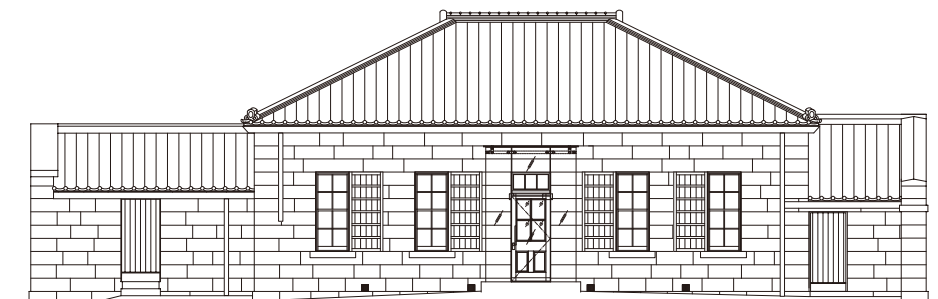
第9図 榎野崎灯台官舎の平面図 (本多環境・建築設計事務所作成)



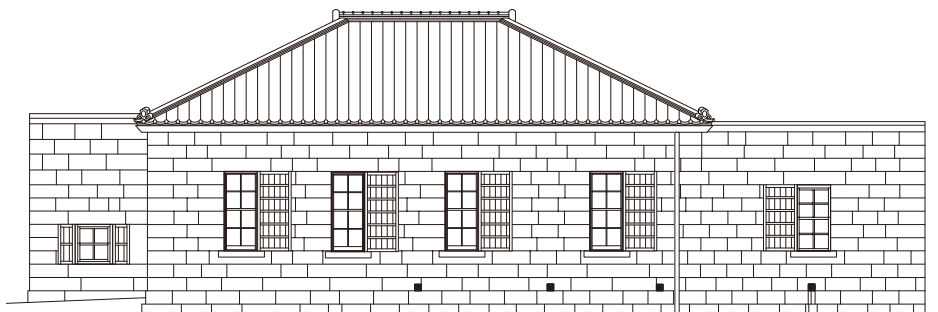
東立面図



西立面図



北立面図



南立面図

第 10 図 榎野埼灯台官舎の立面図 (本多環境・建築設計事務所作成)

運用

檜野埼灯台・官舎は初点灯以来昭和45年（1970）まで海上保安庁職員が常駐し運用管理業務に当たった。昭和45年以降、職員の常駐を廃止し無人化された。それに伴い旧官舎は遊休施設となっていたが、平成11年、旧官舎は串本町に払い下げられ、上記したように町により改修工事がなされ今日に至っている。

復原された旧官舎は、毎週土曜・日曜日、祝祭日、灯台の日（11月1日）、12月29日～31日、1月3日に公開されている。

なお旧官舎は平成15年（2003）9月19日に国登録有形文化財（建造物）に登録されている。



（串本町教育委員会所蔵）



（海上保安庁第五管区海上保安本部所蔵）

写真5 灯台の部分写真



写真6 改修後の官舎の部分写真（串本町所蔵）

(2) 歴史的意義

檜野埼灯台・官舎建設の日本近代史上の位置づけについて述べる。

江戸幕府は、寛永 16 年 (1639) から日米和親条約を締結した嘉永 7 年 (1854) までの二百数十年間、中国、オランダ以外の国々との通商を禁じる鎖国政策を行っていたが、和親条約により下田及び函館の港を開いたことによりこの政策は終わり、日本は開国することとなった。その後については既に「檜野埼灯台・官舎の設置経緯」で記したとおりである。

檜野埼灯台は明治 3 年 (1870) 6 月 10 日 (旧暦)⁵⁾に初点灯され、官舎も同年 7 月 4 日 (旧暦) に完成した。この檜野埼灯台・官舎は、日本開国に伴う江戸条約に基づき設置された 8 灯台の一つで、それらの内でも早期に完成したものであり、日本開国を象徴する施設の一つとって過言ではない。

しかも、江戸条約に基づく灯台として檜野埼灯台より早期に点灯したヴェルニーらによる観音埼灯台、野島埼灯台は、大正期の地震により倒壊あるいは大きな損傷を受け、いずれも現存しない。檜野埼は中継ぎされているものの現地に残存しており、その意義は小さくない。

加えて、最初ヴェルニーが担った灯台は東京近郊の 4 灯台に留まり、その後の灯台建設はブラントンに委ねられ、彼は明治元年 (1868) から同 9 年 (1876) までの在日 8 カ年の間、28 基の灯台 (灯船 2 基を含む) を完成させた。彼は、洋式技術を全く知らない日本人職人を使い、例えば神子元島や佐多岬など設置条件の極めて厳しい場所も少なくない中、事業を成し遂げ、しかもそれらの多くの施設は今日まで使い続けられている。このようなことから彼は、「日本の灯台の父」と讃えられ、一時帰国の際には明治天皇拝謁を許され、ねぎらいの言葉を賜っている。檜野埼灯台はこのブラントンが手がけた灯台の中でも最初に完成した灯台である。

欧米諸国から幕府や明治政府によって招聘された技術者は「御傭」とよばれ、明治初期において我が国の近代化に大きな役割を果たした。その御傭いの中でもブラントンは明治政府最初の御傭いであり、代表的な人物でもある。このような意味でも檜野埼灯台は歴史的意義の深い灯台といえる。

(3) 歴史的建造物としての価値

価値の検討

ここでは近代建築史上の価値について検討する。

明治期建設の残存灯台施設の歴史的建造物としての価値については『灯台の価値に関する調査報告書 I、II、III』⁶⁾（以下『価値に関する報告書 I II III』と略す）があり、本節ではこの内容について、概略的に紹介し、評価結果を記しておく。

これに加え本節では官舎についてより広範囲に、例えば洋風建造物、組積造建造物、さらに住居といった範囲で見た場合の、先駆性、残存建造物としての希少性、などの観点からもその価値を検討する。

まず『価値に関する報告書』の内容を紹介する前に、檜野埼灯台は我が国で最初の洋式石造灯台であることを記しておきたい。最初の洋式灯台はヴェルニーによる観音埼灯台であるが、彼による灯台は全て煉瓦造であった。檜野埼では官舎が明治3年(1870)7月4日(旧暦)に完成し、檜野埼官舎も我が国最初の灯台付属石造官舎である。既に記したように灯台自体は改変されているものの官舎は荒廃していたが残存し、このたび復原整備された。

『価値に関する報告書 I II III』の内容について紹介する。この報告書は明治期建設の残存灯台施設について、今後の整備の指針となるよう各灯台の歴史的建造物としての価値を報告したものである。この報告では灯台施設を、灯台と官舎等付属施設の二つに分けて評価を行っている。

『価値に関する報告書 II』には灯台の評価が記され、評価項目は、設置年、構造・材料、設計、歴史、原型保存度、学術資料、観光資源、その他、である。檜野埼灯台の総合評価は A～C の4段階評価の内、A に次ぐ B 評価となっている。B とは「貴重な施設であり、改修に当たっては可能な限り現形状・材料を変更することなく必要機能・強度を満足させる改修方法を検討する」である。A 評価「特に貴重な施設」とならなかったのは原型保存度のみ評価ウエイトが高く、この評価が改造により低かったためであり、もし灯台の嵩上げ工事がなければ A 評価となったはずである。

一方官舎の評価は『価値に関する報告書 III』に記され、評価項目は設置年、構造・材料・形状、設計者、改造の程度、物語性、その他となっており、評価は A 評価である。ここで A 評価とは「特に貴重な施設であり、改修に当たっては専門委員会に諮り、改修方法を検討する」となっている。

次に檜野埼官舎を、より広く近代洋風建造物の範囲で見てもよい。明治3年頃の洋風建造物で残存する代表的なものといえば富岡製糸所、造幣寮泉布観、(何れも明治4年、重要文化財)などがある。このような明治の最初期に建設された洋風建造物で今日まで残存するものは「参考資料」に示したように極めて少数であり、檜野埼官舎は上記2例クラスの希少な残存建造物といえる。

明治最初期に建設された建造物は木造、煉瓦造・石造などの組積造、木骨石造などであ

り、檜野埼のような石造の建造物の残存例はさらに少ないことは論をまたない。

灯台官舎は、灯台職員の事務室としてまた住居として用いられたが、住居という観点から見ても檜野埼官舎は、残存洋風住居として数少ない一つであって、洋風石造という観点から見ると残存する我が国最古のものである可能性があり、その希少性は高い。

その他、ブラントン来日初期の江戸条約、大阪条約に基づく灯台官舎の平面構成を詳しく見ると、神子元島などの離れ小島や僻地の官舎など以外、官舎の平面構成は、ほぼ同一である。檜野埼官舎は、その後のブラントンによる官舎の標準となった先駆的官舎ということができる。⁷⁾

改修工事と官舎の価値

本官舎の改修工事については既に「(1) 建設と運用」の「官舎の改修工事」で記したとおり、予算と工期の厳しい制約の中で可能な限りの事前調査とそれに基づく文化財として復原工事及び耐震補強に努めている。前記したように、建物とは完全に切り離した構造でガラス製の風除け室を新設した。さらに国内で例のない非常に貴重な漆喰壁の上に木目塗りされているものが工事中に見つかったが、塗膜の乖離や剥落が見られるなど、その保存について検討され、観光客や風などの自然の影響を受けにくいように、自立した構造体のガラス壁を立て保護する方法をとり、建物本体に影響がないようになっている。このように維持の措置としては最善の策を施している。

本工事により従前の荒廃した官舎から往事の官舎に蘇り、今後は積極的な利活用が可能となった。このような意味でも今回の工事は歴史的建造物としての価値を高めたものと評価できる。

価値のまとめ

灯台については建設当初の部分を残しつつも嵩上げ工事により、歴史的建造物としての価値を損ねていることは否めない。しかし、灯台の建設他で我が国の近代化に大きな役割を果たしたブラントンが最初に完成させた灯台であり、また、わが国最初の石造灯台であるという歴史性は消えることはない。

一方官舎についても、ブラントンによる灯台官舎として最初に完成したものであって、その後の彼による同種の官舎の先駆例となった。また、わが国最初の石造灯台官舎で、今日まで大きく姿を変えることなく残存してきた。さらに、灯台の付属施設としてのみならず、広く近代建築史上からみても明治最初期の希少な残存建造物であり貴重である。

なお、本灯台施設のエルトゥールル号の海難に関わる事跡についても重要であるが、重複を避けるために割愛し、その内容については次章に譲るものとする。

参考資料 次の書籍に挙げられた明治初期の洋風建造物を記しておく。

村松貞次郎編集、越野武著『日本の建築「明治大正昭和」』「1 開化のかたち」昭和54年6月。
本書巻末の現存建築一覧によると、明治5年以前の主だった洋風建築としては下記のよ
うなものがある。

都道府県名	名 称	建築年	構造 ほか
新潟	旧新潟運上所	明治2	木造平屋、重文・国史跡
群馬	富岡製糸所	明治4,5	木骨煉瓦造、国史跡・重文
大阪	旧大阪造幣寮鍛造所玄関	明治5	石造、重文
大阪	旧大阪造幣寮応接所泉布観	明治4	煉瓦造、重文
山口	岩国学校	明治3	木造二階、県指定
長崎	グラバー邸	文久3	木造平屋、重文
長崎	大浦天主堂	元治元	木造、国宝・国史跡
長崎	オルト邸	慶応	木骨石造平屋、重文
長崎	リンガー弟邸	明治2	木骨石造平屋、重文
長崎	旧東山手十二番館	幕末	木造一部二階
長崎	旧薩摩藩修船場巻揚機上屋	慶応2	煉瓦造平屋、国史跡
熊本	旧熊本洋学校教師館	明治4	木造二階、県指定
鹿児島	集成館機械工場	慶応元	石造平屋、重文・国史跡
鹿児島	鹿児島紡績所技師館	慶応3	木造二階、重文・国史跡

これらに、檜野崎、潮岬、江崎、部崎、釣島などの各灯台官舎を加える必要がある。

注

- 1) 灯台の居住施設の名称については「官舎」の他に「吏員退息所」との名称があるが、文化財建造物保存技術協会編『釣島灯台旧官舎保存修理工事報告書』平成10年3月、の例言に「明治6年の各灯台の居住施設は文書調査によると「官舎」と称され、「吏員退息所」の名称は確認できず、「吏員退息所」は後世に「官舎」から名称が変更されたのではないかと記している。このようなことから今回の報告書でも「官舎」の名称を用いる。
- 2) 串本町史編さん委員会『串本町史 通史編』平成7年3月
- 3) 松村貞次郎『日本近代建築の歴史』NHKブックス300、昭和52年、P.79～82
- 4) 田中修司「檜野崎灯台：旧官舎の復原平面について」日本建築学会『2001年度大会 学術講演梗概集』P.263～264
- 5) 工部省横濱燈台寮『日本燈臺燈船浮標礁標便覧表』明治5年（横浜開港資料館『R.H. ブラントン 日本の灯台と横浜のまちづくりの父』平成3年10月所収）による。

- 6) ・日本航路標識協会『灯台の価値に関する調査報告書（灯台施設の歴史的文化的価値に関する調査）』昭和61年3月
 - ・海上保安庁灯台部、日本航路標識協会『灯台の価値に関する調査そのⅡ報告書（灯台施設の歴史的文化的価値に関する調査）』昭和62年3月
 - ・海上保安庁灯台部、日本航路標識協会『灯台の価値に関する調査そのⅢ報告書（灯台施設の歴史的文化的価値に関する調査）』昭和63年3月
- 7) 田中修司「R. H. ブラントンによる初期灯台石造官舎（1869, 1890 着工）の平面構成について」『日本建築学会計画系論文集』第569号 平成15年7月

その他参考文献として下記のもの参考にした。

- ・航路標識管理所『航路標識管理第一年報』明治38年8月
- ・海上保安庁灯台部編『日本灯台史』昭和44年6月
- ・R. H. ブラントン、徳力真太郎訳『お雇い外国人の見た近代日本』講談社学術文庫751、昭和61年8月
- ・串本町 本多友常編『檜野埼灯台旧官舎改修工事報告書』平成24年3月

3. エルトゥールル号事件と関連遺跡群

エルトゥールル号事件とは、明治23年(1890)9月16日に和歌山県東牟婁郡大島村(現・和歌山県東牟婁郡串本町檜野)沖で、オスマン帝国のフリゲート艦エルトゥールル号が台風により遭難し、約500人の乗組員が死亡した大規模な海難である。この海難に際し、地元大島村の住民等による負傷者への献身的な看護もあって69人が本国に生還した。この事件は単なる生存者救済にとどまらず、海難における行政の対応や民間の活動等は、国と地方行政の連携や日本赤十字社の支援活動、外国人に対する義援金活動の発端となるなど、社会の変革にも寄与した。以下、事件の概要とその歴史的意義について検討する。

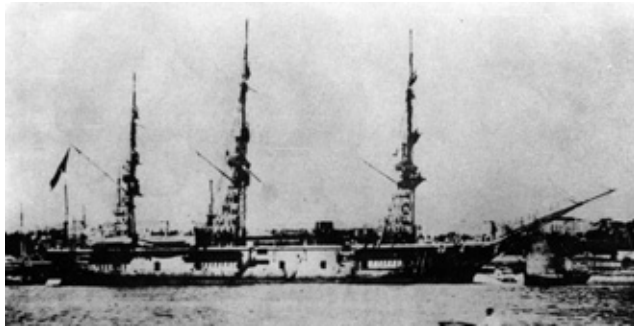


写真7 エルトゥールル号(串本町所蔵)

(1) 事件の概要とそれを示す記録

事件に至る歴史的背景

19世紀後半まで、日本とイスラーム世界との外交関係は、無きに等しい状況であった。両者が接点を持ち始めるのは、幕末時における江戸幕府や有力藩による遣欧使節団員や明治維新後における新政府要人等が、当時オスマン帝国の属州であったエジプトを經由してヨーロッパへ入るようになってからである。日本とオスマン帝国の接触は、明治6年(1873)にパリ滞在中の岩倉使節団から、立会裁判制度の研究を目的に福地源一郎が派遣されることに始まる。その後、明治8年(1875)に、寺島宗則外務卿から上野景範駐英公使に、外交関係樹立に向けてオスマン帝国との非公式折衝を行うよう指示が行われ、日本側からのアプローチが行われるようになった。その後、度々、皇族や政府閣僚がオスマン帝国を訪問している。

陸軍中将である小松宮彰仁親王が、欧米諸国視察の途上に明治20年(1887)にイスタンプルを訪問した際にオスマン帝国から厚遇を受けている。このことに対して明治天皇がオスマン帝国のスルタンであるアブデュル・ハミト2世に自ら署名した礼状とともに漆器を贈り、明治22年(1889)には大勲位菊花大授章を奉呈した。

これが、日本の天皇とオスマン帝国のスルタンとの間に皇室儀礼関係が生じた初めての出来事である。これの返礼として、オスマン帝国は明治天皇にイムティヤーズ勲章を贈ることを決

定し、その奉呈の任のためにエルトゥールル号が日本に派遣されることになるのである。

日本への派遣にあたっては、オスマン・パシヤが特使に任命された。日本に派遣されるエルトゥールル号には、艦長のアリー・ベイ中佐以下、出発当初 600 人以上の乗組員が乗艦していたといわれているが、その数は資料により異なっており、海難事件当時の乗組員数ははっきりとしていない。

明治 22 年（1889）にイスタンブルを出航したエルトゥールル号は破損や補給問題等様々なトラブルにより、当初の予定より大幅に遅れて、出航から 11 か月後の明治 23 年（1890）6 月 7 日に横浜へ到着した。

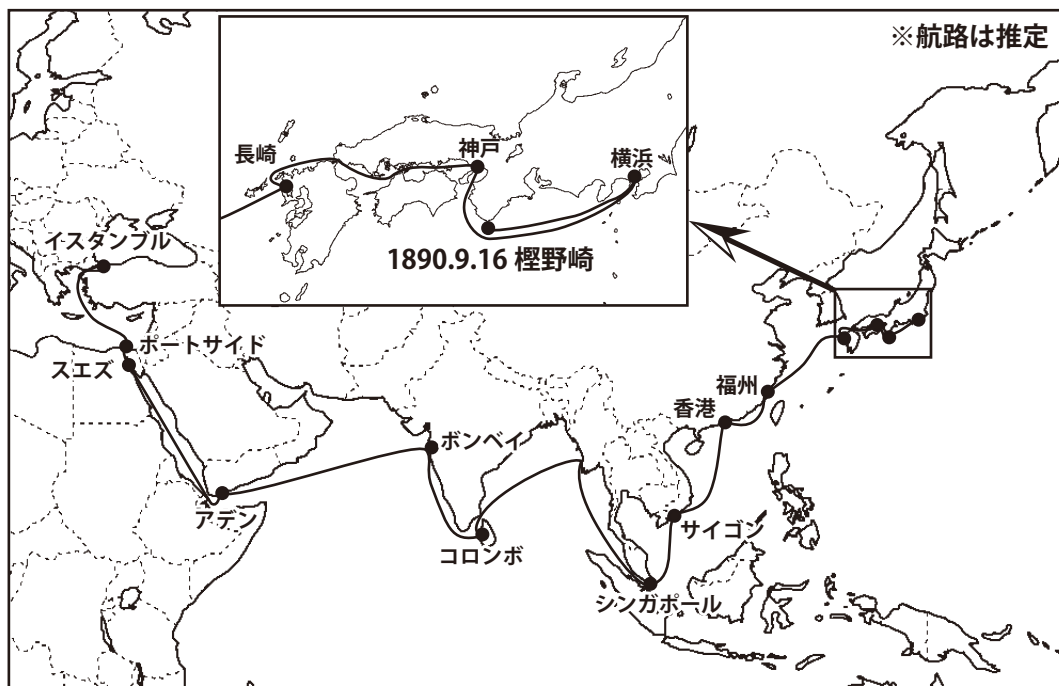
エルトゥールル号が横浜に着いて 1 週間後の明治 23 年（1890）6 月 13 日に特使オスマン・パシヤは明治天皇と謁見し、スルタンよりの信書と勲章を奉呈して任を果たすこととなる。エルトゥールル号は、各地見学や諸外国大使館との交流などの日程をこなして、7 月には帰国する予定であった。

しかしながら、当時の日本ではコレラが蔓延しており、7 月にエルトゥールル号の乗組員にも感染者が出て、11 人の死者が出る事態となってしまった。そのため、横浜から横須賀の長浦消毒所（今でいう検疫所）に長期間にわたり隔離されることになったことにより、帰国が当初の予定よりも大幅に遅れて明治 23 年（1890）9 月 15 日に、ようやく出航した。奇しくも台風の時季まただ中である。

そして、エルトゥールル号は悲劇的な事件に巻き込まれることになるのである。



写真 8 オスマン・パシヤ
（串本町所蔵）



エルトゥールル号遭難

イスタンブルへ向けて、明治23年（1890）9月15日に横須賀の長浦消毒所を出航したエルトゥールル号は、次の寄港予定地である神戸に進路を向けていた。その途中、エルトゥールル号は台風による暴風雨に巻き込まれ和歌山県東牟婁郡大島村（現在の和歌山県東牟婁郡串本町檜野）の檜野崎沖で、「船甲羅」と呼ばれる岩礁に座礁してしまう。

その様子については、後に駐イスタンブル日本大使館勤務となった内藤智秀が、生存者の一人であるメフメト・アリー・ベイ少佐や三等イマーム職のアリー・エフェンディから聞き取った記録に残されている。（『日土交渉史』内藤智秀）その概要は以下のとおりである。



写真9 船甲羅

16日正午頃までは良い天気であったが、徐々に天気に変化し、夕方になると猛烈な風になった。夜になると風とともに波も大きくなり、エルトゥールル号のメイン・マストが折れてしまうというトラブルに見舞われる。船が激しく揺れて、船体も破損し、石炭庫内にまで浸水した。時間を追うにつれて浸水の量は増えていき、機関部にまで至ったことで、エルトゥールル号は航行の自由を失ってしまう。その結果、エルトゥールル号は檜野崎灯台下に広がる「船甲羅」と呼ばれる岩礁に乗り上げて座礁した。「船甲羅」は地元の人々から海難の多発地帯として知られていた場所であった。

上記の生存者及び檜野崎灯台職員の証言では、大きな爆発音がしたとあり、エルトゥールル号は「船甲羅」に座礁した後に浸水により機関部が爆発して大破したものと考えられている。

遭難者の救護活動

エルトゥールル号が遭難したことを最も早く知り得たのは、檜野崎灯台の2名の職員である。事故当日の様子は、『檜野崎灯台日誌』（この資料は現存しないが、内藤智秀氏の著書に9月16日から21日までの部分が転載されている。）に記載が見える。これによれば、17日までに檜野崎へたどり着いた負傷者は檜野崎灯台へ63名、檜野浦へ6名の合計69名であった。

なお、『檜野崎灯台日誌』には16日の事件直後の様子が克明に記載されている。これによると、9月16日の午後10時15分、灯台職員の乃美権之丞の宿直中に遭難者の1名が血まみれで入ってきた。すぐに笛声で同じく灯台職員の滝澤正浄に連絡し、遭難者の話を

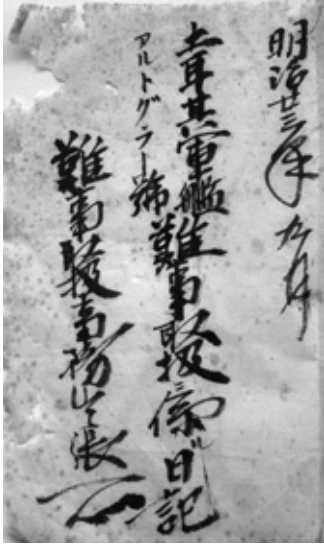


写真10 『沖日記』



写真11 檜野崎灯台・旧官舎

聞いている。オスマン帝国の人間とは知れたがその他は言語が通じなかった。しかし、ジェスチャーで船体が大破したことはわかったようである。遭難者の怪我の手当をしようとしたところ、灯台周辺に新たに9名が血まみれの状態で現れたため、手伝住室で怪我の手当を行った。その後、大島村檜野地区区長の斎藤半之右衛門へ通報したとある。

その後の記録としては、大島村長の沖周の記録である『土耳其軍艦アルトグラール号難事取扱ニ係ル日記』【通称：沖日記】（トルコ記念館蔵）が詳しい。事故の次の日の9月17日には、斎藤区長から連絡を受けた沖周大島村長が書記・雇員・巡査・医師を伴って檜野区に到着する。

負傷者は17日のうちに檜野区の大龍寺に移されて治療が施されていたが、9月18日には、収容されていた負傷者が多く、大龍寺での治療には狭いという沖村長の判断で、大島地区の蓮生寺に62名が移送され治療を受けることとなった。この蓮生寺には看護者として数十名を置いている。おそらく、地元住民が参加していたのであろう。

遭難者の捜索と漂流物の回収作業

負傷者の看護を行う一方で、生存者の捜索、遺体の回収と埋葬、漂流物の回収についても地元の尽力により行われた。これには、村が動員をかけたことで、多くの地元住民が参加したと考えられる。

『土耳其軍艦アルトグラ号難事取扱ニ係ル日記』や旧田原村の公文書を集めた『明治廿三年 土耳其軍艦難破ニ係ル各所往復書類』には、その様子が生々しく記録されている。

これらの文書から、初動対応が終了した9月18日になると、大島村や田原村では村民を動員し、生存者の捜索、遺体の回収と埋葬を開始していることがわかる。大島村役場が事故の発生について周辺の村役場に連絡して、遺体・遺品回収について彼らの協力を仰いだ。

19日になると、大島村では、海岸だけではなく、海上に舟を出して捜索が行われる大規模なものであったという記録が残っている。この背景には皇族と誤解されていた特使オスマン・パシャが発見されていなかったこともあると考えられる。

それ以降も、生存者の捜索、遺体の回収と埋葬、漂流物の回収は続けられるが、徐々にその規模は縮小される。10月7日までに大島とその対岸で251名の遺体が検死され、埋葬されている。

なお、漂流物・海底に沈んだ遺物については、県庁・郡役所から厳重に回収・保管するように指示があった。回収された物品は大島村須江に集められて横浜に回送された後、最終的に外務省からオスマン帝国へ返還されている。

生存者の移送

9月20日の朝、大島港にドイツ軍艦ウォルフ号が入港した。これに同乗していた兵庫県庁外務課の長野桂太郎と交渉した赤城維羊東牟婁郡長は、ウォルフ号で生存者を神戸に移送することに合意し、急遽檜野崎の現場において埋葬式が挙行されることとなった。生存者65名（この他の2名は既に神戸におり、2名は遭難現場で捜索活動にあたっている。）を収容したウォルフ号は、この埋葬式に参加すべく12時に大島港を出港して檜野崎に向かったが、波浪が激しく、埋葬式を中止にして14時に神戸に向けて出航した。神戸に移送された生存者は、宮内省より派遣された医師団の治療を受けることとなる。

その後、政府は9月26日に、明治天皇の直裁を得て2隻の軍艦、比叡と金剛によって、69名の生存者をオスマン帝国へと送り届けることを決定する。比叡と金剛は10月10日に生存者を分乗させて神戸を出航し、同年末にオスマン帝国へと到達して生存者を引き渡し、その後に特別な許可を得て明治24年（1891）1月2日に特別な許可を得てイスタンブールへの入港を果たした。

日本赤十字社の看護

9月19日午前2時5分に兵庫県知事から宮内省宛に事件について第一報が入る。宮内

表1 オスマン帝国へ返還した沈没品一覧

勲章貨幣

品目	個数	荷造	重量	容積
勲章	1個	1箱	25斤	1才
外国金貨 2匁2分～1匁7分	761個			
外国金貨 1匁1分	7個			
外国銀貨 1円形	65個			
外国銀貨 20銭以下	240個			
日本白銅 5銭	232個			
日本・外国銅貨 2銭形以下	47個			
勲章	1個			
外国金貨 2匁1分～1匁7分	28個			
外国金貨 1匁～5匁	13個			

大砲軍器其他

品目	個数	荷造	重量	容積
クロップ大砲	8門	原形のまま	93,384斤	406才
クロップ大砲 弾丸止	2個	原形のまま	80斤	4才
アムスツロング大砲	4門		77,340斤	395才
ホツキス速射 鋼砲	2門		1,632斤	11才
ホツキス速射 黄銅砲	2門		624斤	5才
ノールデンプルト 4連砲	4個		3,936斤	32才
ノールデンプルト 5連砲	2個		3,295斤	56才
ノールデンプルト 小5連	1個		150斤	5才
水雷機	2個		1,040斤	36才
小銃	182個		2,184斤	86才
ピストル	24個		508斤	9才
サーベル	31個			
銃剣	70個		280斤	9才
弾薬入 革帯	121個		90斤	10才
徽章類	2個			
小旗形のもの	1個			
書類	1括			

※この一覧は、オスマン帝国へ返還するために保管現地（大島）より横浜港まで回送された物品である。この表は『東牟婁郡誌』を参考に再構成した。

省は明治天皇の意向を受けて、その日のうちに宮内省関係の医師団を現地に送り込むことを決定している。当初は大島村へ向かう予定で神戸に入ったが、ドイツ軍艦ウォルフ号が神戸に生存者を移送する可能性が高いことから、神戸に留まりこの地で治療が行われることとなった。この医師団は、侍医と皇后の監督下にあった日本赤十字社の医師と看護師によって構成されていた。特に侍医が東京へ帰京した9月26日以後の生存者に対する治療は、日本赤十字社が一手に引き受けることとなる。この救護活動は日本赤十字社にとって初の国際救援となった。

民間による支援活動

当時、新聞業界では販売競争の激化といった状況にあり、エルトゥールル号事件について報道合戦が展開された。特に『東京日日新聞』・『大阪朝日新聞』・『神戸又新日報』は、9月19日の段階で既に事件の速報を行っており、その後の救護活動も含めた報道も大々的に展開されていく。連日の各新聞の報道によって事件の内容が広く国民の知るところになったといえよう。

特筆すべきは、報道に伴い新聞各社が義援金募集活動を展開したことである。特に、『時事新報』は4,248円97銭6厘もの大金を集めることができた。同社は記者の野田正太郎を事件の生存者をオスマン帝国へ送り届ける比叡へ便乗させて、イスタンブルにおいてオスマン帝国の海軍省に為替に変えた義援金を直接手渡しさせた。

新聞社に限らず団体や個人もいろいろな支援活動を実施していた。

海底に沈んでいるエルトゥールル号の遺品を引き上げるボランティア活動も展開された。兵庫県のドック会社の大松藤右衛門社長がエルトゥールル号の遺品の引き揚げを無償で実施することを申し出て、大島村へ赴いたことが新聞記事により知られる。それ以外にも遺品引き揚げに協力した人々がいたことが、慰霊碑に記録されている。



写真 12 (左)慰霊碑・(中)追悼碑・(右)新慰霊碑

甲魂碑 (昭和三年建立 追悼碑 碑文)

明治二十三年九月十六日土耳其帝國軍艦エルトグロール號は特派使節エミン・オスマンパンヤ以下六百五十人の士卒を載せて横濱より神戸に向ふ途中熊野沖に於て暴風に遭ひ不幸熊野崎の岩礁に觸れて難破し施設始め五百八十一名の乗員は海中に溺歿して英魂を怒濤に委し了んぬ洵に千載の恨事と謂ふべきなり日土貿易協會は日土兩國の友好日に敦厚を加ふるに際し當時を追憶すること轉た切なるものあり昭和三年八月五日大島及熊野に於て甲魂祭を執行し土耳其代理大使アウルツシ・ファツドベリ亦之に參列せり乃ち此處に碑を建て、殉難諸將士の英靈を弔ひ且本會舉行の甲魂祭を永久に記念すと云爾

昭和四年四月五日

篆額 大谷光瑞書 正六位勲三等 稻畑勝太郎撰

土国軍艦遭難之碑 (明治二十四年建立 慰靈碑 碑文)

土耳其軍艦埃耳士盧羅耳遭難之碑

明治二十三年六月

土耳其國皇帝以其海軍少將阿斯曼巴西亞為特派公使奉國書而來

皇上兪公使於東京宮城授勳章賜享宴禮得殊渥使事既畢陸辭還國九月十六日駕軍艦埃耳士盧羅耳夜過熊野海遇颶風起艦折潰熊野海自古稱險多築燈臺標識航路此夜霧雨晦冥咫尺不辨如以艦內機關失其用竟觸暗礁艦遂覆沒公使以下六百五十人皆溺斃長亞聖殿亦死獲免者僅六十九人嗚呼悲慘矣哉其地實為紀伊東牟婁郡熊野崎崎角有燈臺守者未覺知遂有被髮徒跣者相踵而來言語不通皆負批傷投手瀧澤正洗軾與臺員協力扶持給衣藥既而知其為土國人也黎明大島村長沖岡聞變馳至與熊野區長齋藤半之右衛門須江區長瀧本彦右衛門等周旋甚力與警察署長清水廣治分署長小林征一等商議救安民舍招醫治瘡民爭任其委護乃飛報於和歌山縣廳縣廳距此四十餘里海陸共阻而電信未全通十八日報始達書記官秋山恕卿兼程赴援郡長赤城維羊先在僉曰熊野地僻不便風給且時疫未熄傷感者恐不可救即舟而移之於大島浦以佛寺禿病院配付醫師尋發輕舸數十收遺骸於亂礁怒濤間窮搜累日而未見公使屢更募瘞人求于海底而終不獲焉他屍皆瘞於燈臺西南原上因定為兆塋假造公使冢於其中央爾餘諸墓環列其側初殯於沿岸各地者亦合葬于此亡慮二百六十人二十一日八重山艦長海軍大佐三浦功及海軍軍醫大監加賀美光賢奉命而至正裝率隊兵行葬儀恐卿等佐之且存問傷者移置諸其艦又有狹逸國艦來而戰之共航于神戶 勅遣式部官丹羽龍之助侍醫桂秀馬優賜撫恤

皇后亦詔被服各一副恩旨深厚無所不至於是疲憊困頓重傷瀕死者亦皆起十月特遣比叡金剛二艦送歸之於其木國去萬里泰使客死不還其不幸洵不恩言矣雖然 朝廷隆遇弔卹有加公使其亦可瞑也歟當有此事變也上下驚歎自王公至士庶人唱其死慰其病遺金幣布帛者有為饌食物者有為情誼縷繫不遺記述若夫大島村以其為所管連出壯丁四百餘人日夜服役擔濱人增田萬吉兵庫人買川純一有田喜一郎神戶人大松藤右衛門與大島村民胥請官揀聚其沈沒艦材器什具錄以進且以所拾遺骨舉柩其墓為設祭典是皆不啻發思遠人之識抑亦有深感

皇上至仁待外賓之篤也忠亮不肖承之地方宣揚 德化唯恐其不逮願書記官以下警察官郡村吏各奔走致職以濱其事已而視其地察其狀寔有不堪痛悼者焉因欲建碑勸其事併表追弔之意圖縣有志之士多資助之乃敘其梗概係以銘銘曰

風伯作威 堅艦不支 使臣雖沒 聘問始斯 勸諸貞石 以表痛悲

紀元二千五百五十一年明治二十四年二月

和歌山縣知事從四位勲三等石井忠亮撰文

和歌山縣書記官從六位勲六等秋山恕卿書

慰霊碑の建立と慰霊祭の挙行

大島村の沖村長は、9月18日には、犠牲者を埋葬する墓地として事故現場である「船甲羅」と「檜野埼灯台」の中間地点を選定して、遺体の埋葬を始めた。

和歌山県は早くから慰霊碑の建立を計画していたようであり、この計画は大阪朝日新聞の義援金も得て、明治24年(1891)に犠牲者が眠る墓地に慰霊碑の建立することで達成された。この慰霊碑が建立された後の明治25年(1892)3月7日に大島村では沖村長と遺品・遺体の回収に協力した人々が中心となり、追弔会が執り行われている。その後、大島村では明治32年(1899)に遭難10周年、明治42年(1909)に遭難20周年の節目ごとに慰霊祭が行われた。この頃の慰霊祭は小規模なものであったが、トルコ共和国との国交が樹立されたことを契機に昭和3年(1928)に大島村において追悼式が実施され、昭和4年(1929)に新設の日土貿易協会により追悼碑が建立された。その後、昭和12年(1937)にはトルコ共和国から和歌山県に委嘱されて旧墓碑を埋め込んだ新慰霊碑の建立が行われ、その除幕式とともに遭難50周年の慰霊祭も繰り上げて実施されている。これが、現在の弔魂碑である。なお、旧来の慰霊碑・追悼碑は現在の弔魂碑が建立された際に墓地の一角に移設されている。

第二次世界大戦中の慰霊祭の記録はないが、戦後の昭和29年(1954)にトルコ共和国大使が弔魂碑を参拝している。なお、昭和49年(1974)以降はトルコ共和国大使・武官が交代する際は、必ず弔魂碑への参拝が行われている。昭和36年(1953)には遭難70周年の慰霊祭からは、串本町が町を挙げて慰霊祭を挙行するようになり、それ以後、5年ごとに慰霊祭が行われ、現在に至っている。

大島では、早くから追悼歌が作られ、歌い継がれてきたといわれているが、当時の追悼歌は2曲の歌詞が伝わるのみである。しかしながら、後世に新たに作られた追悼歌が現在でも大島の小学校や慰霊祭などで歌い継がれている。

参考文献

『1890 エルトゥールル号事件 報告書』 2005 中央防災会議

『紀伊東牟婁郡誌』 1917 和歌山県東牟婁郡役所

『明治二十三年九月土耳其軍艦アルトグラ号難事取扱ニ係ル日記』 1890 沖 周

『日土交渉史』 1931 内藤智秀

(2) 歴史的意義

「(1) 事件の概要とそれを示す記録」で見てきたように、エルトゥールル号事件が近代日本に与えた影響は多面的であり、かつ多大であった。以下、エルトゥールル号事件が持つ歴史的意義について述べる。

エルトゥールル号事件の特筆すべき点

エルトゥールル号事件は、日本近海の高難海上において未曾有の事故であったが、事故直後の現場における迅速なる初期対応には瞠目すべきものがある。近代の行政機構が整ってさほど時を経ない時期であるにもかかわらず、村・郡・県が一体となって生存者の探索、遺体・遺品の回収が行われ、さらに皇室、政府、海軍、新聞社の動きが連動して日本社会全体が生存者の本国送還を実現させたことは特に注目される。また、新聞各社は報道と平行して義援金募集を行い、児童をはじめ多くの国民がそれに応じ、義援金は相当額に達したことも特筆される。

なお、皇室が本事件を長らく心に留められ、昭和4年（1929）には昭和天皇が大島を行幸されたこともエルトゥールル号事件が近代日本の歴史上、きわめて大きな意義をもっていたことの証左に他ならない。

エルトゥールル号事件が社会に与えた影響

エルトゥールル号事件は、外国の軍艦が遭難して多数の犠牲者を出すという、日本が初めて経験した大規模海難である。この海難に当たり当時の行政や民間のとった対応が、その後の日本における海難救済対応措置の先例ともなった。大島村をはじめとし、東牟婁郡、和歌山県、兵庫県等の地方行政は自主的かつ相互に連絡を取りながら対応するとともに、中央政府にも迅速・緊密なる連絡を行い、中央政府の講じる救済措置に関してもその一翼を担ったのである。さらに、この事故における日本赤十字社の救護活動は、日本赤十字社にとっても初の国際救援となった。くわえて、全国的な義援金運動の高まりにより、日本人罹災者支援だけでなく、外国人罹災者に対しても支援するといった意識を日本社会にもたらすきっかけともなった。

日本とトルコの友好

エルトゥールル号事件は日本で語り継がれているだけでなく、トルコにおいても同様に語り継がれてきており、現在においてもこの事件は日本とトルコの友好の架け橋となっている。

本事件での遭難者を悼む慰霊祭が事件直後から現在に至る120年以上の長きにわたって大島において実施されていることや、トルコ共和国駐日大使や武官が着任の際には現地を訪れ遭難者墓地に参拝することが恒例となっていることは、現在においても、エルトゥールル号事件が日本とトルコの友好関係に寄与していることを物語っている。

(3) 史跡的価値

ここまで見てきたようにエルトゥールル号事件は近代日本の歴史を理解する上で欠くことのできない重要な事件である。以下に、エルトゥールル号事件を現在に伝える史跡について述べる。

船甲羅

船甲羅は、現在の和歌山県東牟婁郡串本町檜野に所在する檜野崎の突端から 200 ～ 300 m 南西、陸部から 100 m 沖の海中にある岩礁である。この場所は、いくつかの岩礁からなっており、船が航行するには難所となっている場所である。明治 23 年（1890）9 月 16 日に台風により操船の自由を失ったエルトゥールル号がこの岩礁に衝突し、爆発事故を起こす発端となった場所である。

現在もこの周辺の海底には今もエルトゥールル号関係の遺物が残されており、エルトゥールル号事件を語る上で重要な場所である。



写真 13 船甲羅

檜野崎灯台・官舎

檜野崎灯台は、現在の和歌山県東牟婁郡串本町檜野に所在する檜野崎の突端に位置する。日本の灯台で最も古いものの一つであり、エルトゥールル号事件が起こった時点では既に灯台として稼働していた。

エルトゥールル号が遭難した時、生存者はこの灯台の灯火をたよりに陸地を目指したと伝わっている。そして、泳ぎ着きあるいは漂着した生存者は、檜野崎灯台官舎の扉を叩き、官舎にいた灯台職員に助けを求めたのである。これが、大島の人々による救助活動が行われるきっかけとなった。なお、事故の翌日の 9 月 17 日までには、この場所に 63 名の生存者が到着し、官舎で負傷者の手当が行われている。



写真 14 檜野崎灯台・旧官舎

このように、檜野崎灯台と官舎は、エルトゥールル号事件の最初の段階において重要な役割を果たしており、エルトゥールル号事件を語る上で重要な場所である。

エルトゥールル号事件遭難者上陸地

エルトゥールル号事件遭難者上陸地は、現在の和歌山県東牟婁郡串本町檜野の檜野埼灯台・旧官舎とトルコ軍艦遭難者墓地の中間地点に所在する。

エルトゥールル号が遭難した際に海に投げ出された生存者は、檜野埼灯台の灯火を頼りにこの場所に泳ぎ着き、あるいは流れ着いて上陸したと伝えられている。上陸地には、小さな砂浜があるが、すぐに崖となっているため、彼らはこの崖をよじ登って檜野埼灯台に助けを求めたと考えられる。

このように、エルトゥールル号事件遭難者上陸地はエルトゥールル号事件を語る上で重要な場所である。



写真 15 エルトゥールル号事件遭難者上陸地

大龍寺・蓮生寺

大龍寺は、現在の和歌山県東牟婁郡串本町檜野に所在する寺院である。事故当日に檜野浦に漂着した6名の負傷者がこの寺院に搬送され、その後、9月17日には檜野埼灯台官舎で治療を受けていた63名の生存者がこの寺院に移送され、治療・看護が続けられた。

また、蓮生寺は、現在の和歌山県東牟婁郡串本町大島に所在する寺院である。9月17日に69名の生存者を収容していた大龍寺は、多数の負傷者の治療には手狭であったことから、9月18日に62名の負傷者を蓮生寺に移送している。この寺院における治療では、数十人の看護人が徴用され、克明な負傷者の治療記録が作成されたことも特筆される。

このように、大龍寺と蓮生寺はエルトゥールル号事件における負傷者が収用され本格的な治療が施された場所であり、エルトゥールル号事件を語る上で重要な場所である。



写真 16 大龍寺



写真 17 蓮生寺

エルトゥールル号事件遭難者墓地

エルトゥールル号事件遭難者墓地は、現在の和歌山県東牟婁郡串本町檜野に所在するエルトゥールル号の遭難者の埋葬地である。現在は「トルコ軍艦遭難者墓地」として、和歌山県指定文化財（史跡）に指定されている。

当寺の大島村長・沖周は、事故から2日後の9月18日に、犠牲者を葬る場所として「船甲羅」と「檜野埼灯台」の間であるこの場所を選定した。

明治24年（1891）2月に和歌山県によって慰霊碑、昭和4年（1929）日土貿易協会によって追悼碑が建立され、その後、トルコ共和国政府から和歌山県に委嘱されて昭和12年（1937）6月3日に現在の弔魂碑が建立されている。不幸にも亡くなったエルトゥールル号乗組員は、大島近隣の人々により何カ所かに手厚く葬られていたが、明治25年（1892）にこの地に改葬されて現在に至っている。なお、慰霊碑と追悼碑については、弔魂碑が建設された後も、この墓地の一角に移設され、現在も残されている。

明治25年（1892）3月7日に大島村による追弔会が開かれて以後、節目の年には慰霊祭が行われ、120年以上を経た現在においても継続されている。なお、昭和47年（1972）にトルコ共和国メルシン市に現在の弔魂碑と同形の記念碑が建立され、昭和50年（1975）には、串本町とメルシン市との間に姉妹都市提携がなされた。

このように、エルトゥールル号事件遭難者墓地は、犠牲者が眠る場所であり、現在においても慰霊祭が執り行われる舞台となるなど、エルトゥールル号事件を語る上で重要な場所である。

その他の遺跡

大島には上記の5カ所の遺跡の他、昭和4年の昭和天皇行幸の際の記念碑や野点跡、エルトゥールル号乗組員を神戸に送り届けた大島港等、多くの関連遺跡も所在している。



写真 18 エルトゥールル号事件
遭難者墓地

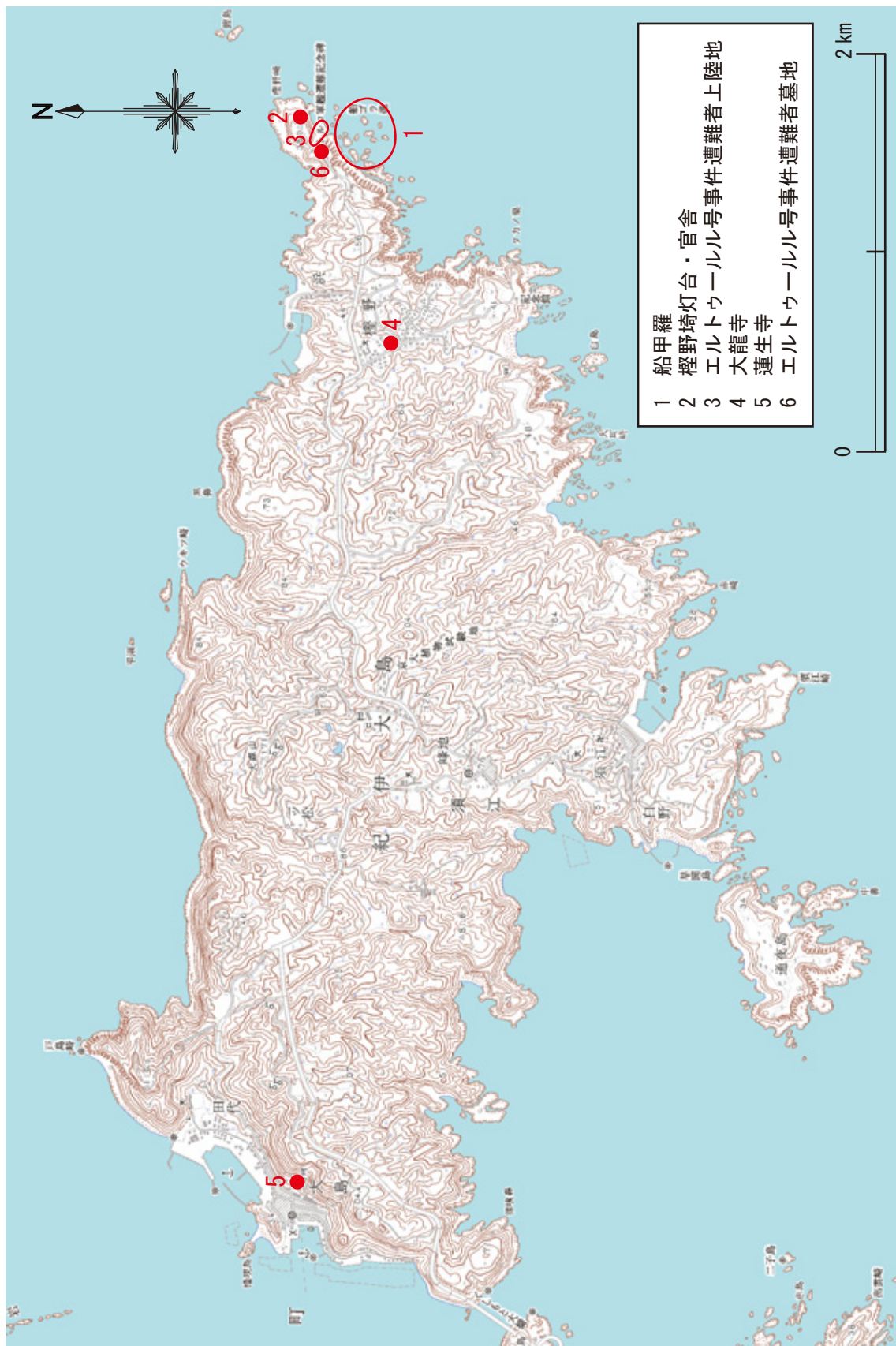


图 12 エルトウールル号事件関係遺跡群 位置図 (1:30000)

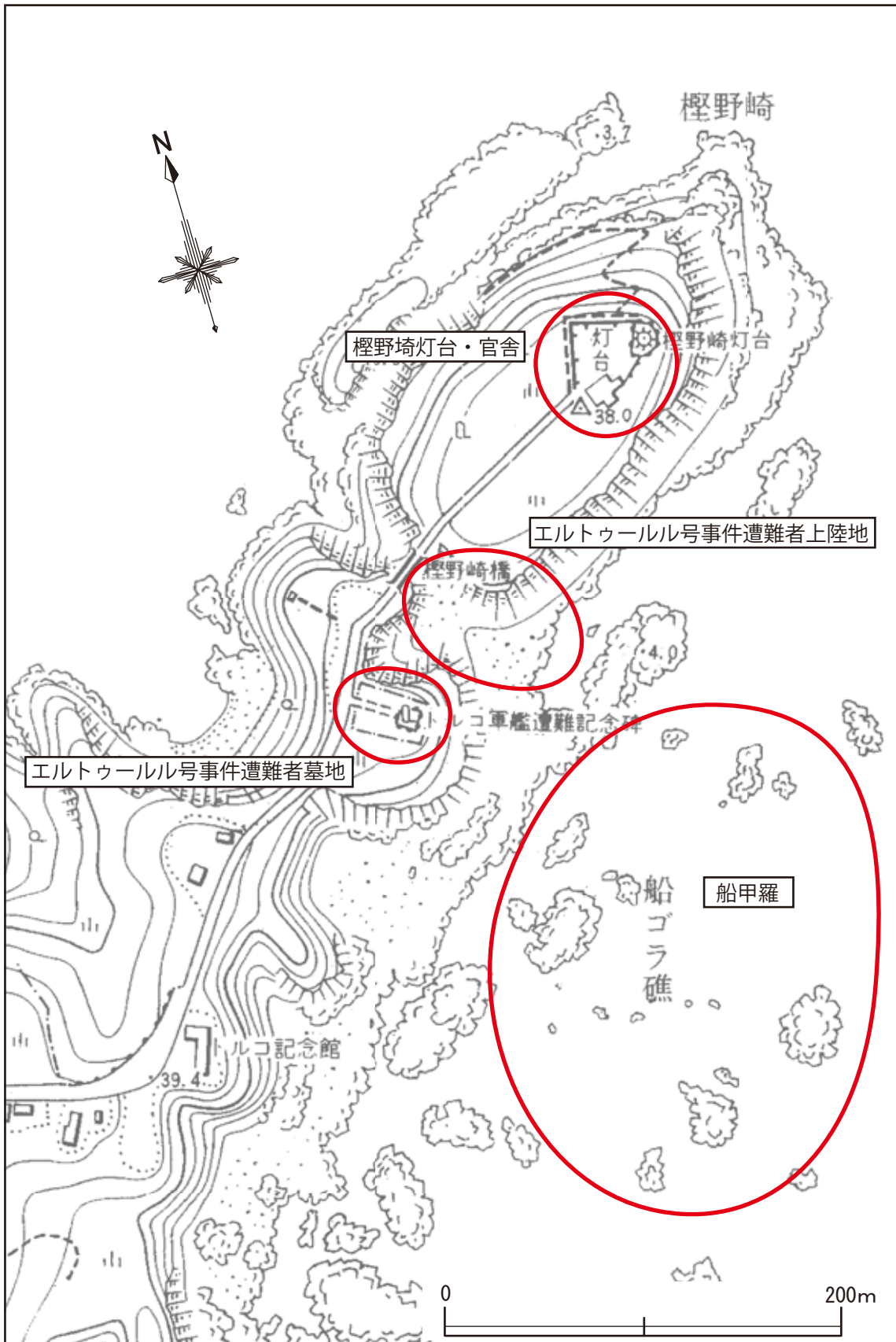


図 13 榎野崎周辺図 (1:3000)

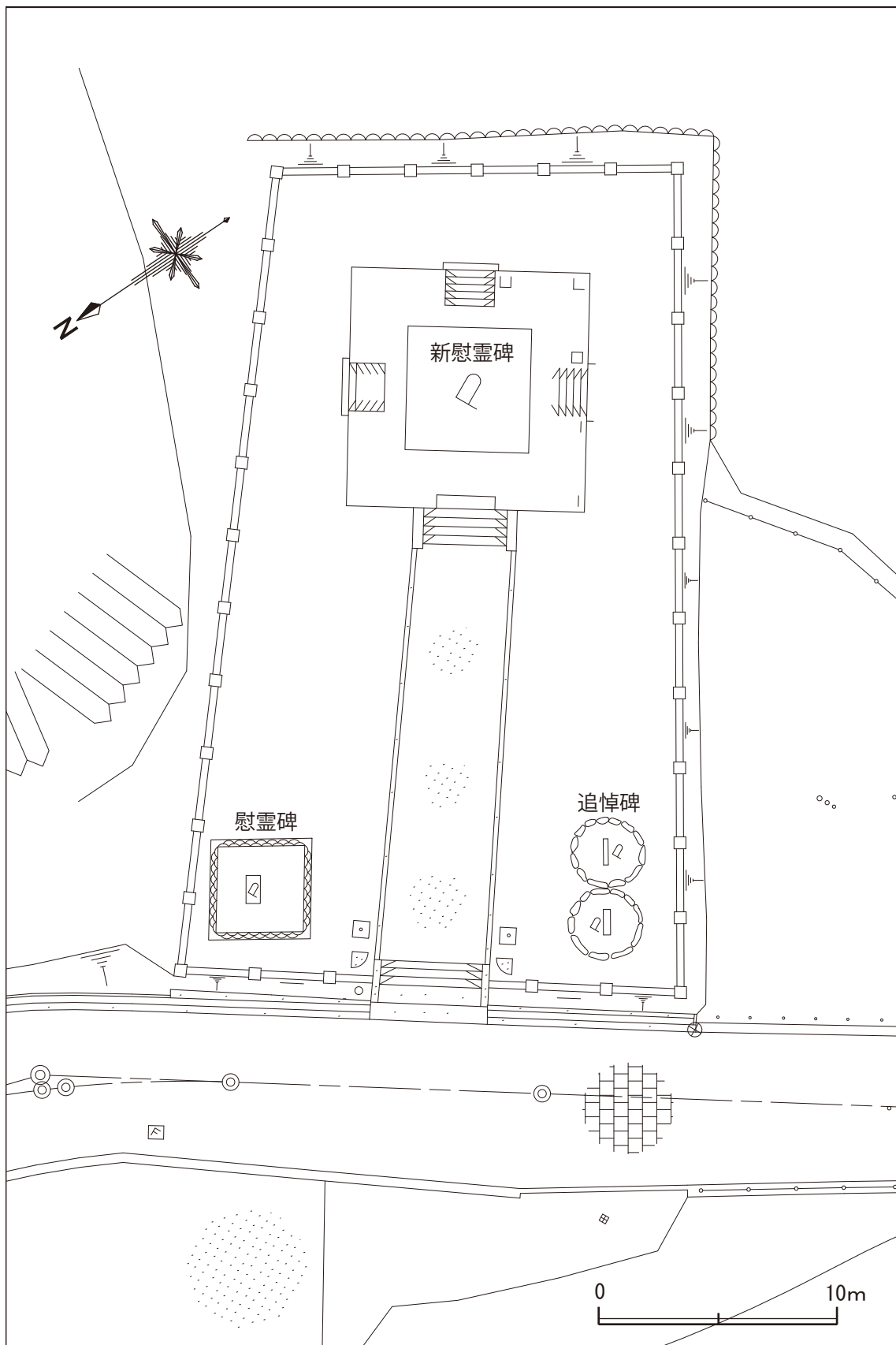


図 14 エルトゥールル号事件遭難者墓地 平面図 (1:250)

2013 年現在

4. 今後の展望

(1) 現状

檜野埼灯台は現役灯台であり、海上保安庁によって維持管理されている。旧官舎は現在、串本町の所有となっており、平成23年度に串本町によって修理が行われ、一般に公開されている。なお、旧官舎内部には海上保安庁第五管区海上保安部の寄贈によるエルトゥール号事件当時の灯台吏員が利用していた望遠鏡等、灯台業務に関係するものが展示されている。

トルコ軍艦遭難者墓地では、定期的に慰霊祭の開催や串本町立大島小学校による清掃活動が行われるなど、現在も遭難者が眠る場所として畏敬の念が表されている。また、昭和49年（1974）には、串本町によって船甲羅や檜野埼灯台および旧官舎を望む場所にトルコ記念館が開設され、エルトゥール号事件に関する展示やガイダンスが行われている。

大龍寺と蓮生寺は、今も寺院として機能している。

なお、船甲羅なども含む檜野埼一帯については、自然公園法により吉野熊野国立公園の特別地域及び普通地域に指定されている。

(2) 史跡指定

前章までにおいて、檜野埼灯台・官舎及びエルトゥール号事件関連遺跡群の歴史的価値を検討してきた。

「檜野埼灯台・旧官舎」は日本最古の近代石造灯台とそれに付随する同時期の官舎であるという近代建築史・交通史的意義を持つ。また、これを含むエルトゥール号事件関連遺跡群は、エルトゥール号事件の舞台として、海難、行政、人道、国際交流といった観点での歴史的意義がきわめて大きい。すなわち、エルトゥール号関連遺跡群は、串本町や和歌山県にとってだけでなく、日本の近代史の正しい理解のために欠くことのできないものである。

現在、「トルコ軍艦遭難者墓地」は県指定史跡、「檜野埼灯台旧官舎」は国登録有形文化財として保護が図られているものの、「檜野埼灯台」や「船甲羅」、「エルトゥール号事件遭難者上陸地」、「大龍寺・蓮生寺」等の関連遺跡群は未指定であり、文化財としての公的な保護はなされていない状況である。

それゆえ、日本近代史の正しい理解のため欠くことのできない、これらの遺跡群の歴史的価値を公的に位置づけ、将来に確実に引き継いでいくために、国史跡指定を視野に入れて保護措置を講じていく必要がある。

(3) 保存管理計画の策定

檜野埼灯台・旧官舎及びエルトゥールル号事件関連遺跡群は、文化財としての価値を十分に備えている。これらの遺跡群とその価値を適切に保存し次世代へと確実に引き継いでいくためには、保存管理の基本方針とそれに基づく保護管理手法を明確にしておく必要がある。また、それを実効的なものにしていくには、保存管理の体制を確立しておくことも必要である。ちなみに、各施設等の維持管理については、現段階でも継続的に、かつ、おおむね適切に実施されているが、これらは個別的であることから、今後は史跡の構成要素として一体的な維持管理を行う必要がある。あわせて、この遺跡群を適切に整備・活用し、次世代へと継承していくために、保存管理計画を策定して明確に示すことが必要である。

保存管理計画の策定に当たっては、次の事項を定めることが必要である。

- ①保存管理の基本方針
- ②史跡の構成要素の明確化
- ③各構成要素の特性に合った保存管理の方法
- ④現状変更等の許可に関する取扱基準
- ⑤整備公開等に関する在り方の提示
- ⑥運営方法及び運営体制

なお、保存管理計画の策定に当たっては、檜野埼灯台が現時点において現役灯台であることを考慮し、その本来業務に支障を与えることのないように保存管理の方法を検討する必要がある。

(4) 国民的財産としての活用に向けて

檜野埼灯台・官舎及びエルトゥールル号事件関連遺跡群は、様々な観点から語られるべき遺跡群である。その観点とは、近代日本において発生した未曾有の海難の歴史的事実及びこの事件に際しての国及び地方行政の対応の経緯といった海難史、近代行政史の観点、エルトゥールル号事件の負傷者に対する大島の人々の献身的な看護や全国的な義援金運動といった人道的活動史の観点、この事件と国・地方行政・民間が執った一連の行為が日本とトルコの友好の架け橋となったという国際関係史の観点である。

これらの遺跡群とその歴史的価値を次世代へ確実に引き継いでいくためには、史跡指定等の保護措置がなされるだけでなく、これらの遺跡群が国民的財産であるということを日本国民に認識されることが必要不可欠である。そのためには、保存管理だけでなく、整備活用も重要な視点となる。ただし、整備活用にあたっては、これらが保存管理の延長上にあることを十分に理解し、このことを踏まえてしっかりとした整備活用計画を立案した上で実施する必要がある。

檜野埼灯台・官舎及びエルトゥールル号事件関連遺跡群は、串本町により檜野埼灯台旧官舎の修復と一般公開、トルコ記念館でのエルトゥールル号事件に関する展示とガイドン

ス、これら周辺の公園的整備が進められており、基本的な整備は既にかかなりの程度まで整っているといえよう。

しかし、残念ながら現段階において、これらの遺跡群は、全国的に十分な知名度があるとは言い難い。そのため、これら遺跡群の持つ歴史的価値を串本町内や和歌山県内だけでなく、全国的な周知を図っていく必要がある。また、このことは檜野埼灯台・旧官舎及びエルトゥールル号関連遺跡群を串本町及び和歌山県の観光資源として活用していくためにも重要なことである。

今後は、旧官舎やトルコ記念館の展示の充実を図っていく必要もあると考えられる。2007～2010年にかけて、トルコ海洋考古学研究所がエルトゥールル号が遭難した海域で考古学的調査と発掘を行ったエルトゥールル号プロジェクトは、地元串本町や串本町民によるボランティアの協力も得て進められており、現在も引き揚げられたエルトゥールル号関連の引き上げ品の整理作業が進められている。このプロジェクトによる引き上げ品の保管は今後、串本町が行うこととされており、これらを適切に保管・活用するために旧官舎やトルコ記念館の果たす役割は大きいであろう。特に、トルコ記念館は、檜野埼灯台・旧官舎及びエルトゥールル号関連遺跡群への来訪者に対するガイダンス施設としての役割とともに、エルトゥールル号事件に関する各種資料の保管・研究の拠点としての役割も担うことも求められる。

また、今回の調査研究においては、エルトゥールル号事件の史跡的価値について、日本側の資料を中心に実施してきた。そのため、日本において、エルトゥールル号事件が歴史的に果たした意義についての成果を得ることができたが、さらにトルコ共和国側の諸資料によって補完していくことも求められよう。

すなわち、日本側の諸資料をデータベース化して公開するとともに、将来的にはトルコをはじめ世界的な規模で本事件の教訓や歴史的意義を共有していくことが強く求められているのである。また、この協働による調査は日本とトルコ共和国の更なる友好にも寄与できるものと期待したい。

付 編

指定名称	所在市町村名	指定物件	指定状況	種別

指定物件・・・「灯台」・「附属建造物」の別

指定状況・・・「国指定」・「都道府県指定」・「市町村指定」・「国登録」の別

種別・・・「史跡」・「建造物」の別

別紙 1

海難事故の概要等

	海難				記念碑・慰霊碑等の有無		現在における国際交流事例
	場所（市町村）	事故の年月	相手国	概要	記念碑	慰霊碑	
1							
2							

別紙 2

文化財（史跡等）の概要

番号	指定状況	種別	文化財の名称	文化財の概要

番号 別紙 1 の番号をご記入ください。

指定状況 「国指定」「都道府県指定」「市町村指定」等の別

種別 「史跡」「名勝」「建造物」等の別

海難事故に関する史跡に関する全国アンケート結果

都道府県	海難事故に関する史跡										灯台等の文化財指定状況														
	問1-1 国際交流の契機事例		問1-2 海難事故の概要		問1-3 史跡等指定の事例		問1-4 指定文化財の概要		問2-1 指定登録の事例		問2-2 指定登録物件		問2-1 指定登録の事例		問2-2 指定登録物件		問2-1 指定登録の事例		問2-2 指定登録物件						
	場所	年月	相手国	記念碑/慰霊碑	場所	年月	相手国	概要	物件名	指定状況	種類	備考	場所	年月	相手国	記念碑/慰霊碑	場所	年月	相手国	概要	物件名	指定状況	種類	備考	
北海道	×																								
青森県	○	つがる市	1989.10	アメリカ合衆国	○	○	×																		
岩手県	×																								
宮城県	×																								
秋田県	×																								
山形県	×																								
福島県	×																								
茨城県	×																								
栃木県	×																								
群馬県	×																								
埼玉県																									
千葉県	○	御宿町	1609.9	スペイン	○	×	○																		
東京都	○	御蔵島村	1862.6	アメリカ合衆国	○	×	○																		
神奈川県	×																								
新潟県	×																								
富山県	×																								
石川県	×																								
福井県	×																								
山梨県	×																								
長野県	×																								
岐阜県	×																								
静岡県	○	沼津市	1854	ロシア帝国	○	×	○																		
愛知県	×																								
三重県	×																								
滋賀県	×																								
京都府	×																								
大阪府	×																								
兵庫県	×																								

海難事故に関する史跡に関する全国アンケート結果

都道府県	海難事故に関する史跡										灯台等の文化財指定状況				
	問1-1 国際交流の契機事例		問1-2 海難事故の概要		問1-3 史跡等指定の事例		問1-4 指定文化財の概要		問2-1 指定登録の事例		問2-2 指定登録物件		種別	備考	
	場所	年月	相手国	記念碑/慰霊碑	相手国	物件名	物件名	指定状況	種別	物件名	市町村	指定物件			指定状況
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
奈良県															
和歌山県	○	1890.9	オスマン帝国	○	○	トルコ軍艦遭難者墓地			史跡		串本町	榎野崎灯台官舎	国登録	建造物	
鳥取県	○	1819	朝鮮国	○	×										
鳥根県	×										松江市	美保関灯台	国登録	建造物	
岡山県	×														
広島県	×														
山口県	×										防府市	萩往還関連遺跡 住吉神社石造燈台	国指定	史跡	
											下関市	六連島灯台	市町村	建造物	
											下関市	角島灯台	市町村	建造物	
徳島県	○	1957.2	デンマーク王国	○	×										
		1892.7	アメリカ合衆国	×	×										
香川県	×										高松市	江崎燈台退息所	国登録	建造物	
											高松市	鍋島燈台退息所	国登録	建造物	
											高松市	クダコ島灯台退息所	国登録	建造物	
愛媛県	×										松山市	釣島灯台退息所 及び倉庫	市町村	建造物	
											伊予市	萬安港旧灯台	市町村	建造物	
高知県	○	1841	アメリカ合衆国	○	×										
福岡県	×										柳川市	江越八幡海岸灯台	市町村	建造物	
佐賀県	×										太良町	夜灯鼻灯台跡	市町村	史跡	
長崎県	○	1746	唐	×	○	唐人海難者改葬供養塔			史跡						
		1281	元	○	×										
		1866		○	×						長崎市	伊王島灯台旧吏員退息所	県	建造物	
熊本県	×														
大分県	×										佐伯市	豊後水道海事博物館	国登録	建造物	
											佐伯市	渡り鳥館	国登録	建造物	
宮崎県	×										佐伯市	豊後水道海事博物館 塀	国登録	建造物	
鹿児島県	○	1894	イギリス	○	×						延岡市	常夜灯	市町村	建造物	
		1873	ドイツ	○	○	ドイツ皇帝博覧記念碑			史跡		鹿児島市	鹿耳島旧港	国登録	建造物	
		1797	イギリス	○	×	ドイツ商船遭難之碑			史跡			北防波堤灯台	国登録	建造物	
		1840	イギリス	○	×										
沖縄県	○														

海難事故の概要等

場所	事故の年月 (西暦)	相手国	海難事故の概要		記念碑・慰霊碑 等の有無		現在における国際交流事例
			概要	概要	記念碑	慰霊碑	
1 青森県 つがる市	1889年 10月	アメリカ 合衆国	明治22年(1889)10月30日早朝、つがる市車力沖合300m付近で折からの暴風によって座礁した米国メーン州バス船籍のチェスボロー号が牛瀧の漁民によって発見された。風速63mの嵐の中、決死の救出活動で乗組員23人中4人の船員を奇跡的に救助した。当時は電話も自転車もなく、車力村から青森県庁までの64kmを村一番の健脚といわれた若者2人が自ら足で走り抜け、3日後、奇跡的に助かった4人は無事米国に帰国した。	○	○	チェスボロー号遭難100周年をきっかけとして、平成2年(1990)から始まったチェスボロー号カップ水泳駅伝は、車力村とバス市の直線距離にあたる10.200kmを、1チーム5人、全参加者の合計距離を毎年累計して泳ぎ切ろうという大会で、全国はもちろん世界各国から参加者が集まる大会イベントとなっている。また、バス市とつがる市の交換ホームステイを中心とした交流事業が行われている。	
2 千葉県 夷隅郡 御宿町	1609年 9月	スペイン	フィリピン諸島長官ドン・ロドリゴが任期を終えてマニラからスペイン領メキシコへ帰還する途中、岸和田海岸沖で座礁した。村民の活動により373名のうち317名が救助され、当時の城主本多出雲守忠朝が理解ある措置をとり、徳川家康にも謁見し、翌年6月無事メキシコに送還された。	○	×	昭和3年「日・西・墨三国交通発祥記念碑」が建立された。 昭和53年 メキシコ・ロベス大統領来跡 平成21年 日墨交流400年記念事業	
3 東京都 御蔵島村	1862年 6月	アメリカ 合衆国	アメリカ商船(ニューヨーク・サンフランシスコ間を定期航海) 1863(文久3)年 サンフランシスコ港へ向け香港出港 航路が大きく北へそれる 1863(文久3)年6月4日 御蔵島に漂着・座礁 1863(文久3)年6月4日 早朝、御蔵島島民により発見 1863(文久3)年6月4日 注進のため下田へ早船出港 1863(文久3)年6月9日 伊豆葦山代官所に注進書提出 (この間、海岸に小屋50軒、島内戸数60戸のうち30戸を宿所として提供) はじめに広東人が離島、その後(難破から40日後)船員が離島	○	×	平成19年6月18日～21日 アメリカ・コネチカット州バイポイントスクール中学生 (12名)と御蔵島村立御蔵島小中学校児童生徒の国際交流(御蔵島訪問)事業受入	
4 静岡県 沼津市	1854年 11月	ロシア帝 国	ロシア軍艦ディアナ号が安政東海大地震の津波のために破損し、戸田港へ回航中、沈没。乗組員は助かった。その後戸田においてロシア人技術者の指導の下、日本人の手により代船が建造された。	○	×		
5 和歌山県 東牟婁郡 串本町	1890年 9月	オスマン トルコ帝 国	串本町沖で台風のため航行不能に陥ったトルコ軍艦エルトルウルル号が野野崎灯台南西368mの海に位置する通称「船甲羅」において座礁沈没した。この500人を超える乗組員が死亡した海難事故に際し、地元串本町大島の住民が乗組員を救助し、献身的な看護により、69人の乗組員が生還することができた。	○	○	串本町主催での慰霊祭が5年に一度行われている。 トルコ共和国の調査団・串本町が協力して、遺品の引き上げや整理が行われている。 駐日トルコ大使や武官が交代になった場合は、串本町を訪れ、慰霊碑に参拝されている。	

海難事故の概要等

		海難事故の概要		記念碑・慰霊碑等の有無		現在における国際交流事例	
				記念碑	慰霊碑		
6	鳥取県 東伯郡 琴浦町	1819年 (西暦)	相手国 朝鮮国	概要 韓国蔚珍郡平海を出航した商船が嵐で難破し赤碓沖に漂着。鳥取藩は安義基船長以下12名を保護し、手厚くもてなして、長崎まで送り届け、一行は無事帰国した。	○	×	平成6年から琴浦町は慶尚北道蔚珍と交流を行っている。
7	徳島県 海陽町	1957年 2月	相手国 デンマーク 王国	概要 昭和32年(1957)2月11日、浅川(旧海南町・現海陽町)の機帆船高砂丸が、和歌山県日ノ御崎(日ノ岬)沖で沈没した。その折、付近を航行中のデンマーク船乗組員ヨハネス・クヌッセン氏が、波間に深く沈むこれらの人々を救助せんとして、単身海に飛び込み犠牲となった。その尊い行為を顕彰する石碑が建てられている。	○	○	2009年2月、海陽町浅川にあるクヌッセン機関長の顕彰碑を清掃している浅川小学校に、メルビン駐日デンマーク大使から礼状が届けられた。
8	徳島県 美波町	1892年 7月	相手国 アメリカ 合衆国	概要 神戸からアメリカに向かっていたアメリカの貨物船ノース・アメリカン号(1,500t)が暴風雨に巻き込まれ、志和岐 田井が浦の岩礁に打ち上げられる。そのとき志和岐の住民は総出で決死の救出活動にあたり、乗員23名全員を救助する。このわが身の危険をふりかえらず必死で救助活動にあたった志和岐住民の勇気ある行動に対し、ベンジャミン・ヘリソン大統領は金一封と銀メダルを贈り、この土地の人々の勇敢さをたたえたとともに、感謝の念を表した。	×	×	
9	高知県 土佐清水 市	1841年	相手国 アメリカ 合衆国	概要 高知県足摺岬沖で鯨船が遭難・漂流し、無人島に流れ着いた万次郎ら5名は、アメリカの捕鯨船ジョン・ハラウランド号に救助された。ホイットフィールド船長の故郷フェアヘアープンで勉学に励んだ万次郎は、1851年に帰国後幕府の通訳として活動、1860年には咸臨丸でアメリカ、1870年にヨーロッパへと派遣される。また、1898年に生涯を終えるまで、ホイットフィールド船長との交流は続いた。 彼は、捕鯨船の名前からジョン万次郎とも呼ばれている。	○	×	土佐清水市とフェアヘアープンは姉妹都市であり、万次郎とホイットフィールド船長の友情を記念し、昭和62年より交互に「ジョン万祭り」を開催、平成23年はフェアヘアープンで開催された。また、平成23年6月には万次郎とホイットフィールド船長の両子孫も参加して、「第21回日米草の根交流サミット高知大会」が土佐清水市で開催された。
10	長崎県 長崎市	1746年	相手国 唐	概要 延享元年(1744)長崎に入港した唐船が、同3年(1746)帰国の途中、香焼と深堀の間で暴風のため遭難し、船主馬奉天以下54名が犠牲となった。そこで、以前、溺死した中国人1名とともに遭難場所に近い海岸に埋葬されたが、後に風雨により荒廃したため、宝暦2年(1752)長崎在住の高山輝ら15名の中国人によって現在地に改葬された。	×	○	

海難事故の概要等

		海難事故の概要		海難事故の概要		現在における国際交流事例	
						記念碑・慰霊碑等の有無	
場所	事故の年月(西暦)	相手国	概要	記念碑	慰霊碑	記念碑・慰霊碑等の有無	
11 長崎県 松浦市	1281年	元	1281年(弘安4)「弘安の役」で、伊万里湾に集結した元の戦艦4,400艘、兵士14万人の大船団が鷹島沖を埋めつくした。しかし、同年7月30日の夜半より強風が吹きだし、翌日にかけて暴風雨が伊万里湾を襲った。元軍の船は次々と沈没し、翌日には湾内の浦々は元軍の死体や船の残骸で埋め尽くされた元寇終焉の地として知られる。世界の海難史上、類を見ない事件の舞台となったところである。	○	×	松浦市鷹島町(旧北松浦郡鷹島町)は昭和63年からモンゴル交流団の派遣などで交流のあったモンゴル・ホジルト市と平成3年7月に「姉妹縁組み締結調印」を交わしている。	
12 長崎県 南松浦郡 新上五島町	1866年	—	坂本龍馬主宰の長崎亀山社中の持船ワイルウエフ号が、江ノ浜郷塩谷崎で遭難転覆、船将以下12名溺死。龍馬はその年6月14日現地に來訪して自ら碑文を認め、建碑を依頼し、社中の同志と共に遭難者の霊を弔った。	○	○		
13 鹿児島県 熊毛郡 南種子町	1894年 4月	イギリス	香港へ向かう途中の英国帆船ドラメルタン号が暴風雨のために前に浜海岸に座礁。これを羽生嘉助という人が発見し、人々に知らせ、船を修理するまで間みなどで船員たちを手厚くもてなした。その間、島の人人たちと船員たちは交流を深め、別れ際、船員はお礼に鶏を送った。 その鶏は、イギリス人を「インギー」と呼んでいたことから、「インギー鶏」と名づけて、今では町指定天然記念物であるとともに、インギー料理として種子島の特産物となっている。	○	×		
14 沖縄県 宮古島市	1873年	ドイツ	1873年7月17日、ドイツ商船ロベルトソン号は中国の福州からオーストラリアに向かう航路の途中、台風に遭遇し、宮古島宮国村(旧上野村)沖合で座礁した。遭難したその商船の乗組員8名を地元の人々が荒れ狂う海の中救助し、34日間の看護の後、8月17日、役人は官船を仕立てこの8名の乗組員を帰国させた	○	○	旧上野村とドイツとの交流の歴史を背景として、ドイツ文化をテーマとするテーマパーク「うえのドイツ文化村」を建設。 2000年にはゲアハルト・シュレダー・ドイツイツ首相(当時)も訪れた。	
15 沖縄県 宮古島市	1797年	イギリス	1797年5月16日、プロヴィデンス号は宮古島北方沖の八重干瀬で座礁、沈没。帰国後出版し評判となった航海記に、この時宮古島の住人に手厚く助けられた感謝の念が記された。	○	×	現在における国際交流事例は特になし。	
16 沖縄県 中頭郡 北谷町	1840年	イギリス	1840年8月10日、英国海軍の輸送船インディアン・オーク号は、中国広東省へ書簡を届けるため、浙江省舟山島を出帆。折からの低気圧の接近で強風と大波に翻弄され、進路を失い、8月14日、午前11時に北谷沖で岩礁に衝突、破船した。乗員は命からがら上陸し、その後46日間にわたって北谷の人々の手厚い保護を受けた。	○	×	2000年の九州・沖縄サミットが沖縄県名護市で開かれた際、イギリスのブレア首相が北谷町を訪問。サミットを契機にイギリスとの交流は広がり、本町には町内児童をイギリスの学校に体験入学させる派遣事業を2002年2月から毎年実施している。	

別紙 2

文化財（史跡等）の概要

番号	場所	指定状況	種別	文化財の名称	文化財の概要
2	千葉県御宿町	県指定	史跡	ドン・ロドリゴ上陸地	
3	東京都御蔵島村	村指定	有形文化財	バイキング号キャプタンを台座にした燈籠と錨	
4	静岡県沼津市	国指定	史跡	洋式帆船建造地及びプチャーチン宿所	日本で初めて外極人の指導を受け日本人の力で洋式帆船を建造したことを記念して、当地に記念碑が建てられた。また、ロシア使節プチャーチン提督や士官の宿所にあてられた宝泉寺が史跡に指定されている。
5	和歌山県串本町	県指定	史跡	トルコ軍艦遭難者墓地	明治23年（1890）5月、オスマントルコ帝国皇帝が明治天皇に使節を派遣した。その帰途の9月16日に、使節を乗せたトルコ軍艦エルトゥールル号は串本町大島沖において暴風雨に遭遇し、岩礁に乗り上げて遭難する。この海難により命を落とした約500名の乗組員を葬った場所であるこの地が史跡に指定されている。
10	長崎県長崎市	市指定	史跡	唐人海難者改葬供養塔	
14	沖縄県宮古島市	県指定	史跡	ドイツ皇帝博愛記念碑	港近くの市街地にドイツ皇帝ウィルヘルム I 世の命によって1876年3月20日に建立、22日除幕式が挙行された。1873年7月、宮古島の南海岸・宮国沖合に座礁したドイツ商船ロベルトソン号の乗組員を宮古の人々が助けた。助けられた8人の乗組員たちは、1か月余り看護された後に船を与えられ帰国した。ウィルヘルム I 世は、この宮古の人々の救助活動を知って大変感激し、軍艦チクローブ号を宮古島に派遣して漲水（現平良）港の見える丘の斜面に記念碑を建てさせた。記念碑は、表の上段はドイツ語、下段と裏面は中国語で遭難や救助活動のことを明記している。
	沖縄県宮古島市	市指定	史跡	ドイツ商船遭難之碑	明治6年（1873年）ドイツ商船ロベルトソン号が福州からオーストラリアに向け出港したが、台風に遭い宮国の東沖10km余りの大干瀬に座礁し難破した。宮国の人々は荒れ狂う激波の中に、危険をおかして救助し、34日間親切にいねいに手厚くもてなし、帰国させた。ドイツ政府は宮国の人々の純情に感激し皇帝ウィルヘルム I 世は、明治9年軍艦を派遣して平良市親腰に謝恩碑を建立させた。此のことは、昭和12年発行の文部省「尋常小学校修身書巻4」に「博愛」という題でのせられ、全国の小学校で教材となった。昭和11年は明治9年から満60年に当たるので、宮古郡教育会では外務省の協力で大阪市在住の下地玄信氏を委員長にあらたに遭難現場に遭難記念碑を建て盛大な式典が挙行された。この碑は、近衛文麿公の筆による「独逸商船遭難之地」という辞を刻んだもので大阪市の石材店で作られたものである。

付記 11 が鷹島神崎遺跡として、平成24年3月27日に国の史跡として指定された。

国指定史跡（外国および外国人に関する遺跡）一覧 1

		解 説	
指定名称	所在地	指定年月日	
1 東禅寺	東京都港区		幕末の開国にともない、安政5年（1858）、江戸高輪の東禅寺に最初の英国公使館が置かれ、オールドコックの宿館として慶応元年（1865年）まで利用された。二度尊皇攘夷派による襲撃の場ともなった。幕末の外交、政治史を知る上で貴重である。
2 了仙寺	静岡県下田市		了仙寺は寛永十二年に開創されたが、東堂はその後火災に遭ひ、文政九年に再建された。安政元年五月十二日アメリカの使節ペリーが下田に到着するや翌十三日から、この寺に於いて日本側応接使節としばしば会見し同月二十五日下田追加条約が締結された。寺はその後も同条約に基づいて玉泉寺と共に同国人の休息所となった。本堂は間口5間奥行6間の寄棟造椽瓦葺の建物で、昭和二十一年に一部は破壊されたが、よく旧規を存してをり、幕府外交史上重要な史跡である。
3 玉泉寺	静岡県下田市		玉泉寺は、もと草庵に過ぎなかったが元禄年間に改築され次いで嘉永元年現在の地に移築された。安政元年下田追加条約が締結されるやこの寺をアメリカ人の休息所となし、寺域内に同国人の墓地を設けることが、定められたが同三年八月アメリカ総領事タウンゼント、ハリスが下田に上陸して、此寺に館し同月九日初めて同寺に領事館旗を掲げ以後同六年六月迄領事館として存続した。本堂間口七間奥行六間寄棟造よりなり、内部にはハリス居室・次の間・通辯官ヒュースケン居室・次の間及び事務室の室割をなしく当時の規模を伝えてをり、幕末外交史上重要な史跡である。
4 朝鮮通信使遺跡	2 県以上		朝鮮通信使は朝鮮国王が日本に派遣した使節で、室町幕府の時にはじまった。江戸時代には、徳川将軍の代替りごとに使節が訪れ、鎖国をづづけていた日本に、外国文化をもたらしした。
	広島県福山市	当初 H6.10.11	慶長12年（1607）国交回復の使節団504人（別の史料では467人）が朝鮮国王から日本に派遣され、將軍徳川秀忠に謁見した。これが江戸時代における第1回の朝鮮通信使である。江戸時代における第1回の朝鮮通信使である。以後、歴代将軍の襲職や世継の誕生を祝賀する使節が文化8年（1811）まで12回来日している。
	岡山県瀬戸内市	H19.2.6	徳川政権にとっては政権の威信を内外に表現する場でもあった。徳川氏にとっては朝鮮は正式な外交のある唯一、対等な国家であった。このため徳川氏は心をくわだいて迎接し、諸藩も競って接待した。頼では福山藩が接待を行き、三使（正使・副使・從事）は福禅寺客殿（対潮楼）に宿泊した。牛窓は岡山藩が接待するところであり、家綱襲職の明暦元年（1655）までは本蓮寺に三使が宿泊した。天和2年（1682）綱吉襲職）、客館が御茶屋に移って以降は、本蓮寺客殿は接待の場所として使用された。本蓮寺境内には本堂、番神堂、中門など室町時代の建造物が残っている。また、牛窓の町には通信使の風俗をまねたという「唐子踊り」の風習が伝わる。
興津清見寺境内	静岡県静岡市		興津、清見寺はかつては清見淵を隔てて三保松原を望むことができ、頼浦とともに通信使一行が絶景として賞讃したところである。朝鮮通信使は近世におけるわが国と朝鮮の平和外交の象徴であった。現在対外関係を示す遺跡はオランダ関係2か所、アメリカ合衆国関係2か所が史跡に指定されているが、隣国との友好関係を示す朝鮮通信使の遺跡は重要である。今回関係する遺跡のうち、往時の遺構・建造物などが良好に残る頼の福禅寺境内と牛窓の本蓮寺境内および興津の清見寺境内を史跡に指定し、その保存を図るものである。

国指定史跡（外国および外国人に関する遺跡）一覽 2

	指定名称	所在地	指定年月日	解説
5	小泉八雲 旧居	島根県 松江市	S15. 2. 10	英吉利人ラフカデイオ・ヘルンハ後歸化シテ小泉八雲ト改メシガ明治二十三年八月島根縣尋常中學校（今ノ島根縣立松江中學校）ノ英語教師ニ聘セラレテ松江市ニ來レリ初メ縁取町（今ノ東本町）ノ旅館ニ、次テ末次本町ニ寄寓セシガ翌年五月ヨリ同年十一月同市ヲ去ルマデ北堀町根岸氏留守宅ヲ借り受ケテ居住セリ而シテ此ノ舊居ハ堀ヲ隔テテ松江城ニ對シヘルンノ最モ意ニ適セシ處ニシテ印象ノ深カリシニ由リ其ノ光景ハ日本ヲ紹介セル著述中ニ描寫セラレタルヲ以テ海外ニ喧傳セララルルニ至レリ 舊居ハ舊土族屋敷ノ一トシテ略完備セル様式ヲ示シ平家建瓦葺ノ本屋ハ南面シ間口八間半、奥行五間半アリ前面ニ表門及瓦葺腰板附土塀ヲ存ス玄關ノ西ニ四疊敷アリテ南庭ニ對シ其ノ北ニアルノ九疊敷ハヘルンノ居間ニシテ客室ヲ兼ネ西庭ニ面シ南庭又ハ北庭ヲモ併セ望ミ得ル位置ニアリ居間ノ北ニ六疊敷ノ書齋アリ主トシテヘアルノ著作ヲ為セシ處ニシテ最モ愛好セル小蓮池ハ其ノ北ニアリ又西ニハ瓦葺ノ土塀ヲ繞ラシ北面ニ組垣アリ尚屋内ニハ妻小泉節ノ居間其ノ他諸室、炊事場等存セリ東北方ニ赤山ノ竹藪ヲ望ミ極メテ閑靜ナル居宅ナリ
6	平戸 和蘭商館跡	長崎県 平戸市	T11. 10. 12	慶長年中和蘭人此ノ地ニ來リテ貿易ニ従事セシ所ナリ同七年三層ノ石造館舎ヲ營ムニ至リシモ寛永十五年幕府命シテ是等宏壯ナル館舎ヲ毀タシメテ和蘭人ヲ長崎ニ移スニ至ルマデ外國貿易上權要ノ地タリ當時ノ石塀、石垣井戸等尚殘存セリ
7	出島 和蘭商館跡	長崎県 長崎市	T11. 10. 12	其ノ形状扇面ニ似タルヲ以テ一ニ扇島トス寛永十一年徳川幕府ノ長崎町人ニ命シテ海中ニ築カシメシモノニシテ同十三年其ノ工成リ葡萄牙ノ商館ヲ對岸ヨリ移シ同十六年葡萄牙人退去ヲ命セラレテ翌年平戸ヨリ和蘭ノ商館ヲ移セリ爾來安政元年神奈川條約ニ至ルマテ本邦ニ於ケル唯一ノ海外貿易地タリ ナポレオン一世威ヲ歐洲ニ振フノ時ニ當リ和蘭國旗ノ揚ゲラレシ所ハ唯此ノ地ノミナリシト云フ安政六年後地域狹隘ヲ告ケシ爲埋立ヲ爲セシト雖蓋親尚觀ルヘキモノアリ
8	シーボルト 宅跡	長崎県 長崎市	T11. 10. 12	文政六年フイリポ、フランツス、フオン シーボルト長崎ニ來朝ノ後奉行ノ許可ヲ得テ設ケタル別邸ナリ、後門弟ヲ此ニ居ラシメ校舎ヲ營ミテ醫學及植物學ヲ教授シ庭内ニ各種ノ植物ヲ栽培セリ安政六年再度來朝亦此ニ住ミテ教育ニ従事ス當時ノ住宅以下數棟ノ建造物ハ皆廢滅ニ歸セリト雖モ礎石、石垣石階井戸及シーボルトノ樹等尚殘存シ近年舊門ノ側ニ碑石ヲ建テタリ

※解説については、「国指定等文化財データベース」(http://www.bunka.go.jp/bsys/index_pc.asp) を参考に作成した。

灯台及び附属建造物 文化財指定・登録 一覧

	都道府県	市町村	指定登録物件				
			性格	物件名	種別	備考	
指 定	国	静岡県	下田市	灯台	神子元島燈台	史跡	
		愛知県	犬山市	灯台	旧品川燈台	建造物	明治村
		愛知県	犬山市	附属建造物	旧菅島燈台附属官舎	建造物	明治村
		大阪府	堺市	灯台	旧堺灯台	史跡	
		山口県	防府市	灯台	萩往還関連遺跡 住吉神社石造燈台	史跡	
	県	千葉県	船橋市	灯明台	灯明台	有形民俗	
		石川県	志賀町	灯台	旧福浦灯台	史跡	
		岐阜県	大垣市	灯台	住吉燈台	史跡	江戸時代
		岐阜県	美濃市	灯台	上有知湊	史跡	
		愛知県	豊橋市	灯台	前芝の燈明台	史跡	
		滋賀県	甲賀市		旧東海道横田渡跡	史跡	
		長崎県	長崎市	附属建造物	伊王島灯台旧吏員退息所	建造物	
		青森県	延辺地町	灯台	浜町の常夜灯	史跡	
		宮城県	石巻市	灯台	金華山道標常夜燈	建造物	
		東京都	御蔵島村	燈籠	バイキング号キャプタンを 台座にした燈籠と錨	有形	
		富山県	魚津市	灯台	万灯台	史跡	江戸時代
		滋賀県	大津市	灯台	出島灯台	有形民俗	
		滋賀県	大津市	灯台	小舟入常夜燈	有形民俗	
		山口県	下関市	灯台	六連島灯台	建造物	
		山口県	下関市	灯台	角島灯台	建造物	
市 町 村	愛媛県	松山市	附属建造物	釣島灯台吏員退息所 及び倉庫	建造物		
	愛媛県	伊予市	灯台	萬安港旧灯台	建造物		
	福岡県	柳川市	灯台	江越八幡海岸灯台	建造物	江戸時代	
	佐賀県	太良町	灯台跡	夜灯鼻灯台跡	史跡		
	国 登 録	千葉県	銚子市	灯台	犬吠埼灯台	建造物	
		愛知県	犬山市	灯台	明治村小那沙美島燈台	建造物	明治村
		三重県	鳥羽市	灯台	菅島灯台	建造物	
		兵庫県	神戸市	灯台	旧和田岬灯台	建造物	
		和歌山県	串本町	附属建造物	樫野埼灯台官舎	建造物	
		島根県	松江市	灯台 附属建造物	美保関灯台	建造物	
		香川県	高松市	附属建造物	江崎燈台退息所	建造物	移築（兵庫県）
		香川県	高松市	附属建造物	鍋島燈台退息所	建造物	移築（坂出市）
		香川県	高松市	附属建造物	クダコ島灯台退息所	建造物	移築（愛媛県）
		大分県	佐伯市	附属建造物	豊後水道海事博物館	建造物	
		大分県	佐伯市	附属建造物	渡り鳥館	建造物	
大分県		佐伯市	附属建造物	豊後水道海事博物館 塀	建造物		
宮崎県		延岡市	石塔（灯台）	常夜灯	建造物		
鹿児島県		鹿児島市	灯台	鹿児島旧港 北防波堤灯台	建造物		

付編4 史料

檜野埼灯台・旧官舎及びエルトゥールル号事件に関する史料については、『1890 エルトゥールル号事件 報告書』（中央防災会議 2005）にまとめられている。そのため、本調査研究においては、『1890 エルトゥールル号事件 報告書』に掲載されている以外の史料の所在調査を行った。

特に国・和歌山県・市町村に保管されている史料及び官報についての調査を行った。和歌山県及び市町村の史料については、戦災や後世の書類廃棄等によりほとんど残存していないことが判明したが、国の機関に保管されている史料については、一定量が残存したことが判明した。これらの史料は、下記一覧のとおりであり、各機関の協力を得て、可能な限り写真等による資料収集を行った。原本は、所蔵機関に保管されているが、今回の調査で行った写真等の記録については、和歌山県教育委員会・串本町教育委員会で保管している。

公文書の調査においては、エルトゥールル号が日本へ派遣されるきっかけとなった明治20年（1887）の小松宮彰仁親王のオスマン帝国訪問から明治26年（1893）のオスマン帝国侍従武官アメフト・ベイの来日まで及び昭和4年（1929）の昭和天皇の和歌山行幸を中心に調査を行った。この調査によりエルトゥールル号事件の関係文書と共に、日本人のオスマン帝国勲章佩用に関する許可文書及び日本側からオスマン帝国側へ勲章を贈呈した文書が多く認められた。

なお、明治23年（1890）以後の勲章に関する文書については、エルトゥールル号事件がきっかけとなり贈呈された以外の文書もあると考えられるが、文面だけでは判断できないものもあることから、オスマン帝国勲章佩用に関する文書については全て掲載した。

エルトゥールル号事件に関する公文書

官報

明治23年6月9日～明治23年10月20日の官報のうち、計22号24項目に、エルトゥールル号に関する記載がある。なお、それ以降にエルトゥールル号事件関係の事項が記載されたものはなかった。その詳細については別表のとおりである。

その他の公文書

下記の4項目について、国立公文書館・宮内公文書館・外交史料館等の保管文書の調査を行った。その一覧については別表のとおりである。

- ・明治20年(1887) 以降の日本・トルコの交流に関する公文書
- ・明治23年(1890) オスマン朝来日に関する公文書
- ・明治23年(1890) エルトゥールル号事件に関する公文書
- ・昭和4年(1929) 昭和天皇行幸に関する公文書

なお、次の2点の史料について整理を行った。その成果は和歌山県教育委員会及び串本町教育委員会で保管しているが、史料の概要について、下記に記載しておく。

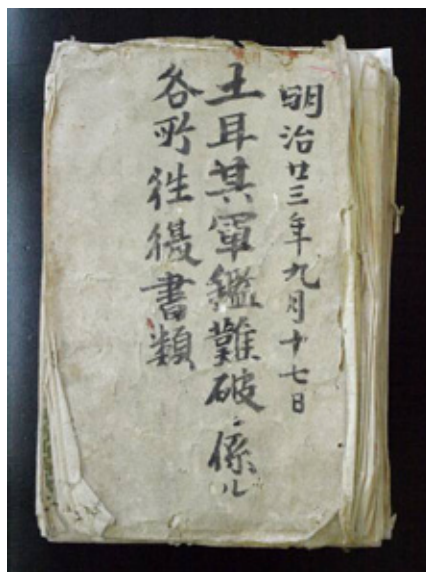
1 『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破ニ係ル各所往復文書』

(串本町教育委員会 保管)

資料の性格

本資料は、田原村（現在の和歌山県東牟婁郡串本町田原・上田原）の役場が、エルトゥール号事件に関して和歌山県庁・東牟婁郡・周辺村役場等と取り交わした公文書又はその写しをまとめたものである。

残されている文書は、明治23年9月17日から明治25年4月16日までの1年8か月にわたる。地方によるエルトゥール号事件を語る資料は他に『明治二十三年アルトグラ一号難事取扱ニ係ル日記』（通称：『沖日記』）があるが、これは明治23年9月17日から10月1日まで（巻末に添付されている檜野区長の『土艦遭難ニ係ル日記』でも10月6日）の1か月弱の記録であり、これまでの資料と比べ格段に長期にわたる資料である。



資料の概要

事件対応（遺体の回収と埋葬、漂流物品の回収等）の状況だけではなく、対応後の処理（会計処理や保管の状況等）や仮埋葬した遺体の改葬についての状況もうかがえる。遺体や漂流物品の発見の報告、東牟婁郡役所や和歌山県庁からの照会に対する回答、経費支弁の請求等、多岐にわたっており、大きく次の4項目に大別できる。

- ・事故直後の遺体や物品の漂着に関する事。
- ・漂着物品の管理に関する事。
- ・事故処理及び漂着物品等に要した諸費用に関する事。
- ・仮埋葬した遭難者の遺体の土耳其軍艦遭難者墓地への改葬に関する事。

資料の価値

本資料は事件当時の状況等の詳細を伺わせるものであり、地方によるものとしては、『沖日記』と並ぶ数少ない記録の一つである。

なお、本資料は、古座古文書研究会の故垣本正美氏が発見され、古座古文書研究会によって活字化されて2006年に冊子が発行されている。

2 『無量寺資料』

(無量寺 保管)

資料の性格

本資料は、和歌山県東牟婁郡串本町大島（当時の東牟婁郡大島村大字大島）の医師である川口三十郎・伊達一郎・松下秀が明治23年（1890）9月22日付けで和歌山県書記官秋山恕卿あてに提出した文書の写しである。

資料の内容

本資料には、エルトゥール号の遭難に際し医師達が取った行動と治療にかかった費用についての考えがうかがえる。次の内容が記載されている。

- ・エルトゥール号の遭難に伴い大島村の要請に応じて治療を行ったこと。
- ・後の調査に備えて、18日に負傷者を蓮生寺に移転させて同寺を仮病院として調剤所を設置して薬剤の員数点検を行ったこと。
- ・作成した診断書は八重山艦長に届けたこと。
- ・薬価施術料の精算書を作成するようにとの依頼が秋山書記官からあったことが大島村役場より通知されたが、薬価施術料は請求するつもりはなく、遭難者へ寄付したいこと

資料の価値

実際に治療に当たった医師がとった行動や治療費についての考え方が直接うかがえる資料である。



エルトゥール号事件関係 官報 一覧

番号	日付	項目		内容
		陸海軍	軍艦発着	
第2081号	M23. 6. 9	梟報	陸海軍	土耳其国軍艦「エルトグラル」は本月5日横浜港に向い神戸港を抜錨せり（兵庫県）
第2082号	M23. 6. 10	梟報	陸海軍	土耳其国軍艦「エルトグラル」は本月7日神戸港より横浜港へ投錨せり（神奈川県）
第2087号	M23. 6. 16	宮廷録事	謁見並 御陪食	本月13日午後6時30分土耳其国特派公使リア・アドミラル・オスマン・パシヤ、随員6人同伴参内。天皇陛下へ同国皇帝陛下の親書及勲章奉呈同時。皇后陛下へ謁見の後公使並に随員一同へ勲章賜與畢て午後7時宮中に於て彰に親王殿下、貞愛親王殿下、大山陸軍大臣、土方宮内大臣、青木外務大臣、榊山海軍大臣、徳大寺侍従長、柳原元老院議長、岩倉爵位局長、鍋島式部長、三宮式部次長、接待掛式部官丹羽龍之介及土耳其国特派公使リア・アドミラル・オスマン・パシヤ、随員カブテン アーリー・ベイ、同カブテン ジェミーール・ベイ、同チーフ インジニール・イブライム・ベイ、同チーフ ドクトル・ハズニール・ベイ、同コムマンダー ナオリー・ベイ、同フォルスト リウテナンド・リジャッド・ベイ等へ御陪食仰付けられり。
第2117号	M23. 7. 21	梟報	衛生	「本月18日久しく本港（横浜）に碇泊せる土耳其軍艦にて水兵1人虎列刺に罹り即夜死亡依て検査艦を遣り協議の上消毒等充分に施行し、尚お本月22日まで一切水兵の上陸を禁せり。患者は他より伝染の模様なし。特発なるべし」と一昨19日午後2時45分発神奈川県より電報あり。
第2118号	M23. 7. 22	梟報	衛生	「一昨20日土耳其国軍艦より猶2人の患者ある旨報告に付き書記官三橋信方をして検査委員を率い直に同艦に臨み診察せしめたるに類似虎列刺と診定。依て艦長へ協議を遂げ本艦は充分消毒隔離のため長浦へ回航せしむ。今後新患者なくとも満5日間は同所にて停船の積なり」と同日午後11時40分発神奈川県より電報あり。
第2120号	M23. 7. 24	梟報	衛生	「当港脚船々夫一昨21日虎列刺に罹り昨22日死亡又長浦に碇泊の土耳其軍艦に昨夜2人の真性虎列刺あり。内1人及当患者の内1人死亡す。」と昨23日午前11時15分神奈川県より電報あり。（神奈川県）
第2146号	M23. 8. 23	梟報	衛生	土耳其軍艦「エルトグロール」に於て虎列刺患者を發したるを以て消毒のため長浦へ回航せしめたる事は去月22日本欄に掲載せしが、同艦は同所に於て消毒報実施中、續々該患者を生じたるに依り、尚お消毒隔離法等厳密施行し、専ら該病撲滅方に尽力せしが、本月3日依頼頓に消滅し同13日に至り1人の患者を發せしも以来、再び新患者を出さず全く熄滅に帰せり。依て更に消毒的清潔法を施行し了り。本月20日を以て自今陸地其他と交通の禁止を解けり。同艦は現在の位置に在りて入院患者の全快を待ち、抜錨する趣なり。（神奈川県）
第2166号	M23. 9. 16	梟報	陸海軍	予て長浦に碇泊せし土耳其国軍艦「エルトグロール」は昨15日、本国に向い抜錨せり。（神奈川県）
第2171号	M23. 9. 22	梟報	辞令	紀州大島へ出張被仰付 但軍艦八重山に乘組出張す可し（9月19日海軍省） 海軍大主計 土井順之助
		通運	土耳其軍艦沈没及特派公使行衛不明	

エルトゥール号事件関係 官報 一覧

番号	日付	項目	内容
第2172号	M23. 9. 24	陸海軍 彙報	<p>土耳其軍艦「エルトゥール」は本月14日横浜港抜錨、神戸港に向い進航中同16日午後4時頃和歌山県東牟婁郡大島村檣ノ崎燈台沖合に於て汽管に損所を生じ為に巖石に触れて遂に沈没、乗組650人の内特派公使オスマン・パシヤ以下溺死者588人村民の救助に依り上陸を得し者艦に63人内負傷50余人に及べり。因て大島村長は神戸港に同国領事庁あるべき見込を以て同村役場備1人をして士官2人を伴い同領事へ引渡を乞う旨の書面を齎し、汽船防長丸に搭して兵庫県庁へ出頭せしめ上陸人は救護の手当を為し、負傷者は医師をして治療せしめ居る旨申出たり。同県庁は即時右2人を受取り為に相当の旅宿を与え、一面詳細の事情を具し、内務外務及宮内大臣へ電報し其式を待ちて取計に及ぶべきなり。兵庫県神戸港碇泊独逸軍艦「ウォルフ」は土耳其軍艦「エルトゥール」遭難生存者救助のため本月19日和歌山県東牟婁郡大島に向い抜錨せしに付き兵庫県庁は諸事周旋のため外務課員1人を同艦に乗込ませ出発せしめたり。(兵庫県)</p>
		日本赤十字社 録事	<p>本月16日午後4時頃和歌山県下紀州東牟婁郡大島近傍に於て土耳其軍艦「エルトゥール」沈没オスマン・パシヤ艦長以下587人死亡其他63人は大島村民のため救助せられしも孰も傷疾を負い同村に於て治療手当中の如、医師通弁等不測困難の趣伝承す。因て日本赤十字社は皇后陛下慈愛の御旨を奉體し今般宮内省より派遣の式部官丹羽龍之介に随伴医員2人、看護婦2人に治療機械、繃帯材料及藥品等を携帶、実地救療に従事のため本月19日午後4時45分新橋より発程せしめたり。 又式部官丹羽龍之介に随伴出張せしめたる医員高橋種紀より一昨22日午前8時40分和田岬停留所発にて左の電報あり。(宮内省) 土耳其遭難者昨21日午前10時上陸す。重傷13人、軽傷36人、皆手当したり余は健全なり。</p>
		土耳其軍艦沈没原因等	<p>軍艦八重山は紀州大島に於て土耳其軍艦「エルトゥール」沈没に付き援助として派遣せしめられ、本附き20日横須賀抜錨後、遠州洋に於て暴風に遭い非常の困難を極めたれども仍お進出し大島を離るる2里許の所に於て土耳其人の死体を発見し直に之を引揚げ、同21日午前10時大島に著。該島に於て右死体の埋葬式を行い、該島に残留せる土耳其人2名を載せ同22日午前7日抜錨同日午後神戸へ投錨せり。「エルトゥール」沈没の原因は檣野崎を距る東2哩の辺にて「ピストンロッド」を折り進退自由を失い暴風のため燈台の下に流され艦あるを見て投錨したれども其効なく船体破へ3たび打附けられ終に破壊せしなり。(海軍省) 兵庫縣神戸港より土耳其軍艦「エルトゥール」乗員生存者救療のため和歌山県下大島村に向い抜錨せし獨逸軍「ウォルフ」は右生存者65人を搭載し本月21日午前6時神戸港へ帰著せしに該人員は孰も軽重負傷者なるを以て同港和田岬消毒所内停留所へ移し宮内省及日本赤十字社より出張の医員等にて目下治療中なり。尤も右の外乗員2人は仍お大島に滞在、同島漂著する屍体の鑑別を為す筈なりと云う。(兵庫県)</p>
第2173号	M23. 9. 25	陸海軍 彙報	<p>本月20日横須賀出帆後、遠州洋に於て非常の暴風に遭遇し大に困難を極むると雖も前途を急ぐを以て已ます進航す。21日午前8時30分大島檣野崎を距る東方大約7海里の所に土耳其人の死体漂流するを発見し直に之を引揚げたるに右の首に仍お袖の残片を有せり。即ち之を搭載し大島に航進し午前11時投錨す斯に於て上陸し、郡長村長の言う所を聞くに左の如し。(海軍省) (報告 省略)</p>
		八重山艦長報告の概略	
		日本赤十字社 録事	<p>本社より土耳其軍艦の救護として出張せし医員高橋種紀等より、負傷者は本月21日午前より同22日午後9時までに充分手当届き負傷者一同満足を表せる旨の報道あり。又引航き本社出張医員にて治療を施すべき旨宮内省より御沙汰に付き事務員1人、薬局員1人、看護婦2人に消毒材料若干を携帶せしめ、同24日午後4時過発の汽車にて兵庫県下和田岬病院に向い轉送せしめたり。又兵庫縣下社員医師佐藤善外3人より本社の旨趣を體し出張医員と共に治療に尽力したき旨を願出でたる趣に付き本社は之を聞届けたり。(宮内省)</p>

エルトウール号事件関係 官報 一覧

番号	日付	項目	内容
第 2174 号	M23. 9. 26	<p>土耳其軍艦乗組員救護等</p> <p>陸海軍</p> <p>梟報</p>	<p>土耳其軍艦「エルトグロール」の和歌山県東牟婁郡大島近海に於て沈没せしことは既に電報せしが、其乗組総員 650 人の内僅かに 60 人余人は辛くして上陸せしも多くは負傷に罹り乗組の特派公使オスマンパシヤの所在仍お不明なり。和歌山県庁は右報告に接するや直に書記官警察官等を晝夜兼行にて遭難地に派遣し負傷者救護及死体取調方等厚く注意取扱わしめ且つ沿海郡長、警察署長等へ漂著の死体及物品等あれば鄭重に取扱うべき旨訓令せり。又在神戸港独逸軍艦「ウオルフ」は本月 19 日夕出港せし趣にて兵庫県庁 1 人も乗組み難民救助のため著島し同 20 日負傷者を搭載し神戸に向い抜錨せり。死体は追発見し同 21 日に至るまで其数 100 余個に及び逐次堅牢なる新調の棺に収め著服の儘仮埋葬取計しいしが其死体は腐爛甚しく実に惨状を極めたり。猶お海面に漂流する者は 100 余の人夫を使役し現に引揚中なり。オスマンパシヤは種々捜索の手を尽すも于今行衛分らざる旨出張官より報告あり。(和歌山県)</p>
第 2175 号	M23. 9. 27	<p>日本赤十字社録事</p> <p>陸海軍</p> <p>梟報</p>	<p>土耳其軍艦乗組員中生存者救護のため本社よりの出張医員高橋種紀等より負傷者の景況を報告せり。其梗概を挙げれば重傷 13 人内打撲に由り肋膜炎を發し重傷に陥る者 1 人、縫合を施したる者は大腿打創 2 人、上顎打創 1 人、骨折は下腿に 1 人、前脚に 1 人、関節創 3 人、臀部挫創 1 人其他腹壁刺創、大腿の矢肉創等なり。現今軽重とも切斷術を要すべき者なく軽症に至りては大抵擦過創なり。而して遭難後独逸軍艦の軍医にて治療せし 23 人の外は創面総て「セブチセ」にして義障状を呈し甚しきは瘻瘻に陥りたる者あり。或は間、痂を結ぶも痂下に膿を醸し臭甚しきを以て何も充分消毒の手当を為したりと。(宮内省)</p>
第 2176 号	M23. 9. 29	<p>土耳其軍艦遭難者の護送</p> <p>陸海軍</p> <p>第二予備金支出</p> <p>梟報</p>	<p>土耳其軍艦「エルトグロール」遭難者は軍艦比叡、金剛にて護送することを裁可せられたり。(海軍省)</p> <p>第 6 回 一金 12 万 6,487 円 60 銭 土耳其派遣軍艦費 今般紀州大島沖に於て土耳其軍艦遭難に付同国政府へ対し慰問及生存者送致の爲め軍艦比叡金剛の 2 隻派遣を要し其費用として本行の金額支出の儀海軍大臣より請求有之本大臣同意を表し之を上奏し本月 26 日勅裁を得たり。 明治 23 年 9 月 29 日 大蔵大臣 伯爵松方正義</p>
第 2177 号	M23. 9. 30	<p>土耳其軍艦乗組員救護願末</p> <p>陸海軍</p> <p>梟報</p>	<p>和歌山県東牟婁郡大島村野崎燈台近傍に於て土耳其軍艦「エルトグロール」沈没の報に接するや救護のため本県書記官を晝夜兼行にて出張せしめたることは本月 26 日の本欄に掲載せしが同官は同 20 日該地に著し同 24 日一先帰庁せり。(大島村は県庁を距る 44 里余道路險阻加ふるに風雨のため諸用出水に且つ西牟婁郡田辺以南は電線架設中にして未だ通信するに能わざるより此急報の県庁に達せしは同月 18 日午後 12 時なり。) 今其救護の願末及遭難の模様を概記すれば左の如し。(和歌山県)</p> <p>(願末・遭難の様様 省略)</p>

エルトウール号事件関係 官報 一覧

番号	日付	項目		内容
		日付	項目	
第 2181 号	M23. 10. 4	彙報	陸海軍 日本赤十字社 録事	土耳其軍艦乗組員生存者の救護は事業半なりと雖も其目今に至る報告及処置等の概要を挙ぐれば左の如し。(宮内省) (概要 省略)
第 2183 号	M23. 10. 7	彙報	陸海軍 土耳其軍艦遭 難者死体	土耳其軍艦遭難の当初即ち 9 月 18 日より同 27 日までに引揚げ各地に仮埋葬せし死体の数は左の如し。尤も 23 日後漂着又は捜索に罹るものは孰も全身腐爛して一層の惨状を呈し士卒の別は認め難しと云う。(和歌山県) 197 人 東牟婁郡大島村大字樫野 12 人 同 田原村大字田原 14 人 同 太地村大字太地 1 人 同 三輪崎村大字三輪崎 5 人 同 下里村大字浦神 1 人 西牟婁郡串本村大字串本 計 230 人
第 2184 号	M23. 10. 8	彙報	陸海軍 日本赤十字社 録事	先に紀州大島沖に於て難破の災に罹りたる土耳其軍艦「エルトゴロール」乗組員生存者救療として宮内省出張官に随行医員 2 人、看護婦 2 人を派遣し又事務員、薬剤員各 1 人、看護婦 2 人を再遣し尚ほ実地病状及治療上視察として主任医山上兼善を差遣せし処逐日患者も快癒に赴きたるを以て右生存者送還のため派遣の軍艦に搭載せしむるまでは兵庫県の病院に於て治療を譲当することと為り本社の出張員は本月 3 日を以て該地を引揚げ帰京せり。尤も該県の請求に依り医員 1 人、看護婦 2 人は尚ほ該地に止り治療の補助を為せり。因て現今に至る治療の景況を挙ること左表の如し。 土耳其軍艦「エルトゴロール」遭難負傷者一覧表 (一覧表 省略)
第 2185 号	M23. 10. 9	彙報	陸海軍 土耳其軍艦乗 組溺死者追弔	兵庫県神戸市坂本村に設置する報国義会は土耳其軍艦「エルトゴロール」乗組溺死者のため本月 2 日兵庫和田岬に於て大施餓鬼を執行し導師同県八郡郡奥平野村祥福寺住職毛利喚應以下大衆 58 人々に従事し参拝者は凡そ 150 人にして同地消毒所に治療中なる同軍艦乗組生存者の内重傷者を除き 60 人余人も亦参拝せり。又同義会より右生存者一同へ葉巻烟草若干を贈与せり。(兵庫県)
第 2188 号	M23. 10. 13	彙報	陸海軍 日本赤十字社 録事	土耳其軍艦乗組員遭難者救療として出張の本社医員野島與四郎は神戸に於て自傷せし旨兵庫県知事より電報ありたるを以て取敢えず本月 9 日午前 5 時の汽車にて医員、事務員各 1 人を差遣せし処、同 10 日午後 12 時 5 分発にて左の電報あり。(宮内省) 野島與四郎容体は性命に拘ることなし。原因は病床日誌の事を心痛し一時狂乱したるなり。

エルトウールル号事件関係 官報 一覧

番号	日付	項目		内容
		報	陸海軍	
第2189号	M23. 10. 14	臬報	陸海軍	<p>兵庫県神戸市兵庫和田岬消毒所に滞在せし土耳其軍艦「エルトウール」乗組生存者69人は本月10日我軍艦金剛、比叡に乗込み翌11日午前2時本国に向ひ神戸港を出發せり。同生存者が該所に滞留せしは去月21日より本月10日に至る20日間にして其間侍医、日本赤十字社医員、兵庫県立病院副院長及医員数人は命令或は特志に因り孰も治療に従事したるを以て生存者中大概治癒せしも猶ほ27人の未治者あり。内4人は重傷にして未だ行歩に耐えざる者なり。</p> <p>(以下 省略)</p> <p>(兵庫県)</p>
第2193号	M23. 10. 20	臬報	陸海軍	<p>呉鎮守府練習艦比叡、金剛は本月16日香港に向い長崎港抜錨 (海軍省)</p>

エルトゥールル号事件関係 公文書 一覧

文書日付	件名	備考
明治23年(1890)	オスマン朝来日に関する公文書	
国立公文書館		
M23/6/13	土耳其特派公使海軍少将ワスマン、パシヤ外十二名叙勲ノ件	本館-2A-018-00・任A 00237100 015
M23/7/13	土人格海軍中佐アール、メヘメッドベー叙勲ノ件	本館-2A-018-00・任A 00237100 019
宮内公文書館		
M23/6/13	勅語言上集 第7 8	
M23/6/13	外實参内録 第17号 18号 19号	
M23/8/2	外交贈答録 第13号	
M23/6/13	侍従日録	
M23/6/13	侍従長徳大寺實則日記 3	
外交史料館		
	土耳古国特派公使「オスマンパシヤ」同国皇帝陛下ノ親書並「イムチマツ」勲章捧呈ノ為謁見一件	6.4.3.17
	叙勲関係	6.2.1.1
明治23年(1890)	エルトゥールル号事件に関する公文書	
国立公文書館		
M23/9/19	土耳其軍艦沈没ノ景況ヲ報告ス	本館-2A-011-00・類 00464100 006
M23/9/26	土耳其国軍艦遭難ニ付同国政府へ慰問ノ為メ軍艦派遣費金ヲ二十二年度第二予備金ヨリ支出ス	本館-2A-011-00・類 00495100 019

エルトゥーレル号事件関係 公文書 一覧

文書日付	件名	備考
M23/12/23	土古軍艦遭難救護費ヲ二十三年度第二予備金ヨリ支出ス	本館-2A-011-00・類 00494100 032
M24	軍艦金剛土古国航海報告	㊦ 558-0094
M25	海軍比叻土古国航海報告	㊦ 558-0044
宮内公文書館		
M23/10/3	勅語言上集 第11	
M24/5/27	勅語言上集 第22	
M23/10/2	當番日録 第14号 23/10/3 10/7	
M24/5/28	當番日録 第15号 24/5/29 5/30 6/2 6/3	
M24/5/27	宣召録 21号 24/5/30	
M23/10/1	拝謁参拝録 2 第32号	1682-2
M24/5/26	謁見録 1 第10号	1737-1
M24/5/20	殿事日記 24/5/29 5/30 5/31	
M25/3/10	外交贈答録 第5号 8号 25/8/5	
M23/9/19	侍従長徳大寺實則日記 3 24/5/26 5/27 5/28 5/29	
M24/5/27	侍従日録	
外交史料館		
	本邦ニ於ケル墓地並埋葬関係雜件 附火葬関係	G. 3. 2. 0. 3

エルトゥーレルル号事件関係 公文書 一覧

文書日付	件 名	備 考
串本町教育委員会		
	明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係ル各所往復文書	
無量寺		
	無量寺保管資料	
	小松宮彰仁親王イスタンプル訪問（明治20年（1887）10月）から侍従武官アメフト・ベイ来日（明治26年（1893））までの日本・トルコの交流に関する公文書	
国立公文書館		
M20/12/9	小松宮別当三宮義胤露、澳、伊、李、丁、抹、土耳其格、暹羅七箇国勳章並英國五十年祭紀念牌勳章佩用允許ノ件	本館-2A-018-00・任A 00163100 022
M20/12/14	二品彰仁親王土耳其格暹羅両国勳章並同親王御息所土耳其格勳章佩用允許ノ件	本館-2A-018-00・任A 00163100 023
M20/12/14	皇后宮大夫人子爵香川敬三娘志保並小松宮別当三宮義胤妻八重野アレシヤ土耳其格勳章佩用允許ノ件	本館-2A-018-00・任A 00163100 024
M20/12/23	陸軍歩兵大佐立見尚文土耳其格澳地利伊太利露西亞丁抹李漏西暹羅仏蘭西八箇国勳章佩用允許ノ件	本館-2A-018-00・任A 00163100 025
M20/12/23	陸軍歩兵大尉伯爵坊城俊章李漏西露西亞伊太利丁抹仏蘭西土耳其格暹羅七箇国勳章及英皇五十年祭紀念牌佩用允許ノ件	本館-2A-018-00・任A 00163100 026
M20/12/23	陸軍歩兵大佐村田経芳土耳其格勳章佩用允許ノ件	本館-2A-018-00・任A 00163100 027
M20/12/23	伯爵有馬頼万露西亞土耳其格伊太利丁抹暹羅五箇国勳章及英皇五十年祭紀念牌佩用允許ノ件	本館-2A-018-00・任A 00163100 028
M21/3/15	独逸皇后官大伯爵マキシミアン、ネツセル、ローデベレス、ホーベン外四名澳地利式部長官伯爵コロマンニンヤジー、ド、ケンリー外五名土耳其格大宰相キヤミール、パンヤ外十一名叙勳ノ件	本館-2A-018-00・任A 00191100 015
M21/6/25	土耳其期皇帝アブジユルハミッドカン陛下勳章贈進ノ件	本館-2A-018-00・任A 00192100 006
M23/2/8	福島県平民柴四朗土耳其格国メヂシエー第三等勳章佩用允許ノ件	本館-2A-018-00・任A 00238100 003
M23/3/28	陸軍中將子爵谷干城土耳其格国メテイジエ第一等勳章佩用允許ノ件	本館-2A-018-00・任A 00238100 012

エルトゥーレルル号事件関係 公文書 一覧

文書日付	件 名	備 考
M23/10/9	土耳其外務省文書局長兼皇后附書記官パンジリスベス外五名叙勲ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00237100 033
M24/5/23	軍大佐勲六等日高壯之丞以下金剛艦乗組人員へ土耳其皇帝陛下及希臘皇帝陛下ヨリ授与ノ勲章并記章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00257100 006
M24/5/23	海軍大佐勲四等田中綱常以下比叻艦乗組人員へ土耳其皇帝陛下及希臘皇帝陛下ヨリ授与ノ勲章并記章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00257100 007
M24/5/27	土耳其皇帝陛下ノ侍中武官陸軍騎兵大尉メーメツド、ムーラペー叙勲ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00256100 020
M24/5/27	枢密顧問官伯爵大山巖土耳其国メジヤヤ勲一等章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00257100 008
M24/5/27	外務大臣子爵青木周藏土耳其国メジエー大綬章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00257100 009
M24/6/1	土耳其皇帝陛下ノ侍中海軍武官海軍少將勲二等ハッキ、バンヤ外八名叙勲及進級ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00256100 022
M24/6/1	宮内大臣子爵土方久元外五名土耳其国勲章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00257100 011
M24/6/1	海軍大臣子爵樺山資紀陸軍少将奥保鞏土耳其国勲章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00257100 012
M24/6/3	陸軍騎兵中尉永沼秀文外一名土耳其国勲章并救難記章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00257100 013
M24/6/11	式部官山内勝明土耳其格邏羅兩國勲章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00257100 017
M24/6/26	宮内属土岐豊之助外一名土耳其格国救難章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00258100 004
M24/6/26	兵庫県鳳東条三郎外一名土耳其格国救難章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00258100 005
M24/7/6	海軍四等水兵石川亀太郎外一名犯罪二付土耳其格国記章佩用免許状付与停止ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00257100 021
M24/8/1	外務次官林董土耳其国メジエ第二等勲章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00258100 001
M24/8/12	静岡県参事官尾越悌輔土耳其国美慈治憲第四等勲章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00258100 002
M24/8/12	神奈川県参事官三橋信方土耳其国美慈治憲第四等勲章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00258100 003

エルトゥールル号事件関係 公文書 一覧

文書日付	件 名	備 考
M24/8/31	神奈川県大住陶綾郡長曾根盛鎮土耳其国救難章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00258100 006
M24/8/31	神奈川県高木可久外六名土耳其国救難章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00258100 007
M24/9/11	長野県知事浅田徳則土耳其国美治慈恵第二等勳章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00258100 008
M24/9/11	和歌山県書記官秋山愨脚外一名土耳其国美治慈恵第四等勳章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00258100 009
M24/9/11	侍医桂秀馬土耳其国美治慈恵第四等勳章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00258100 010
M24/9/28	陸軍騎兵中尉永沼秀文外二名土耳其国勳章并救難記章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00258100 011
M24/9/30	和歌山県警部清水広治土耳其国救難章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00258100 012
M24/9/30	宮中顧問官勳三等橋本綱常外三名土耳其国メヂジエ勳章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00258100 013
M24/11/27	陸軍歩兵少佐福島安正土耳其格希臘布爾牙利蒙的厄羅巴威里五箇国勳章受領及佩用允許ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00258100 020
M24/12/7	海軍四等水兵石川龜太郎外一名犯罪ニヨリ停止セラレタル土耳其国記章佩用免許証下付ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00258100 022
M25/3/18	貴族院議員従四位清浦奎吾土耳其国オスマニヤ三等勳章受領及佩用願ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00290100 004
M25/3/29	内務属加地鈞太郎土耳其国メヂジエ第五等勳章受領及佩用願ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00290100 008
M25/8/17	従四位勳三等石井忠亮土耳其国美治慈恵第二等勳章受領及佩用願ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00290100 013
M25/8/23	海軍大佐三浦功土耳其国美治慈恵第三等勳章並同国救難章受領及佩用願ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00290100 015
M25/8/23	和歌山県警部舟橋義一土耳其国救難章受領及佩用願ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00290100 016
M25/12/20	通信省監察官吉田正春波斯国獅子太陽第二等勳章及土耳其国美国治慈恵第三等勳章受領及佩用願ノ件	本館 -2A-018-00・任 A 00290100 033
M26/4/7	山田寅次郎土耳其国メヂエ四等勳章佩用ノ件	本館 -2A-017-00・勳 000004100 012

エルトゥーレル号事件関係 公文書 一覧

文書日付	件名	備考
M26/5/22	大勲位彰仁親王土耳其国救難章佩用ノ件	本館 -2A-017-00・勲 00004100 017
M26/7/10	武部次長三宮義胤安南国竜星二等勲章并土耳其国救難章佩用ノ件	本館 -2A-017-00・勲 00004100 022
M26/10/12	野田正太郎土耳其メジエ四等勲章並銀製イムチャス記念章佩用ノ件	本館 -2A-017-00・勲 00005100 012
M26/11/6	土耳其国外務次官アルチン、ハシヤ以下十五名叙勲ノ件	本館 -2A-017-00・勲 00002100 030
宮内公文書館		
M26/5/12	外交贈答録 第12号	
M20/12/12	外交贈答録 第7号 第4号 21/6/6 第18号 M21/5/17	
外交史料館		
	陸軍中将彰仁親王殿下軍事視察トシテ欧米両洲御巡回一件	6.4.4.13
	高松宮同妃両殿下外遊諸外国御訪問	L.1.3.0.1-10
	(元皇族) アブデュケリム本邦訪問	L.3.3.0.8-11
	叙勲関係	6.2.1.1
	叙勲関係	6.2.1.2-9
	叙勲関係	6.2.1.5-13
昭和4年(1929)	昭和天皇 和歌山行幸に関する公文書	
国立公文書館		
	天皇陛下本月二十八日御発駕東京府下八丈島、大島及和歌山県下へ御立寄大阪神戸へ行幸六月九日還幸御日程通牒ノ件	本館 -2A-014-00・纂 01863100 006

エルトゥーレル号事件関係 公文書 一覧

文書日付	件名	備考
S4	天皇陛下東京御発軀東京府下八丈島大島及和歌山県下へ御立寄大阪神戸へ行幸並還幸御発着割宮内大臣通牒同	本館-2A-016-02・枢00115100 021
宮内公文書館		
S4	幸啓録 14	7360-14
外交史料館		
	行幸啓関係雑件	L.1.3.0.3

『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係ル各所往復書類』 概要

日付	記号番号	発出元	発出先	表題	概要	ページ
M23/9/17	甲第 183 号	田原村長	東牟婁郡長	西洋型船舶破壊物漂着二付上申		1-2
M23/9/17		大島村長代理 助役	田原村長・下里村長		トルコ軍艦が遭難し、生存者が漂着した。田原村・下里村にも情報があれば、大島村役場に急報いただきたい。	3
M23/9/17	丙第 80 号	田原村役場	東牟婁郡警察署古座分署		西洋型船舶の漂着物の保管について報告	4
M23/9/18	丙第 81 号	田原村役場	大島村役場		トルコ軍艦難破についての照会は了解。漂着物については、便宜の場所に集めて管理している。	4-5
M23/9/17		田原村長・助役		漂着物品	漂着物品を役場に保管している旨の報告	6
M23/9/17		田原村長・助役		受書	遺体の検視・仮埋葬 1人	7
M23/9/19		田原村長・助役		受書	遺体の検視・仮埋葬 1人	8
M23/9/20		田原村役場	大島村長		漁船が遺体 5 人を収容したため、検視後。東向官有地に仮埋葬及び 1 人の遺体が漂着したため現在検視途中の旨の報告	9
M23/9/19		田原村役場	大島村役場		遺体 5 人を収容した旨の報告	10
M23/9/19		田原村役場	東牟婁郡警察署古座分署		上記と同	11
M23/9/24		坂本 東牟婁郡書記	田原村役場		オスマン・パシヤの捜索依頼	12
M23/9/19		沖 大島村長			オスマン・パシヤが発見されたときは埋葬前に連絡をいただきたい	13
M23/9/18	甲第 2028 号	第一科	田原村役場		甲第 183 号で報告されたものは国内のものではないようであるので、出張している坂本郡書記へ報告し、指示があるまで、徹重に保管するように。	14
M23/9/21		田原村長代理		受書	遺体の検視・仮埋葬 1人	15
				受書	遺体の検視・仮埋葬 1人	16
M23/9/21	丙第 84 号	東牟婁郡田原村役場	大島村長		遺体 3 人が漂着したため、東向官有地に仮埋葬した旨の報告	16-17
M23/9/20	丙第 84 号	新宮警察署古座分署	田原村役場		遺体 1 人が漂着したため、出張の上検視をいただきたい。	18
M23/9/21		田原村書記	坂本 郡書記		今後、漂着毎に郡書記にも別に報告するが、時々郡長・知事に報告した方が良いか、郡書記の意見をうかがいたい。	19

『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係ル各所往復書類』 概要

日付	記号番号	発出元	発出先	表題	概要	ページ
M23/9/23	9月24日第1号	坂本 東牟婁郡書記	山本 田原村役場書記		知事までは届出しなくともよい。郡長あての報告を小官にしてほしい。漂着物については、追って指示するので、それまで手落ちなく取り締まりをお願いしたい。	20
M23/10/7		田原村長	和歌山県知事		漂着した遺体は120～130名、埋葬したのは98名である。21日に八重山艦長以下を列して甲砲を発して葬儀を行った。	22-23
M23/10/7		田原村長	和歌山県知事	土国軍艦難破二係ル恒夫費用予算	遭難したトルコ軍艦の乗組員溺死者については、13人を回収し、検視を経て共有墓地近傍の官有地へ仮埋葬した。これにかかる費用は別紙のとおり要した。埋葬に従事する者が容易になく、非常の賞金を与えて対応した。	24
M23/10/7		田原村長	和歌山県知事	土国軍艦エルトグロール号乗組員死体埋葬二係ル諸費調書	36円51銭8厘(埋葬・穴掘・遺体守・運搬・引き揚げ・墓地の木柵・防臭)	25-26
M23/10/23		田原村役場	第一科	土耳其軍艦船滓聚拾等二関スル費用	9円(収集・運搬保存)	27
M24/8/26		大島村			去年当村樫野崎で遭難したトルコ軍艦乗組員の死体について、貴管内での埋葬数を調べて至急回答いただきたいので、照会する。	28
M23/10/21	10月22日第8号 甲第2307号	第一科長	田原村長		トルコ軍艦の船滓の数を調査するよう言われているので、流出の憂いがない場所に運搬保存をしていただきたい。これに要する人夫とその賃金の概算について、至急把握し、折り返し回答いただきたい。	28
M23/10/14	甲第2290号	東牟婁郡役所第一科	町村役場	遭難記念碑建設費の義捐金募集依頼		29
M23/10/23	乙第170号	田原村役場	第一科		甲第2290号で照会のあったことについては、了解した。すぐに、左記名の者に配布を行ったので回答する。	30
M23/12/11	甲第216号	東牟婁郡田原村長	和歌山県知事	土国軍艦船滓取集運搬費取調書	第1号18円40銭 第2号20銭 第3号2円40銭 第4号18銭 第5号5円20銭 第6号21円 第7号60銭 合計48円60銭	31-33
M24/1/7	甲第12号	第一科	田原村役場		明治23年12月11日付甲第216号で報告された額内で至急に船滓を収集してもらいたい。その員数と名称を調べて報告いただきたい。	34

『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係ル各所往復書類』 概要

日付	記号番号	発出元	発出先	表題	概要	ページ
M24/1/15		森 常松	田原村長	受書	下田原海岸に漂着した船津を収集運搬することについて36円で請負い、これ以上請求は行わない。	35
M24/1/26		和歌山県属 木村 雄	東牟婁郡田原村長・同下里村長・同太地村長・同三輪崎村長		死体埋葬の経費について、領収書の雛形の通り、各自捺印して県庁へ提出してほしい。	36-38
M24/1/29	甲第20号	田原村長代理助役	東牟婁郡長		漂着した軍艦破砕品を発見したための届出	38-39
M24/2/2	甲第23号	田原村長	東牟婁郡長		漂着した軍艦破砕品を発見したための届出	40-41
M24?/2/16		阪本 隆	山本卓爾		船津収集の請求書は大島村に出張している木村県属まで届けた。収集品目録は正副が必要なので、大至急提出してほしい。これは、処分方法を内務大臣へ同う必要があるので、早く提出してほしい。	42
M24/2/25	乙第27号	東牟婁郡田原村役場	大島村役場出張 県属 木村勇		船津収集に係る諸費用について、別紙請求書を送った。埋葬費については、支払わざるを得なかったため、他より借入して支払っているため、至急代金を払っていただきたい。	43
M24/2/15		人夫総代 森 常松	和歌山県知事	請求書	44 円 80 銭 (船津破砕・運搬)	44
ページ抜け						45
M24/2/2		宮本良哉	和歌山県知事	請求書	84 銭 (防臭のための石炭酸)	46
M24/2/2		人夫総代 橋本留松	和歌山県知事	請求書	25 円 53 銭 (埋葬・守番・遺体運搬・船賃)	47-48
M24/2/2		濱崎三松	和歌山県知事	請求書	10 円 14 銭 8 厘 (棺箱・墓碑・墓地の木柵)	49
M24/2/17	号外	県庁内務部	東牟婁郡田原村役場		濱崎三松の請求書の内、埋葬地木柵建設料の品目が不明瞭なので、支払い上差し支えるため、内訳を調べて早々に連絡してもらいたい。	50
M24/2/20	乙 37号	田原村役場	和歌山県内務部		埋葬地木柵建設料の内訳の報告	51
M24/2/23	乙 40号	田原村役場	東牟婁郡役所第一科	土国軍艦船津及付帯漂着品緊拾目録	漂着品等の目録を提出するので、よろしく取り計らい願いたい。	52-55
ページ抜け						56
M24/2/25	甲第283号	東牟婁郡長	田原村長		船津の収集事業は既に終了しているが、これらを紛失しては外交上不都合が生じる可能性があるため、その保管には、特段に注意すること。	57

『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係ル各所往復書類』 概要

日付	記号番号	発出元	発出先	表題	概要	ページ
M24/2/25	甲第 397 号	第一科長	田原村長		船津の取り締まりについては、甲第 283 号通り厳密に取り締まることを通知しているが、下田原海岸に漂着した物品（洋服あるいは毛布類）を売店のよ うにさらしているという報告があった。採集品目録には毛布 1 枚があるだけ であり、人夫の衣服と見誤った可能性があるのではないかと、それが事実であ れば不用意であるので、厳密に調べて折り返し報告いただきたい。	58-59
M24/2/27		田原村長代理 助役	東牟婁郡古座分署		写真を低調に保管しているが、これを見るに腐朽が進んできている。念のた め、報告する。	60
M24/2/27	甲第 39 号	田原村長代理 助役	東牟婁郡長		甲第 397 号をもって指示のあったことについて、どのことを認めた者が判然 とせず、そのようなことはなかったと思う。考えるに漂着物品のうち海水に 浸されて保管にこまるものは淡水に浸して日光にさらしていたので、これに よるものが、人夫の衣類を掛けていたものであるか判然としかねるので報告 する。また、保管しているものは 2 月 13 日乙第 40 号、2 月 2 日甲第 13 号、 1 月 29 日甲第 20 号で届け出たものと昨年 9 月 18 日に古座分署へ差し出した ものであることを併せて報告する。また、巨大なものについては、海浜で保 管するには困難であるため、至急なんらかの処置をお願いしたい。	61-62
M24/2/27	甲第 40 号	田原村助役	東牟婁郡長		漂着品については、小さなものは役場内で保管しているが、毀損や腐朽して いるもの、大きなものは海浜等で保管している。注意に注意を重ねているが、 破損したり紛失したりすると問題であるため、至急なんらかの処置をお願い したい。	63
M24/3/1	乙第 40 号	田原村助役	東牟婁郡書記 阪本隆		船津収集の目録以外の物品は別紙のとおりである。	64-65
M24/3/3	甲第 45 号	田原村長欠員 同村助役	和歌山県知事		2 月 23 日付けで進達した船津及び付帯品収集目録書で漏れていた物品の追加で ある。	66
M24/3/2	甲第 450 号	第一科長	田原村長		甲第 39 号で報告のあった内容であれば、収集した物の多くは船津鉄物であり、 布のような物は 1 枚があるだけであり、古着屋のように掛さらした点につい ては理解が難しい。毛布 1 枚の他に綿布類で発見した物があれば、その品名・ 発見月日等詳細を調べて至急報告してほしい。それと、昨年 9 月 18 日付け で古座分署に差し出した書面の写しを回答の際に付けて、至急送ってほしい。	67-68
M24/3/4	乙第 50 号	田原村役場	第一科長		甲第 450 号で照会されたことについては、了解した。既に進達した船津収集 目録に漏れていたものは 3 月 3 日甲第 45 号で報告した。また、去年 9 月に 古座分署へ差し出した書面は別紙のとおり写しを差し出す。	69
M24/3/6	甲第 508 号	第一科	田原村役場		去年 9 月に古座分署へ差し出した漂着品は当庁を経て報告してもらっている 目録や報告からは記載が漏れていると考えられるため、念のため、一応問い 合わせする。至急回答いただきたい。	70

『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係ル各所往復書類』 概要

日付	記号番号	発出元	発出先	表題	概要	ページ
M24/3/11	乙第58号	田原村長代理 助役	第一科長		甲第508号をもって照会のあった漂着物品については、2月23日乙第40号の他に3月1日乙第44号、3月3日甲第45号で第一科へ報告し知事へ追伸したのでご了承いただきたい。また、別紙目録にある船達10個と鑄物機械他の釘類については、収集運搬のため解体したため、乙第40号の目録書からは変化しているの、ご了承いただきたい。	70-71
M24/3/2	甲第555号	第一科長	田原村長代理 助役		船洋収集は既に終了している現在では、遺残品は無いものと考えているが、其筋から照会があったため、もう一度調査を行い、遺残品がなければ、その旨を至急郡長宛の書面で提出いただきたい。	71
M24/3/15	甲第56号	田原村長代理 助役	東牟婁郡長		今日に至る遺残品はないため、その旨を甲555号照会に対し具申する。	72
M24/3/22	甲第67号	田原村長	東牟婁郡長	保安物品処分方具申	2月27日甲第40号で、船洋の処置についてお願いしたが、その後何も処置されておらず、困っている。至急なんらかの処置をお願いを再び具申する。	72-73
M24/3/26	甲第700号	第一科	田原村役場		救護に関する諸費について、漸次本県へ請求いただいているが、今後調査漏れのために後日請求されても容易に支払うことができないので、念入りに調査をいただき、4月15日までに未請求の分がないことを報告いただきたい。	73
M24/3/27	甲第76号	田原村長	東牟婁郡長		3月26日付け甲第700号で照会のあったことについては、本村では未請求の分はないので報告する。	74
M24/4/8	乙第77号	田原村長	東牟婁郡書記 阪本隆		収集中、左の通り引き渡す。	74-75
M24/4/14	甲第666号	東牟婁郡役所	田原村役場		今般郡書記阪本隆へ引き継いだ、右一覽の田原村役場におけるの保管遺物については、受領した。	75
M24/5		田原村長	東牟婁郡長		明治24年2月甲第39号及び40号、明治24年3月64号で船洋の保安について、苦慮していることを何度も具申してきたが、未だご沙汰がない。何卒、相応の看護人を付けていただきたいので、請願するものである。	76
M24/6/1	乙第109号	田原村役場	和歌山県庁		収集品の内、航海日誌及び小旗については、至急回送することとの電報は午前9時半に到着した。航海日誌等の書類については、すぐに郵送をした。小旗については、4月8日に郡衙に引き渡しているの、電報にて、その旨を急報するので、ご了承いただきたい。	77
M24/6/2	乙第110号	田原村役場	東牟婁郡役所第一科		収集品の内、航海日誌及び小旗を至急回送するよう県庁より電報で来た。航海日誌は書留郵便で送ったが、小旗は郡役所へ引き渡している。急を要するので、送致について電報でお知らせするので、ご了承いただきたい。	78

『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係ル各所往復書類』 概要

日付	記号番号	発出元	発出先	表題	概要	ページ
M24/6/4	○ 79 号	第一科	田原村役場		電報で照会のあった船津収集の際発見した小旗を県庁へ急送する件については、6月2日に回送するよう手配したので、ご了承ください。	79
M24/6/5	欠損	知事官房	田原村役場		航海日誌の如きもの 右を受け取った。	79
M24/5/22	甲第 1191 号	東牟婁郡役所第一科長	田原村役場		5月20日の朝日新聞電報欄に海軍主計清水宗助氏がトルコ国騎兵大尉侍従メモムラペー氏来訪の際の待遇取扱を囑託された旨の記載があった。これは新聞紙上のことであるため、確実ではないが、もし、事実であれば、遭難者の埋葬地へ立ち寄ることも考えられるので、掃除等の不行き届きがあればせつかくの配慮が水泡に帰すため、その辺はご注意いただきたい。このことについては、本県より古座分署長へも通報しておくので、申し添えておく。	80
M24/7/5	乙 140 号	田原村書記	東牟婁郡書記 阪本隆		船津の収集品の内、鉄物及び毛布などを該国へ回送をするさいに、本村保管上から大島村須江までの運送費用を調査するよう知事官房から、照会があったことについて、毛布は明治24年4月8日乙第77号で貴官に引き渡し済みであるので、その旨を知事官房へ回答しているのをご了知いただきたい。定員召集両名簿はまだできていないか、お伺い申し上げます。	81
M24/7/1	官内第 51 号	知事官房	東牟婁郡田原村役場		船津収集品の内、左記の分を該国へ回送が必要な件については、保管場所より大島村須江までの運送費用を確実に調査いただいて書面で7月10日までに申し出いただきたい。但し、回送については追って申し上げるが、その際にいたって費用が増額することのないよう注意をしていただきたいので、念のため申し添える。	82-84
M24/7/5	乙第 139 号	田原村長代理 助役	知事官房		船津の回送に要する費用についての調査については了承した。精密に調査したところ、左記の通り要する見込みであるので、回答する。なお、写真小片は腐朽し、破片もない状況である。毛布は明治24年4月8日に東牟婁郡役所へ引き渡ししているもので、郡役所にご紹介いただきたい。	84-85
M24/8/28	丙 75 号	田原村役場	大島村役場		5円 昨年、貴管内で遭難したトルコ軍艦乗員埋葬人数と字名を調査する件については了解したので、左記の通り回答する。 死体埋葬員数 12 埋葬地先 大字下田原東向	85

『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係ル各所往復書類』 概要

日付	記号番号	発出元	発出先	表題	概要	ページ
M24/8/27	号外	田和敬太郎	田原村役場		土艦船材ノ件二付照会 田原村大字下田原領大浦と古座村大字津荷との境界に船材を集め割って積み置いているのを目撃した。この場所は熊野街道の道傍で、多くの人が通行する際に目に触れて、事故や保安に対して不行き届きといわれては不都合である。一度巡視をお願いしたい。 ところで、部内の動静はいかがでしょうか。	86-87
M24/8/28	丙 76 号	田原村役場	田和敬太郎		照会いただいた件については、本日巡視した。艦材員数を調査したところ、これらは当所保管の分であり、紛失はしていない。照会のあった艦材云々は16日の大波の際に漂着した流木を誰かが薪に割ったものかと思うが、本日は一本も残っていないかった。当所を調査したが、これらを調べた者はいなかった。ご了承いただきたい。 本村内の各大字とも平穏です。	88
M24/8/30	甲 第 172 号	田原村長代理 助役	東牟婁郡長		明治24年2月甲第39号、40号、明治24年3月第64号、明治24年5月第112号で船津等の処分について、具申してきたが、未だ何らのご沙汰がない。いろいろとご事情があることと推察されますが、上申したように、保安物を海浜、道傍や山脚へ露積している状況であり、懸念される。昨年から日々巡視をして、取り締まりを十分してきたが、御達によって風浪を避けることのできる所に保管している。しかし、8月16日の暴風雨の際に荒船牛垣という所に積み置いている艦材が大波浪のために散乱してしまい、17日・18日の両日でもとりあえず人夫で集め置いたが、旧暦7月・8月は風浪が陵悪の既設であるために、再度流出する可能性がある。日々巡視警戒をすしほか他に良策はないと思うので、できるだけ早く、処分をお願いしたい。併せて事情があつて急々の処分が難しいければ、今よりも高い場所に保管場所を選んで一所に置くことが必要であるので、その運搬収集費用について、処置をお願いしたい。	89-91
M24/9/2	甲 第 176 号	田原村長代理 助役	東牟婁郡長	土艦船津等保安上に付 追申	8月30日甲第172号で上申した件について、保管場所を選んで一所に置く場合の運搬収集費用は凡そ20円を要する見込みである。	92
M24/8/30	甲 第 173 号	田原村長代理 助役	東牟婁郡長	土国軍艦船津運搬取聚費用支給方申請	田原村で保管している船津のうち、当村下田原字荒舟牛垣に置いているものについては、8月16日の暴風雨と大波で散乱した。とりあえず、収集しているが、その費用は左記の通りであるので、支給いただきたいと申請する。 貳円四十銭 但し、船津運搬人夫 明治24年8月17・18両日 日給20銭ずつ	93

『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係各所往復書類』 概要

日付	記号番号	発元	発出先	表題	概要	ページ
M24/8/30	甲第173号	田原村長	和歌山県知事	土国軍艦船津運搬取聚費用御渡方申請	田原村で保管している船津のうち、当村下田原字荒舟牛垣に置いていたものについては、8月16日の暴風雨と大波で散乱した。17日・18日の両日、人夫においてとりあえず、収集しているが、その費用は別紙の請求書の通りであるので、渡していただきたいと申請する。	94
M24/8/30		和歌山県東牟婁郡田原村大字下田原濱次郎兵衛・岡田太郎市・宮本藤六・山崎基四郎・浜地栄作・中筋弥右衛門	和歌山県知事	請求書	一金2円40銭 但し、明治24年8月16日の夜の暴風雨の大波のために散乱したトルコ国軍艦船津取集運搬の人夫賃、8月17・18日両日の6人分、1人に付き20銭ずつ	95
M24/9/5	親展号外	田原村長	内務部長		田原村で保管している船津のうち、当村下田原字荒舟牛垣に置いていたものについては、8月16日の暴風雨と大波で散乱した。とりえず、8月17・18日の両日で人夫において収集している。その費用は2円40銭を要したため、東牟婁郡長へ下渡を申請したが、知事あてに直接請求せよと郡衛第一科より照会があったことから、別紙甲第173号で費用の下渡申請をするので、至急下渡しをお願いしたい。左記の通りであるので、支給いただきたいと申請する。取扱いをお願いしたく、特段に上申する。	96
M24/9/9	丙第66号	大島村役場	田原村役場		トルコ国人の埋葬数の取調べについて丙第59号で照会したところ、丙第75号で回答されたことについては了承した。しかし、員数12とあるが、昨年遭難の当時の報告によれば、その数は13となっている。これはどちらが正しいのか。その筋より取調べについて照会があったので、大至急ご回答いただきたい。	97
M24/9/10	丙第80号	田原村役場	大島村役場		丙第66号をもってトルコ艦乗員の死体埋葬数の再度の取調べについての照会については、了承した。これは丙第75号をもって回答したとおり、12に相違ないので、ご了承いただきたいと回答する。	98
M24/9/9	第764号	東牟婁郡役所第一科	田原村役場		かねてから保管いただいていたトルコ艦の船津処分については、8月30日付け甲第172号で上申されたことについては、本県へ申し伝えていた。この処分については逐次本県より上申しているところだが、その筋より何ら指令がない。又、運搬取集等の費用については、一切支出する手段がないためそのまま差し置いているが、散逸しないように取りはからうよう本県書記官より申し伝えられたため、ご了承いただきたい。	99

『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係ル各所往復書類』 概要

日付	記号番号	発出元	発出先	表題	概要	ページ
M24/9/11	第 781 号	第一科	田原村役場		トルコ艦船浮運搬集の費用については、別紙で上申していただいたとおりであるが、これは9月9日付け第764号照会の通りいっさい支出する方法がないことから、別紙はそのまま返却する。	100
M24/9/2	甲第 176 号	田原村長代理 助役	東牟婁郡長	土艦船浮等保安上に付 進申	8月30日甲第172号でトルコ艦船浮処分について上申したところ、同号未段で一定の保管場所を選んで一所に置く場合の運搬集の費用はおよそ20円を要する見込みである。	100
M24/9/11	官乙第 108 号	知事官房	田原村長		8月16日の暴風雨のため保管していたトルコ艦船浮出したものを収集してもらったところであるが、この散乱流出したものはどのくらいあるのか概数を報告いただきたい。 今後、暴風雨等のために散乱したときは、速やかに当庁へ報告し、指示を受けることべきであることを承知いただきたい。	101
M24/9/15	甲第 182 号	田原村長	知事官房		今回官乙第108号で照会のあった概数報告の照会については了解した。散乱したのは当村大字下田原字荒船牛垣というところへ積み置いている部分全てである。それは108本(1間未満のもの90本、1間~2間までのもの18本)である。しかしながら、これらはいったん流失したけれども幸いにも東南風であったことから再漂着したため、一本も流失したものはないので、回答する。	102
M24/9/15	甲第 183 号	田原村長	和歌山県知事	土艦船浮聚拾運搬費用下渡の件 請求	8月30日付け甲第173号で申請したトルコ艦船浮収集運搬費用については、至急下渡いただきたいので、再び請求する。	103
M24/9/24	一第 868 号	第一科	田原村役場		トルコ艦船浮収集費用については、既に伝えたとおり、その筋において支弁の方法がないだけでなく、散乱を取り締まる費用を要するのであれば前もって県庁の指示を受けべきであったところを処置していない。これは不都合について、別紙請求書を返却する。これを諭すべきと伝えられたので、今後注意してもらいたい。	104
M24/9/25	乙第 193 号	田原村長	第一科長		今回、一第868号でトルコ艦船浮収集費用について、照会のあったことについては、了解したが、この案件については、別紙甲第189号申請のとおり特別をもって費用をいただきたく副申しますのでよろしくお願いしたい。 8月30日甲第173号申請書と人夫の請求書は未だ却下されておらず、その筋において処分中であって欲しいと考えている。 この件は、郡第一科へも申込み、郡衛を経て差し出したと考えている。	105

『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係ル各所往復書類』 概要

日付	記号番号	発出元	発出先	表題	概要	ページ
		城書記	高尾村長 (田原村長)		9月24日付け第一868号に対するトルコ艦船浮集費用の件については、次の通りきちんと申し開きしたい。 甲第189号 8月16日暴風大波のために散乱したトルコ艦船浮集費用の下渡については、8月30日付け甲第173号で人夫の請求書を添えて申請したところ、ご沙汰がないので、9月15日付け甲第183号で至急下渡を再度申請したところである。	106
M24/9/27		田原村長	和歌山県知事		今回、東牟婁郡役場の第一868号での通知に接し、費用を要するときは前もって県庁の指示を受けるべき等により甲第183号で再度の申請書を却下する旨の連絡があった。しかしながら、トルコ艦船浮集等の取り締まりについては、別紙写しの通り本部長より通知されたこともあり、丁重に丁重を加えて保管していったが、因らざるも高波のために散乱してしまつたため、とりあえず収集をしたものである。指示を受けて収集することとはもとより承知しているが、その間に流出する必然に於いたため、そのように取り扱つたものであるため、特別にその表を支弁していただければようお願いしたい。	107
M24/2/25	東甲第283号	東牟婁郡長	田原村長		トルコ軍艦遭難の船浮集事業が終了したことにより員数目録を差し出し出してもらつたところである。これらは最も嚴重に取り締まられるべきであり、万一、一品たりとも遺残紛失などがある場合は、外交上に不都合を生じる可能性もあることを承知いたしたき、注意してもらいたい。その筋の通知があつたため特に申し伝える。	108

『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係ル各所往復書類』 概要

日付	記号番号	発出元	発出先	表題	概要	ページ
M24/9/21	一第 849 号	第一科	田原村役場		<p>田原村大字下田原海岸に埋葬したトルコ国人の遺体について、将来の墓地保存の都合があり、大島村檜野崎のトルコ国人埋葬地へ改葬することが庁議で決まったので、改葬に係る諸費用を参考のため調べるようその筋から依頼があった。埋葬地より檜野崎改葬地に至る運搬費等を節約の見込みで次のように至急調べてもらいたいので、照会する。</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> 一金 ○円○十銭 但し人夫○人 1人につき、金○十銭 ○村大字○○に埋葬するトルコ国人遺体改葬に伴う掘削人夫賃 一金 ○円○十銭 但し人夫○人 1人につき、金○十銭 ○村大字○○より大島村檜野崎埋葬地まで 遺体○体運搬賃 但し海路 一金 ○十銭 筵○枚 1枚につき、○銭 遺体運搬上、入り用 一金 ○十銭 縄○貫目 1貫目につき、金○銭 <p>同し 計 金○円○十銭○厘 右の通り 明治 24 年 9 月 日 村長名 郡長宛</p> <p>遭難の当時埋葬したときは異なり、事故から1ヶ年余りを経過しているため、筋肉なども全く脱落しているから取扱いも用意と考えられるため、その旨を考慮して諸費用を調べてもらいたい。</p>	109 110

『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係ル各所往復書類』 概要

日付	記号番号	発出元	発出先	表題	概要	ページ
M24/9/18	乙第 197号	田原村役場	第一科		<p>田原村大字下田原に埋葬したトルコ国人遺体の改葬についての諸費用の調査については了解した。別紙のとおり要する見込みであるので報告する。</p> <p>記</p> <p>一金 5円50銭 但し人夫11人 1人につき、金50銭 田原村大字下田原に埋葬するトルコ国人遺体改葬に伴う掘削人夫賃 一金 4円50銭 但し人夫9人 1人につき、金50銭 田原村大字下田原より大島村檜野崎埋葬地まで 遺体11体運搬賃 但し海路 一金 2円40銭 但し船3艘 1艘につき、金80銭 田原村大字下田原より大島村檜野崎埋葬地まで 遺体11体運搬賃 但し海路 一金 60銭 筵12枚 1枚につき、5銭 遺体運搬上、入り用 一金 19銭5厘 縄3貫目 1貫目につき、金6銭5厘 同じ 計 金13円9銭5厘 右の通り 明治24年9月28日 田原村長 高尾平三郎 東牟婁郡長 吉田政之丞 殿</p>	111 112
M24/11/18		近藤 涉	田原村長		<p>トルコ国艦船浮の保管されているものは今般公売に付すことになった。入札を望んで貴役場へ申し出があった時は、現物の熟覧についてお願いしたい。請求のあった保管船浮について、8月中に暴風雨で散逸したものを収集した人夫賃金数円余りの分は今回公売する代金より支払うことになった。公売の代金はすぐに精算される筈であるので、請求金額の領収書をあらかじめ私宛に直に県庁へ送っていただきたい。</p>	113
M24/11/11	乙第 233号	田原村長	和歌山県属 近藤涉		<p>8月16日の暴風雨大波のために散乱したトルコ国艦船浮収集運搬費用の下渡しについては、11月30日付け甲第173号を申請しているが、今回公売する売却代金より下渡しされることになったことを、11月18日無号で連絡があったことについては、了解した。ついては、別紙により人夫の領収書を徴し、差し出すので、よろしく願います。</p>	114

『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係ル各所往復書類』 概要

日付	記号番号	発出元	発出先	表題	概要	ページ
M24/11/11		濱次郎兵衛・岡田太郎市・宮本藤六・山崎基四郎・浜地栄作・中筋弥右衛門	和歌山県知事	領収証	一金2円40銭 但し、明治24年8月16日の夜の暴風雨大波浪のため散乱したトルコ軍艦船浮収集運搬人夫賃8月17日・18日の両日6分1人に付き1日金29銭ずつ右正に領収した。	115
M24/12/9		東牟婁郡田原村長	和歌山県属 近藤 涉		8月16日大波のため散乱したトルコ軍艦船浮収集運搬費用領収書差し出しにについては、大島出張先よりご連絡いただいたため、領収書を11月11日に乙第233号により差し出した。これを至急下渡しいただきたいと人夫達から度々申し出があるため、急ぎ下渡しいただきたいとお願ひしたい。	116
M24/11/30	官乙第123号	秋山書記官	東牟婁郡田原村長		トルコ軍艦零細物の公売入札を行ったところ、次の通り落札代金を即時全部上納されたので、役場保管の物品について規則に添付されている公売品仕訳書の分は現地保管のまま返却書を確認して引き渡し、規則にある第3号書式の領収証を徴して、直接県庁へ差し出してもらいたい。 物品目録引き渡しについては、規則通り準じて行っていただきたい。 記	117
M24/12/9	乙第241号	田原村長代理 助役	和歌山県書記官 秋山惣郷		1 公売規則添付公売品仕訳書第3号の物品 大阪府大阪市南区塩町3丁目117番屋敷 買受人 澤田三次郎	118
M24/12/8		澤田三次郎	和歌山県書記官 秋山惣郷	證	昨年から当場で保管しているトルコ軍艦零細物品公売に伴い該当品の引き渡しについて官乙123号で通知のあった件については了承した。公売規則通りに引き渡し、買受人から領収書を徴したので、差し出す。 和歌山県東牟婁郡大島沖沈没のトルコ軍艦より採集した零細物の東牟婁郡田原村大字下田原に保管していた物一切について、受領した。	119
M24/12/8	内四第221号	和歌山県内務部	田原村役場		8月30日甲第173号で請求のあった濱次郎兵衛他5名がトルコ軍艦採集品運搬人夫賃2円40銭は郵便為替をもって差し出すので、到達したらその旨をご一報いただきたい。	120
M24/12/11	乙第222号	田原村役場	和歌山県内務部		8月付け内四第221号でお送りいただいたトルコ軍艦採集品運搬人夫賃2円40銭は本日到達し領収した。	120
M24/11/15	訓令第343号	和歌山県知事	大島村役場・田原村役場・下里村役場・勝浦村役場・太地村役場	土国軍艦零碎物 公売規則		121 ～ 126

『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係ル各所往復書類』 概要

日付	記号番号	発出元	発出先	表題	概要	ページ
M24/12/11	一第 1334 号	東牟婁郡役所第一科	田原村役場		田原村下田原へ仮埋葬されている昨年9月に非命の死を遂げたトルコ軍艦乗組員の遺体は、当時手続きを経て埋葬されたが、墓地外に仮埋葬されたものについては、墓制取締上、また、墳墓の保存の都合もあって、大島村大字野字尾崎のトルコ国人埋葬地へ改葬することになった。関係村長より改葬について東牟婁郡警察署に許可を受けるべきことを相談した。同署から、特に問題ないとのことであるので、ご了知の上、手続きを急遽履行してもらいたい。 改葬手続き履行については、整理の都合もあり、極めて急いでいるため、その辺をご了知いただきたく申し添える。	127 128
M24/12/15		書記 城茂士	坂本郡書記		田原村下田原へ仮埋葬したトルコ国人の遺体を大島村大字野野へ改葬する際に、警察署の許可を受けるべきとの通知が第一第 1334 号であったことについては、了解した。本村長が出張の際に同署長に面会し、このことについて、話をしたところ、出願については書式をあらかじめ県庁へ通知するので、それによって差し出してほしいとの話であった。そのようにした方が良いかと思うが、一応問い合わせをする。	129 130
M24/12/18	一第 1376 号	東牟婁郡役所第一科	田原村長		トルコ国軍艦乗組員軍人の遺体の改葬手続きについては 12 月 14 日付け第一第 1334 号で連絡をしたが、個々の村から申請を行うと整理上差し支えがあると思われため、本科で書式を作成し、警察署の意見を聞いたところ特に意義がないとの回答であった。参考までに送るので、貴職においても異存がなければ書式に準じて認可申請をしてもらいたい。 改葬についての申請 昨年 9 月 16 日日本郡大島村大字野崎において非命に亡くなったトルコ軍艦エルトグロール号乗組員軍人の遺体のうち、本村大字〇〇字〇〇外〇〇ヶ所に漂着した〇人について当時炎熱悪疫が流行していたため、やむをえず、その筋へ相当の手続きを経ず大字〇〇字〇〇に仮埋葬しているところである。これは、一時的な取扱いであることから、墳墓保存上等の都合もあって、大島村大字野崎野字尾崎埋葬地へ改葬したいので、認可いただけるよう申請する。 明治 24 年 月 日 印 東牟婁郡警察署長 和歌山県警部 清水廣治殿	131 132

『明治廿三年九月十七日 土耳其軍艦難破二係ル各所往復書類』 概要

日付	記号番号	発出元	発出先	表題	概要	ページ
M24/12/21	丙第 116 号	東牟婁郡田原村長	東牟婁郡警察署長 和歌山県警部 清水 廣治	改葬の義に付申請	昨年 9 月 16 日 本郡大島村大字檜野崎において非命に亡くなったトルコ軍艦エルトロール号乗組員軍人の遺体のうち、本村大字下田原字東向 2ヶ所に漂着した 12 人について当時炎熱悪疫が流行していたため、やむをえず、その筋へ相当の手続きを経ず大字下田原字東向に仮埋葬しているところである。 これは、一時的な取扱いであることから、墳墓保存上等の都合もあって、大島村大字檜野字尾崎埋葬地へ改葬したいので、認可いただけるよう申請する。	133
M24/12/21	丙第 116 号	東牟婁郡田原村長	東牟婁郡警察署長 和歌山県警部 清水 廣治	改葬の義に付申請 (印有り)	昨年 9 月 16 日 本郡大島村大字檜野崎において非命に亡くなったトルコ軍艦エルトロール号乗組員軍人の遺体のうち、本村大字下田原字東向 2ヶ所に漂着した 12 人について当時炎熱悪疫が流行していたため、やむをえず、その筋へ相当の手続きを経ず大字下田原字東向に仮埋葬しているところである。 これは、一時的な取扱いであることから、墳墓保存上等の都合もあって、大島村大字檜野字尾崎埋葬地へ改葬したいので、認可いただけるよう申請する。	134
M25/4/1	東警指令第 3936 号	和歌山県東牟婁郡警察署	田原村長	丙第 116 号申請 に対する指令	明治 24 年 12 月 21 日 付けのトルコ国人遺体仮埋葬に関する申請の件は許可する。	135
M25/4/6	一第 798 号	和歌山県東牟婁郡役所 第一科	田原村役場		トルコ 国人遺体仮埋葬の件はこのたび許可されたところである。来る 9 日から三輪崎村に仮埋葬されている遺体発掘より着手し、順次太地・下里・田原村等の発掘に着手する旨、改葬請負人から申し出があった。発掘等の際は必ず貴役場員が現場で立会い、請負人に不都合のことがないよう、厳重にとりまわっていただきたい。	136
M25/4/8	一第 807 号	第 3 科	田原村役場		トルコ 国人遺体の改葬の件は 9 日より発掘着手することを連絡したが、請負人の都合により 12・13 日頃まで着手を延期するとの申し出があったので、ご了承いただきたい。 着手日時が確定した場合は、その旨を通知する。	137
M25/4/18	一第 884 号	第一科	田原村役場		トルコ 国人遺体改葬着手の件については、4 月 8 日付け一第 807 号で通知したが、19 日から着手する旨、請負人から申し出があったので、ご了承いただきたい。	138

明治 23 年 (1890) 9 月 17 日 ~ 明治 25 年 (1892) 4 月 18 日までの記録である。

檜野埼灯台・官舎及びエルトゥールル号事件に関する
調査研究報告書

発行日 平成25年3月29日

編集・発行 和歌山県教育委員会
和歌山市小松原通1丁目1

印刷 株式会社 協和
海南市南赤坂5-3